

令和 2(2020)年度  
自己点検・評価報告書

令和 2 (2020) 年 10 月



# 内容

(1) 学校法人及び短期大学の沿革	3
(2) 学校法人の概要	4
(3) 学校法人・短期大学の組織図（令和2年5月1日現在）	5
(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ・地域社会の産業の状況	6
(5) 課題等に対する向上・充実の状況	9
(6) 学生データ	12
(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要	14
(8) 短期大学の情報の公表について	16
(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について	18
(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム	18
(11) 公的資金の適正管理の状況	18
(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成29年度～令和元年度）	19
<b>2. 自己点検・評価の組織と活動</b>	<b>22</b>
<b>基準I 建学の精神と教育の効果</b>	<b>25</b>
<b>基準I-A 建学の精神</b>	25
<b>基準I-B-1 教育の効果</b>	35
<b>基準I-C 内部質保証</b>	42
<b>基準II 教育課程と学生支援</b>	<b>46</b>
<b>基準II-A 教育課程</b>	46
<b>基準II-B 学生支援</b>	66
<b>基準III 教育資源と財的資源</b>	<b>84</b>
<b>基準III-A 教育の効果</b>	84
<b>基準III-B 物的資源</b>	98
<b>基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源</b>	105
<b>基準III-D 財的資源</b>	109
<b>基準IV リーダーシップとガバナンス</b>	<b>116</b>
<b>基準IV-A 理事長のリーダーシップ</b>	116
<b>基準IV-B 学長のリーダーシップ</b>	118
<b>基準IV-C ガバナンス</b>	123

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

年 月	内 容
明治21(1888)年5月	熊本市昇町に済々賛附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24(1891)年10月	済々賛から独立して、尚絅女学校に改称
明治29(1896)年 4月	尚絅女学校を私立尚絅高等女学校に改称
明治45(1912)年 5月	尚絅財団法人設立
大正 9(1920)年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現九品寺キャンパス）に新築移転
昭和22(1947)年 4月	学制改革によって尚絅中学校発足（昭和46年から平成6年まで募集停止）
昭和23(1948)年 4月	学制改革によって尚絅高等学校発足
昭和26(1951)年 3月	尚絅財団法人から学校法人尚絅学園に組織変更
昭和27(1952)年 4月	熊本女子短期大学家政科開設
昭和40(1965)年 2月	尚絅学園第2校地（現武藏ヶ丘キャンパス）を購入
昭和42(1967)年 4月	熊本女子短期大学家政科を、家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43(1968)年 4月	第2校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44(1969)年 4月	第2校地に熊本女子短期大学附属幼稚園を開設
昭和50(1975)年 4月	熊本女子短期大学を尚絅短期大学、熊本女子短期大学附属幼稚園を尚絅短期大学附属幼稚園に改称
昭和63(1988)年 5月	尚絅学園創立100周年記念式典を挙行
平成 8(1996)年 4月	尚絅短期大学に専攻科・食物栄養専攻を開設
平成12(2000)年 4月	尚絅短期大学子育て研究センターを開設
平成17(2005)年 4月	尚絅短期大学附属幼稚園新築移転
平成18(2006)年 4月	尚絅短期大学を尚絅大学短期大学部、幼児教育科を幼児教育学科と改称。 家政科を総合生活学科と食物栄養学科に改組 尚絅短期大学附属幼稚園を尚絅大学短期大学部附属幼稚園に改称
平成20(2008)年 4月	尚絅大学短期大学部専攻科・食物栄養専攻募集停止
平成23(2011)年12月	尚絅大学図書館本館（九品寺）完成
平成25(2013)年 5月	尚絅学園長期ビジョン（将来像）及び中長期行動計画策定 尚絅学園創立125周年記念式典を挙行 尚絅大学短期大学部子育て研究センターを尚絅子育て研究センターに改組
平成26(2014)年4月	尚絅食育研究センターを開設
平成26(2014)年7月	尚絅ボランティア支援センターを開設
平成27(2015)年4月	尚絅地域連携推進センターを開設
平成28(2016)年4月	尚絅大学短期大学部附属幼稚園を、尚絅大学短期大学部附属こども園（幼保連携型認定こども園）へ移行
平成30(2018)年5月	尚絅学園創立130周年記念シンポジウム開催

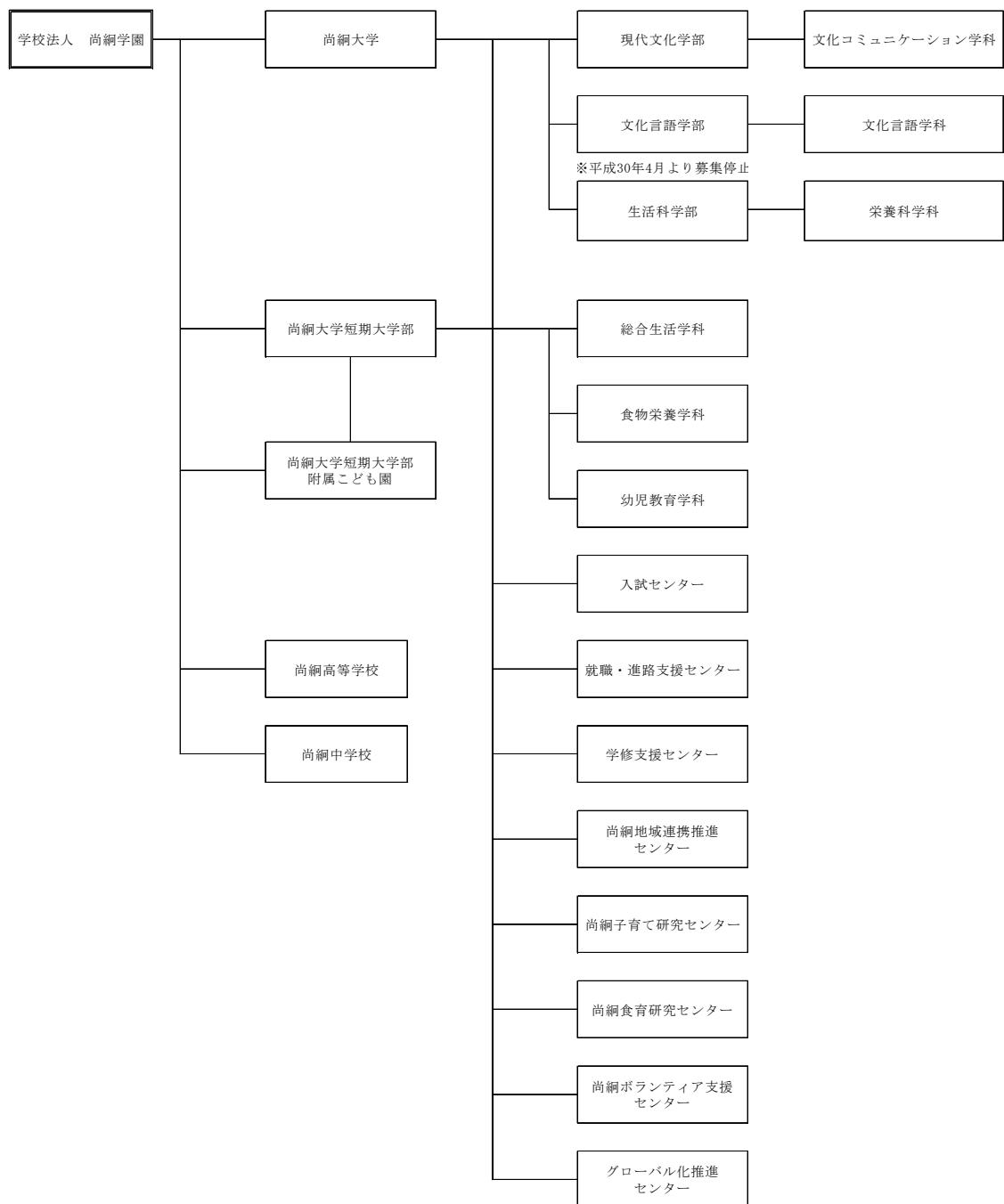
平成31(2019)年2月	台湾・高雄大学との大学間交流協定締結
平成31(2019)年3月	中国・上海杉達学院大学、マレーシア・Sounthern University Collegeとの大学間交流協定締結
令和2(2020)年 2月	尚絅大学・尚絅大学短期大学部グローバル化推進センターを開設

## (2) 学校法人の概要

(令和2年5月1日現在)

教育機関名	所 在 地	入学定員	収容定員	在籍者数
尚絅大学	(九品寺キャンパス) 熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6-78 (武蔵ヶ丘キャンパス) 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8-1	145	600	488
尚絅大学短期大学部	同 上	310	620	533
尚絅高等学校	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6-78	320	960	574
尚絅中学校	同 上	80	240	68
尚絅大学短期大学部 附属こども園	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8-1	—	290	297

### (3) 学校法人・短期大学の組織図（令和2年5月1日現在）



#### (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ・地域社会の産業の状況

##### ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

令和元(2019)年10月1日現在の熊本県の人口は174万6,740人であり、平成10(1998)年の人口186万5,773人をピークに減少傾向に転じている。

一方、九州地方第三の都市である熊本市は市町村合併を繰り返し、平成22(2010)年には城南町及び植木町と合併したことにより政令指定都市の要件である人口70万人以上を満たし、平成24(2012)年に政令指定都市へと移行した。政令指定都市移行後の平成24(2012)年以降の熊本市の人口は、毎年緩やかに増加していたが、平成28(2016)年度以降減少に転じている。

##### 熊本県及び熊本市の人口の推移（人）※各年10月1日現在

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
熊本県人口総数	1,786,170	1,774,538	1,765,518	1,756,442	1,746,740
熊本市人口総数	740,822	739,606	739,858	739,556	739,393

※熊本県ホームページ「昭和50年～令和元年市区町村別人口推移（総数、男女別）」より抜粋

##### ■ 学生の入学動向

##### 学生の出身地別人数及び割合

地域	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
熊本県	267	94.7	264	94.7	266	96.0	237	96.4	281	96.3
福岡県	2	0.7	0	0.7	3	1.1	1	0.4	1	0.3
佐賀県	0	0.0	1	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0
長崎県	1	0.4	1	0.4	0	0	0	0.0	1	0.3
大分県	0	0.0	0	0.0	0	0	1	0.4	0	0.0
宮崎県	5	1.8	1	1.8	3	1.1	2	0.8	2	0.7
鹿児島県	3	1.1	4	1.1	4	1.4	1	0.4	4	1.4
沖縄県	1	0.4	0	0.4	0	0	0	0.0	0	0.0
その他	3	1.1	2	1.1	1	0.4	4	1.6	3	1.0
合計	282	100.0	273	100.0	277	100.0	246	100.0	292	100.0

##### [注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 令和元年度を起点に過去5年間を掲載した。

## ■ 地域社会のニーズ

熊本県における短期大学に対するニーズは、18歳人口の減少、専門学校との競合、高校生の4年制大学志向などの影響を受けて、近年減少傾向にある。しかしながら、2年間という短い期間で栄養士や保育士等の専門職資格が取得できる短期大学に対する地元のニーズは現在でも根強く、今後も一定の進学者数は期待できるものと思われる。

また、本学を卒業する学生の9割以上が熊本県内の事業所に就職しており、本学が開設以来担ってきた短期大学における専門的職業教育は地元企業の人材ニーズにマッチしているといえよう。

## ■ 地域社会の産業の状況

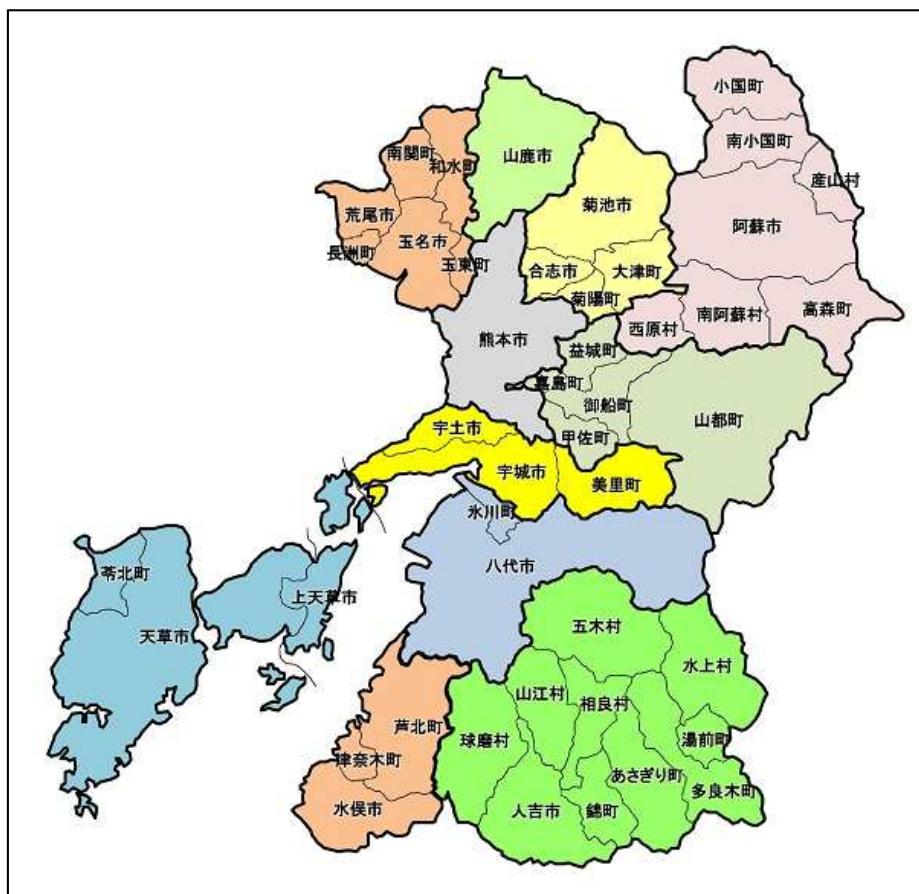
平成27年の国勢調査によると、熊本県の15歳以上の就業者83万4千人の産業別構成比は、第1次産業が9.8%、第2次産業が21.0%、第3次産業が69.1%であり、第3次産業の就業者が圧倒的に多い。第1次産業の構成比は9.8%と少ないものの、平成30年の熊本県の農業産出額は3,423億円（全国6位）、生産農業所得は1,296億円（全国6位）であり、熊本県は典型的な農業県であるといえよう。肥沃で広大な土地及び豊富な地下水を背景に、米や野菜をはじめ、い草、タバコ等の工芸作物、果物等を産出している。特にトマトやスイカの生産量は全国1位を誇るほか、イチゴ（全国3位）や温州みかん（全国4位）の生産も盛んである。

また、漁業については、天草や有明海における真鯛やふぐ、車海老、海苔の養殖が盛んであり、真鯛やふぐは全国2位、車海老は全国3位、海苔は全国4位の生産量である。そのほか、畜産業や林業等、農業以外の第1次産業も盛んに行われている。

熊本県は、九州の中央に位置していることもあり、明治政府が発足してからごく近年にいたるまで、九州における行政の拠点として、多数の官公庁の出先機関が県内に置かれたという歴史的経緯により、第3次産業の割合が高かった。

第2次産業については、熊本県が半導体等のハイテク産業や輸送用機械産業を中心とした積極的な企業誘致を進めてきたこともあり、これらの企業の進出がみられる一方で、建設業は、財政健全化計画の下で公共事業関連予算が削減されたこともあり、県内総生産は減少傾向にある。

## 短期大学所在の市区町村の全体図



熊本市 行政区 地図



## (5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

<機関別評価結果>

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
・卒業後評価の取組として、卒業時アンケート、卒業生アンケート、卒業生の就職先に対するアンケートが実施されているが、それらのアンケートの結果を教職員間で共有し、教員の質向上に向けてより一層活用することが望まれる。	・卒業後評価の取組としての各種アンケートについては、実施後速やかに短期大学部教授会や学科会議、部課長会議において情報共有化し、その情報を教育の質向上に活用する。	・令和元(2019)年12月に実施した卒業生の就職先に対するアンケート、令和2(2020)年1月に実施した卒業生アンケート、令和2(2020)年3月に実施した令和元(2019)年度卒業時アンケートの各調査結果については、大学企画委員会にて報告した後、各学科会議において情報を共有し、改善を必要とする項目については抽出した後、教育の質向上を図るため、今後検討を行うこととした。
・シラバスの記載事項について、「資格」等に適性を欠く記述や欠落が見られるので、点検を強化することが望まれる。	・平成30(2018)年度以降シラバス作成に向けて制定したシラバス作成ガイドの見直し及び教員への周知並びにシラバス記載内容に対するチェック体制の徹底を図る。	・令和2(2020)年度向けシラバス作成ガイドの見直しを行った。

<基準別評価票>

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
・シラバスの記載事項について、「評価方法」、「オフィスアワー」、「資格」等に適正を欠く記述や欠落がみられるので、点検を強化すること、並びに成績評価基準の適正化について教員組織として対応することが望まれる。	・平成30(2018)年度以降シラバス作成に向けて制定したシラバス作成ガイドの見直し及び教員への周知並びにシラバス記載内容に対するチェック体制の徹底を図る。	・令和2(2020)年度向けシラバス作成ガイドの見直しを行った。

・基礎学力の不足する学生や障害を有する学生への学習支援として、併設の大学と合同で、「学修支援センター」が開設されているが、その活動は限定的であるので、全学的な取り組みとして展開することが望まれる。	・基礎学力の補習、授業内容の補習、合理的な配慮を必要とする学生への特別支援を目的に開設したが、効果的な運用法について検討する。	・教務連絡会議が中心となってその効果的な運用法について継続的に検討し、学力不足の学生や合理的な配慮を有する学生を誘導する仕組み作りを進めており、学生には少しづつ周知が図られている。
・専任教員の中にウェブサイト上で教育研究活動に関する情報公開をしていない教員がいるので、情報公開の内容について全学的に点検する体制を整え、情報公開に不備がないようにすることが望まれる。	・専任教員の教育研究活動に関する情報公開については、定期的に情報公開の内容に関して不備がないよう点検を行う。	・ホームページ上に教員一覧を設け、現職専任教員の教育研究活動に関する情報公開を行っているが、その内容について現時点で不備がないことを点検した。
・教職員の海外研修、海外派遣、国際会議への参加等に関する規定が定められていないので、規程を整えることが望まれる。	・教職員の海外研修、海外派遣、国際会議等に関する規程についてその必要性も含めて検討する。	・関係部署においてその必要性も含めて協議を行っている。
・理事長直轄の「内部監査室」を設置し、特に業務監査に関連した監査について、監査の精度を上げる工夫をしているが、監査機能が限定的であるので改善が望まれる。	・内部監査室、公認会計士（監査法人）及び監事の三様監査体制による一層の内部統制及び監事監査強化を図る。	・内部監査室長については、平成 30（2018）年度から理事長兼務から専任職員に交代するとともに、内部監査マニュアルや年度計画に基づく監査計画を監事等と情報共有し、監査精度の向上に努めている。

## ②上記以外で、改善を図った事項について

- ・全学的な教養科目の見直しを行い、特色ある自校教育の推進及び日本語運用能力の強化を目的に、「熊本学」「日本伝統文化入門」「日本語表現」の科目を令和元年度より全ての学科に導入し、教養科目の充実を図った。
- ・授業改善アンケートについて前後期とも全 15 コマの 6 コマ～9 コマ目にアンケートを実施し、当該授業の全 15 コマ内で改善結果を反映できるようにした。

## ③過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

- ・平成 30 年 4 月設置の尚絅大学現代文化学部を届出した時の設置計画履行状況等調査において、「総合生活学科の定員充足率の平均が 0.7 倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。」とする留意事項が

付されたが、当該学科の同 30 年度入試では入学定員充足率 0.91 倍と回復し、同 29 年度及び 30 年度の平均入学定員充足率が 0.81 倍となったことから、その旨同 30 年度設置計画履行状況報告書において文部科学省に報告したところ、留意事項に対する履行状況は履行済みとの回答を得ている。

## (6) 学生データ

### ①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	備考
総合生活学科	入学定員	100	80	80	80	80	
	入学者数	45	58	73	41	52	
	入学定員 充足率 (%)	45%	73%	92%	51%	65%	
	収容定員	200	180	160	160	160	
	在籍者数	94	103	133	118	91	
	収容定員 充足率 (%)	47%	57%	83%	74%	57%	
食物栄養学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	78	74	56	73	77	
	入学定員 充足率 (%)	97%	92%	71%	91%	96%	
	収容定員	160	160	160	160	160	
	在籍者数	157	148	128	127	145	
	収容定員 充足率 (%)	98%	92%	80%	79%	90%	
幼児教育学科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	150	125	148	132	163	
	入学定員 充足率 (%)	100%	83%	99%	88%	109%	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	302	277	272	281	297	
	収容定員 充足率 (%)	100%	92%	90%	94%	99%	

#### [注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

**②卒業者数（人）**

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総合生活学科	60	43	44	55	73
食物栄養学科	76	78	73	70	53
幼児教育学科	154	149	146	118	143

**③退学者数（人）**

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総合生活学科	4	2	2	1	5
食物栄養学科	2	5	2	4	6
幼児教育学科	6	1	4	5	3

**④休学者数（人）**

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総合生活学科	0	2	3	3	2
食物栄養学科	0	1	1	1	1
幼児教育学科	2	0	3	4	2

**⑤就職者数（人）**

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総合生活学科	48	38	37	53	64
食物栄養学科	66	63	60	60	42
幼児教育学科	150	143	142	118	137

**⑥進学者数（人）**

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総合生活学科	3	3	2	0	0
食物栄養学科	6	9	10	6	9
幼児教育学科	1	1	3	0	1

## (7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

### ①教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
総合生活学科	2	2	1	2	7	4		2	0	16	家政関係
食物栄養学科	3	2	1	1	7	4		2	3	21	家政関係
幼児教育学科	5	8	0	2	15	10		3	0	24	教育学・保育学関係
(小計)	10	12	2	5	29	18 ①		7 ③	3	56	
〔その他の組織等〕	/	/	/	/	/						
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕						5 ②	2 ④				
(合計)	10	12	2	5	29	23 ①+②	9 ③+④	3	56		

#### 〔注〕

- 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
- 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
- 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
- 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
- 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
- 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

## ②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	39	22	61
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	4	0	4
その他の職員	2	0	2
計	45	22	67

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

## ③校地等 (m<sup>2</sup>)

校地等	区分	専用 (m <sup>2</sup> )	共用 (m <sup>2</sup> )	共用する他の学校等の専用 (m <sup>2</sup> )	計 (m <sup>2</sup> )	基準面積 (m <sup>2</sup> )	在籍学生一人当たりの面積 (m <sup>2</sup> )	備考 (共用の状況等)
校舎敷地	48,783.0	8,949.9	-	57,732.9				尚絅大学
運動場用地	0.0	3,249.9	4,291.0	7,540.9				尚絅大学
小計	48,783.0	12,199.8	4,291.0	65,273.8 [口]		6,400	64.2 [イ]	尚絅大学
その他	-	4,865	5,514.2	10,379.2				尚絅大学
合計	48,783.0	17,064.8	9,805.2	75,653.0				尚絅大学

[注]

- 基準面積 (m<sup>2</sup>) = 短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積 = [口] ÷ 当該短期大学の在籍学生数 (他の学校等と共に用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数)

## ④校舎 (m<sup>2</sup>)

区分	専用 (m <sup>2</sup> )	共用 (m <sup>2</sup> )	共用する他の学校等の専用 (m <sup>2</sup> )	計 (m <sup>2</sup> )	基準面積 (m <sup>2</sup> )	備考 (共用の状況等)
校舎	12,892.7	2,074.8	-	14,967.5	5,950	尚絅大学

[注]

- 基準面積 (m<sup>2</sup>) = 短期大学設置基準上必要な面積

## ⑤教室等

	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
九品寺キャンパス	11	1	8	2	0
武藏ヶ丘キャンパス	5	19	1	2	0

※ 武藏ヶ丘キャンパスの演習室にはピアノレッスン室（15室）が含まれる。

## ⑥専任教員研究室（室）

専任教員研究室	
九品寺キャンパス	17
武藏ヶ丘キャンパス	15

## ⑦図書・設備

	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
本館	130,066 [6,344]	656 [29]	0 [0]	1,847	—	—
分館	116,115 [12,025]	1,774 [52]	0 [0]	2,630	—	—
計	246,181 [18,369]	2,430 [81]	0 [0]	4,477	—	—

	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	閲覧座席数	収納可能冊数
図書館	九品寺キャンパス	1,246.2	74	13.1万冊
	武藏ヶ丘キャンパス	977.0	100	12.7万冊

	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	体育館以外のスポーツ施設の概要
体育館	九品寺キャンパス	2472.3	卓球場
	武藏ヶ丘キャンパス	4268.5	グラウンド

※大学・短大共有

## (8) 短期大学の情報の公表について

### ①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的 に関すること	・大学ホームページ (情報公表) <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a> ・学生便覧
2	教育研究上の基本組織に 関すること	・大学ホームページ (情報公表) <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a>
3	教員組織、教員の数並びに 各教員が有する学位及び 業績に関すること	・大学ホームページ (情報公表) <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a>

4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ホームページ（情報公表） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a></li> <li>大学ホームページ（入試情報→アドミッション・ポリシー） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy</a></li> <li>学生便覧</li> </ul>
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ホームページ（情報公表） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a></li> <li>シラバス</li> </ul>
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ホームページ（情報公表） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a></li> <li>学生便覧</li> </ul>
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ホームページ（情報公表） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a></li> </ul>
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ホームページ（情報公表） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a></li> <li>大学ホームページ（入試情報→納付金） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/nofu">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/nofu</a></li> <li>学生便覧</li> <li>募集要項</li> </ul>
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ホームページ（情報公表） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure</a></li> <li>大学ホームページ（就職・キャリア） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/career">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/career</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学ホームページ（キャンパスライフ） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life</a></li> </ul> </li> </ul>

## ② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学園ホームページ（情報の公表→事業報告・財務状況） <a href="http://www.shokei-gakuen.ac.jp/dDisclosure">http://www.shokei-gakuen.ac.jp/dDisclosure</a>

[注]

□ 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載する。

## (9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

### ■学習成果をどのように規定しているか。

本学では、学習成果を各学科の教育目的・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を「カリキュラムマップ（履修系統図）」により各科目と関連づけ、各科目のシラバスに記載されている目標を達成するために要求されている技量や能力の修得を学習成果として位置付けている。

### ■どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

「カリキュラムマップ（履修系統図）」及び「成績評価マトリックス」を作成し、教育課程を構造化するとともに、学習成果の測定が可能になっている。

この仕組みによって導き出された測定値・成果が、学生個々の学習状況の評価、学科における教育活動の成果・結果であり、これを学生個々人の学習と反省、学科の教育課程、個々の科目の授業課題として取り上げ、学習成果の向上・充実につなげられるようになっている。

## (10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム

該当なし。

## (11) 公的資金の適正管理の状況

文部科学省からの通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、本学では平成 19(2007)年 11 月 1 日に「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程」、を制定し、本規程に基づいて公的研究費を適正に管理している。また、平成 22(2010)年 3 月 1 日に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会規程」を制定し、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定め、研究倫理委員会を設置して組織内の体制を整備した。その後「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、平成 27(2015)年 2 月 1 日に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程」、平成 29(2017)年 5 月 31 日に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程」を制定し、体制整備を行い、公的研究費における不正行為防止に取り組んでいる。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成29年度～令和元年度）

①理事会

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席 理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
	7~9人	9人	平成29年5月29日 13:30~15:00	7人	77.8%	2人	1/2
	7~9人	9人	平成29年7月18日 14:30~15:00	8人	88.9%	1人	1/2
	7~9人	9人	平成29年9月5日 14:20~15:00	7人	77.8%	2人	1/2
	7~9人	9人	平成29年10月31日 14:40~15:40	8人	88.9%	1人	1/2
	7~9人	9人	平成29年12月18日 14:05~14:35	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	9人	平成30年2月19日 14:05~14:35	6人	66.7%	3人	1/2
	7~9人	9人	平成30年3月26日 14:45~16:05	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	9人	平成30年5月28日 13:30~13:40 評議員会開催による中断後再開 14:00~14:55 評議員会開催による中断後再開 15:45~16:00	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	9人	平成30年7月17日 14:20~15:00	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	9人	平成30年10月22日 13:20~13:35 評議員会開催による中断後再開 14:50~15:05	9人	100%	0人	2/2
	7~9人	9人	平成30年12月17日 14:40~15:10	9人	100%	0人	2/2
	7~9人	9人	平成31年2月25日 15:05~15:40	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	9人	平成31年3月25日 14:50~15:50	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	9人	令和元年5月28日 13:30~13:33 評議員会開催による中断後再開 13:45~14:47 評議員会開催による中断後再開 15:42~16:14	7人	77.8%	2人	2/2
	7~9人	9人	令和元年7月16日 14:45~15:32	9人	100%	0人	1/2

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席 理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
	7~9人	9人	令和元年10月21日 14:45~15:23	7人	77.8%	2人	1/2
	7~9人	9人	令和元年12月16日 14:50~15:43	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	8人	令和2年3月23日 13:25~13:31 評議員会開催による中断後再開 15:10~16:15	8人	100%	0人	2/2

## ②評議員会

区分	開催日現在の状況		開催年月 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席 評議員数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
	18~21人	20人	平成29年5月29日 15:05~15:40	17人	85%	2人	1/2
	18~21人	20人	平成29年7月18日 13:30~14:25	17人	85%	2人	1/2
	18~21人	20人	平成29年9月5日 13:30~14:15	17人	85%	3人	1/2
	18~21人	20人	平成29年10月31日 13:30~14:35	17人	85%	3人	1/2
	18~21人	20人	平成29年12月18日 13:30~14:00	19人	95%	1人	1/2
	18~21人	20人	平成30年2月19日 13:30~14:00	16人	80%	3人	1/2
	18~21人	20人	平成30年3月26日 13:30~14:40	18人	90%	2人	1/2
	18~21人	20人	平成30年5月28日 13:45~13:55 理事会開催による 中断後再開 15:00~15:40	17人	85%	2人	1/2
	18~21人	20人	平成30年7月17日 13:30~14:15	19人	95%	1人	1/2
	18~21人	20人	平成30年10月22日 13:37~13:45	19人	95%	1人	2/2
	18~21人	20人	平成30年12月17日 13:26~14:36	20人	100%	0人	2/2
	18~21人	20人	平成31年2月25日 13:25~14:56	19人	95%	1人	1/2
	18~21人	20人	平成31年3月25日 13:25~14:38	20人	100%	0人	1/2
	18~21人	20人	令和元年5月28日 13:34~13:44 理事会開催に による中断後再開 14:50~15:39	16人	80%	4人	2/2
	18~21人	20人	令和元年7月16日 13:30~14:38	18人	90%	2人	1/2
	18~21人	20人	令和元年10月21日 13:30~14:32	19人	95%	1人	1/2
	18~21人	20人	令和元年12月16日 13:30~14:45	17人	85%	2人	1/2
	18~21人	19人	令和2年3月23日 13:35~15:05	18人	94.7%	0人	2/2

[注]

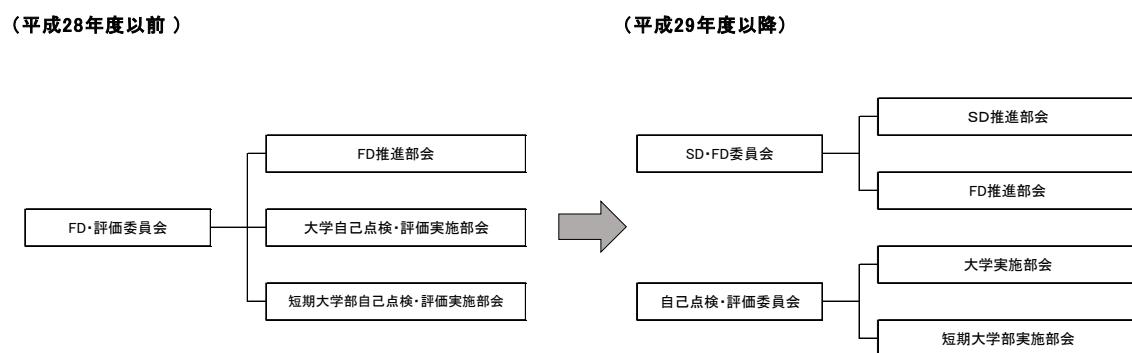
- 平成29年度から令和元年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
- 「定員」及び「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
- 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
- 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価については、学則第75条第1項において「本学は、教育研究・教育水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動について、自己点検及び自己評価を行う」旨定められている。

本学では、平成11(1999)年9月の短期大学設置基準の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されたのに伴い、同年12月に理事長を議長とする自己点検運営審議会を設置した。その後、平成16(2004)年度に全ての大学、短期大学、高等専門学校が7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられたのをきっかけに、組織体制をより強化するため、自己点検運営審議会からFD・評価委員会へと組織改編が行われた。平成29(2017)年4月、FD・評価委員会は、SD義務化への対応も含めて、以下に示すとおり、SD・FD委員会と自己点検・評価委員会に分離され、自己点検・評価委員会のもとで自己点検・評価を実施している。



自己点検・評価委員会は、大学・短期大学部における教育研究活動等の自己点検・評価に関する事項を審議することを目的に設置され、①自己点検・評価の基本方針の策定に関すること、②自己点検・評価の報告・公表に関すること、③自己点検・評価に関する全学的な連絡・調整に関すること、④認証評価機関の決定に関すること、⑤その他委員会の目的を達成するために必要なことを審議事項とし、委員は、学長、副学長、学長補佐、現代文化学部長兼文化言語学部長及び生活科学部長、短期大学部部長、各学科長、学園事務局長、大学事務局長、学園事務局総務部長、各キャンパス事務部長、大学企画室室長、大学企画室課長、その他委員長が必要と認める者から構成され、学長が委員長を務める。

また、自己点検・評価委員会の下には、大学実施部会、短期大学部実施部会を設置し、このうち短期大学部実施部会については、①自己点検・評価の実施計画の策定に関する

こと、②自己点検・評価項目の策定に関すること、③自己点検・評価の実施組織に関するこ  
と、④自己点検・評価の実施に関すること、⑤その他自己点検・評価に関し必要なこ  
とを審議事項とし、委員は、短期大学部部長、各学科長、大学事務局長、各キャンパ  
ス事務部長、学園事務局総務部長、大学企画室室長、大学企画室課長、その他委員長が  
必要と認める者から構成され、部会長は自己点検・評価委員長が指名することとしてい  
る。

### ■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 11(1999)年 9 月の短期大学設置基準改正により自己点検・評価の実施と結果の公  
表が義務化されて以降、本学で刊行した報告書は次のとおりである。

- ・「平成 19(2007)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 22(2010)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 26(2014)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 28(2016)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 29(2017)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 30(2018)年度自己点検・評価報告書」
- ・「令和元(2019)年度自己点検・評価報告書」

上記のとおり、本学では、平成 19(2007)年度から平成 28(2016)年度までは 3 年または  
4 年おきに自己点検・評価を実施し、その結果を報告書としてまとめている。また、こ  
れまで行ってきた自己点検・評価の結果については、学内の教職員に配付し、結果の共  
有に努めるとともに、大学ホームページ上には、認証評価を受審した際の「平成 22(2010)  
年度自己点検・評価報告書」に加え、短期大学部独自の自己点検・評価の結果をまとめ  
た「平成 26(2014)年度自己点検・評価報告書」「平成 28(2016)年度自己点検・評価報告  
書」を公表している。なお、自己点検・評価の周期については、これまで明文化された  
ものがなかったため、平成 29(2017)年 4 月に自己点検・評価規程を制定し、同規程第 3  
条において、「本学における自己点検・評価は、各種委員会及び各部局に割り当てられた  
自己点検・評価シートに記載の点検・評価項目に基づき、毎年実施するものとする。」と  
規定した。これに基づき、平成 29 年度・同 30 年度及び令和元年度に自己点検・評価を  
実施し、ホームページ上に「平成 29(2017)年度自己点検・評価報告書」「平成 30(2018)  
年度自己点検・評価報告書」「令和元(2019)年度自己点検・評価報告書」を公表している。

本学の自己点検・評価は、各種委員会及び各部局に割り当てられた自己点検・評価シ  
ートに記載の点検・評価項目に基づき行われる。自己点検・評価シートには、「記述の根  
拠となった資料（エビデンス）を必ず明記」し、「自己点検・評価シート提出の際には、  
記述の根拠となった資料（エビデンス）も添付」する旨記載しており、大学企画室にお  
いて提出された自己点検・評価シートの記述と添付されたエビデンスの照合を行うと  
ともに、エビデンスに不足がある場合は提出を求め、自己点検・評価の客観性を確保して  
いる。

### ■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年 月 日	内 容
令和 2 年 4 月 10 日	自己点検・評価委員会大学・短期大学部合同実施部会において、2020 年度自己点検・評価報告書作成スケジュール、自己点検・評価シート及び自己点検・評価シート担当部局一覧表が承認された。
令和 2 年 4 月 20 日	自己点検・評価委員会において、2020 年度自己点検・評価報告書作成スケジュール、自己点検・評価シート及び自己点検・評価シート担当部局一覧表が承認された。
令和 2 年 5 月 11 日	自己点検・評価シート担当者に対し、短期大学部自己点検・評価シートの作成依頼を行った。（責任者への提出期限：5 月 29 日）
令和 2 年 5 月 26 日	各責任者において、担当部局より提出された自己点検・評価シートのとりまとめを開始。その後、大学企画室に提出。（提出期限：6 月 12 日）
令和 2 年 6 月 15 日	大学企画室にて、自己点検・評価シートの校正開始
令和 2 年 7 月 20 日	自己点検・評価委員会合同実施部会において、令和 2(2020) 年度自己点検・評価報告書（案）が承認された。
令和 2 年 7 月 29 日	自己点検・評価委員会において令和 2(2020) 年度自己点検・評価報告書（案）が承認された。
令和 2 年 7 月 31 日	大学・短期大学部評議会において、令和 2(2020) 年度自己点検・評価報告書（案）が承認された。
令和 2 年 9 月 15 日	外部評価委員会において、令和 2(2020) 年度自己点検・評価報告書の評価及び提言を受けた。
令和 2 年 10 月 19 日	理事会において、令和 2(2020) 年度自己点検・評価報告書及び外部評価報告書を報告した。

**基準 I 建学の精神と教育の効果****基準 I-A 建学の精神****基準 I-A-1**

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-A	建学の精神
区 分	基準 I-A-1	建学の精神を確立している。
担 当	評議会	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。

**2. 現状****(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。**

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、学則第1条に目的及び使命を次のように定めている。

（目的及び使命）

第1条 尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、専門的知識と実践的技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

上掲第1条に述べる「建学の精神」とは、尚絅学園（以下「本学園」という。）が平成28(2016)年に 全学グランドデザインを制定するに当たり、再確認されたものである。全学グランドデザインは、次のような背景と目的をもって策定された。

本学園を取巻く環境は今後大きくかつ加速度的に変化し、厳しくなることが予想される中、社会に支持される学園・学校であり続けるためには、絶えず教育・研究の維持・向上を図り、弛まぬ改革・改善に取り組む必要があります。そのためには、進むべき方向を明確にし、既に策定している中長期行動計画や単年度事業計画の見直しと立案を適切に行い、着実に計画を推進していかなければなりません。

その一環として、今回「全学グランドデザイン（GD）」を策定することにより、学園全体の建学の精神や教育理念、使命、各学校の理念、使命・目的及び目標、更には学則、中長期行動計画をはじめとする諸計画や3つのポリシー、方針等の位置付けを明確にし、今後の学園並びに各設置校の教育・研究及

び管理・運営の指針とすることとしました。

学園の建学の精神、教育理念、使命は、全学グランドデザインの体系のなかの最上位「組織全体の存在意義」を示す「ミッション」に位置づけられ、このもとに「ビジョン」としての「学校の理念」「学校の使命・目的」が設定されている。

本学園では、建学の精神を次のように確認している。

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」

本学園は、明治明治 21(1888)年に創設された済々黌附属女学校をその源としており、同校創設に際して創立者の佐々友房らが遺した「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中には、女子教育の必要性、女子教育の理念などについて縷々述べてあり、その中から建学の精神を表す箇所について要約したものである。

このように確認される拠りどころとなった「済々黌附属女学校創立ノ主旨」は、明治 21(1888)年 5 月 1 日の済々黌附属女学校の開校式に当たり、初代校長の内藤儀十郎が読み上げたものである。

明治 24(1891)年、本黌から独立したのを機に校名を尚絅女学校と改めた。本学園は校名の「尚絅」を次のように学園全体の教育理念としている。

「尚絅 表面を飾らず内面の充実に努める」

本学園は、校名である「尚絅」の二字に凝縮された言葉をもって教育の理想の姿とし、本学園の教育理念としている。

「尚絅」とは、中国の古典『中庸』の一節「衣錦尚絅」（錦を衣て絅を尚ぶ）、すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという君子の道のあり方を説いた句に由来する。この句には、表面を飾らず内面の充実に努めるという、人としての心構え、あり方が含意されている。

これらを受けて、本学及び併設の尚絅大学は、次のように学校の理念を制定し、全学グランドデザインの体系に「ビジョン」を位置づけて、このもとに本学の目的及び使命を学則第 1 条に掲げている。

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する

本学の学則第 1 条に定められた目的及び使命は、このように本学園の建学の精神を頂点とする全学グランドデザインの体系に組み込まれている。これにより、本学園の建学の精神は本学の教育理念・理想を明確に示していると判断している。

**(2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。**

教育基本法には大学について次のように定めている。

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

また、学校教育法第五十二条に大学の目的を次のように定めている。

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

本学の学則第1条には、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与する」ことが明記され、併設の尚絅大学とともに掲げる「智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する」という学校の理念もまた、これらの法令の趣旨に沿うものである。

また、私立学校法には、同法の目的を以下のように明記している。

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

本学は、学校法人尚絅学園の設立する短期大学であり、本学園の寄附行為第3条「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」に基づき、自主的に運営されている。寄附行為に定める目的及び全学グランドデザインにミッションとして位置づけられた建学の精神「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」は、高い公共性を備えている。

### (3) 建学の精神を学内外に表明している。

本学園は、全学グランドデザインの制定に伴い、学園の建学の精神、教育理念、使命について再確認を行い、本学園のホームページ及び各設置校のホームページにそれらを掲載するとともに、本学園の理事・評議員、全教職員、各設置校の学生、生徒等に配布される尚絅学園紹介誌「尚絅 GUIDEBOOK」（令和2(2020)年3月発行）にも掲載している。このほか、すべての新入学生及びすべての教職員に配布する「学生便覧」にも建学の精神及び教育理念を掲載している。

また、毎年度作成して高校生、その保護者、高等学校の関係者に配布して本学及び併設の尚絅大学の教育・研究活動、入試情報、奨学金等を紹介する入試広報「SHOKEI CAMPUS GUIDE」に、本学園の建学の精神及び教育理念を平易に説明している。

さらに、建学の精神及び教育理念を教室、会議室、ホール、職員の執務室等の目に付きやすい場所に掲げ、教職員、学生に周知を図り、学外からの来訪者に対しても表明している。

### (4) 建学の精神を学内において共有している。

本学園の理事会及び評議員会において、建学の精神、教育理念、使命は、学園の「全学グランドデザイン」の階層の最上位に「組織全体の存在意義」すなわち「ミッション」として位置付けている。

ついで、常勤理事会は全学グランドデザインの制定に着手し、学園のミッションのもとに「ビジョン」として各設置校の理念、各学校の使命・目的の制定又は再確認を指示した。

また、学生便覧に建学の精神、教育理念、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念、尚絅大学短期大学部の使命・目的（学則第1条）、尚絅大学短期大学部における教育・研究目標を掲載するとともに、全学共通の初年次教育科目「基礎セミナー」（必修）の、主として第1回目に学長が自校教育として「尚絅学園・尚絅大学・尚絅大学短期大学部—建学の精神・教育理念・歴史・現在—」の授業を学生にわかりやすく教授法に工夫を凝らし、毎年実施している。なお、CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2019では、「濟々饗附属女學校創立ノ主旨」の現代語訳とその要約が記載されているので、学生の理解に役に立っている。また、各学科では学科長や教務委員がオリエンテーションや基礎セミナーにおいて、建学の精神に則って作成された短期大学部の目的・使命や3つポリシーを学生に伝えている。

#### **(5) 建学の精神を定期的に確認している。**

本学は毎年度3つのポリシーの見直しを行っている。3つのポリシーは各学科の目的、本学の目的・使命、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念、さらにはその上位のミッションに相当する尚絅学園の建学の精神、教育理念、使命に基づき策定されている。したがって、3つのポリシーの見直しにあたっては、その体系のもとで一貫性を有しているかどうかが常に点検される。このような機会に、本学は定期的に建学の精神を確認することになる。

また、本学は自己点検・評価を毎年度実施することとしており、その実施の際に常に建学の精神と教育理念に関する点検・評価を行うこととし、定期的な確認が行われている。

### **3. 課題**

なし。

### **4. 改善計画**

なし。

### **5. 事業計画への反映**

なし。

**基準 I-A-2**

<b>基 準</b>	<b>基準 I</b>	<b>建学の精神と教育の効果</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 I-A</b>	<b>建学の精神</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 I-A-2</b>	<b>高等教育機関として地域・社会に貢献している。</b>
<b>担 当</b>		<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼稚教育学科、地域連携推進センター運営委員会、食育研究センター運営委員会、子育て研究センター運営委員会、公開講座委員会、ボランティア支援センター運営委員会</b>

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

**2. 現状**

(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

尚絅公開講座は、令和元(2019)年度で30回目を迎えた。本年度は、令和元年9月2日（月）から9月6日（金）の5日間、10講座（1講座90分）を九品寺キャンパスで開講した。講師は10名で尚絅大学4名、尚絅大学短期大学部5名、外部講師1名である。受講者実数は92名（18名減）で5日間の延べ受講者数は464名（102名減）であった。受講者年代は10代から90代までと幅広く、60代から70代が全体の75%を占めた。また、今回初めての受講者が全体の21.3%（26.7%減）だった。講座全体に対する満足度は高かった。

総合生活学科では、学科教員が県や市の教育委員会等の依頼を受けて、地域・社会に向けた公開講座や生涯学習事業に積極的に取り組むよう啓発している。令和元(2019)年度は、心理学担当教員が東京都港区保健福祉支援部からの依頼で「介護家族サポーター講座」での講師など3件の講座での講師を引き受け、地域貢献を果たした。リカレント教育への取り組みとしては、福祉担当教員が、福祉現場に勤務している本学科の卒業生を対象とした「介護福祉士国家試験受験対策講座」を実施して、卒業生の介護福祉士資格取得に貢献してきたが、担当教員が替わった令和元(2019)年度は実施できなかった。

食物栄養学科では、栄養士として勤務する卒業生の職場での業務における能力向上と管理栄養士国家試験を目指す卒業生等の受験勉強支援のために、毎年卒後研修会（以下、夏期研修会という）を開催している。夏期研修会は昨年度までは例年9月中旬に1日開催され、本学科教員が専門分野に関して午前2コマ及び午後2コマの講義を行ってきた。専門分野における新しい知識や情報、国家試験の傾向や変更点等について詳細な説明を行い、多くの受講者から受験勉強への意欲が高まったという声が寄せられている。夏期研修会は昭和63(1988)年に始めた取り組みであり、令和元(2019)年に32回を数えるに至った。また、管理栄養士国家試験模擬試験も年2回実施し、受験予定者の便宜を図っている。加えて、夏期研修会および模擬試験については、地域社会貢献の一環として卒業生以外の管理栄養士国家試験受験希望者にも広く

門戸を開いている。本年度から、夏期研修会の内容の一層の充実を目指し、これまでの平日 1 日開催（4 コマ開講）を金曜日・土曜日の 2 日間開催（8 コマ開講）に拡充して実施した。その結果、漸減傾向にあった参加者数も昨年度の 5 名から本年度は 11 名と増加に転じた。

幼児教育学科では卒業生の卒後研修として、また地域の保育関係者を対象として「サマーセミナー」を毎年開催している。これは地域・社会に向けた公開講座としても位置付けられている。34 回目となる令和元(2019)年度は「人と関わる力を育む保育」「発達障害について」「子どもたちの命を守るということ」「ペーパークリーリング」「楽しい楽器作り」「保育 cafe」の 6 講座を実施した。

**(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。**

尚絅地域連携推進センターは、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センターの各センター長に職員を加えたメンバーにより構成され、組織的かつ継続的に地域連携推進活動を行っている。同センターは、過年度において、両キャンパスの所在地自治体である熊本市、菊陽町及び隣接する合志市等と包括連携協定を締結し、情報交換を定期的に実施しながら、継続的に地域貢献にかかる活動を実施している。平成 30(2018)年度は、これらの協定に加えて、東海大学九州キャンパスとの包括連携協定及び天草地区漁業士会との食育推進活動実施に関する協定を締結している。また、平成 31・令和元(2019)年度には、熊本県と「尚絅大学と熊本県の連携によるルフィ像設置効果調査事業」の実施に係る覚書」を取り交わし、ルフィ像の経済効果にかかる調査を実施した。

尚絅子育て研究センターでは、熊本県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業等の保育・教育機関と連携し、「乳児保育研究会」を毎月定例で開催し、主に 0,1,2 歳児の保育・教育の質保証に貢献した（令和 2(2020)年 2 月～3 月は新型コロナウイルスの感染拡大防止の為延期）。また、熊本県地域型保育連絡協議会と連携し、家庭的保育・小規模保育に携わる現任者研修会等の企画・運営を行い、令和元(2019)年 6 月より 9 回の研修会を開催し、保育力の向上に貢献した。保育者の早期離職予防の一環としては、保育経験豊かな保育アドバイザーを配置し、「保育 café」を令和元(2019)年 5 月～令和 2(2020)年 1 月まで開催し、「少人数制で若手保育者も気軽に保育の悩みを話し合え、明日からの保育の意識を高める場」づくりを行った。保育 café や乳児保育研究会で挙げられた保育の悩みに対して、より具体的・実践的に助言が行えるよう、保育施設と連携し令和元(2019)年 12 月～令和 2(2020)年 2 月まで「保育の向上に向けた保育実践に対する助言・指導」を実施した。保育実践の豊富な経験をもつ指導員が、実際の保育場面での助言指導や管理者と現場職員との橋渡し役となり、具体的な保育の課題を解決していく活動に取り組んだ。地域の子育て支援に関しては、よかあんぱい JAPAN（子育て支援団体）と連携し、令和元(2019)5 月～令和 2(2020)年 1 月まで「子育て café」（「ぼちぼちカフェ」）を開催した。親子の交流の場としての役割だけでなく、気軽に話せる子育て相談の場、さらには食生活の見直しや日本の伝統食への関心のきっかけとなつた。子育て相談の中では、深刻なひとり親家庭の相談も浮上したことから、ひとり親世帯交流会及び相談会を開催した。相談内容としては、就労・生活・子育てなど多岐に渡り、専門知識を要する相談が多いため、ソーシャルワーカーによる相談対応を実施した。また、子育て家庭の悩みの一つである子どもの生活リズムや食生活について、尚絅食育研究センター、One Field（菊陽町の市民団体）と連携し、「早寝早起き朝ごはんくまもとフォーラム」を開催した。地域の子育て世帯に対する講演会や食育体験を通して、啓発活動に取り組んだ。

尚絅食育研究センターでは、知的資源を社会へ還元する取組みの一つとして、包括連携協定を締結した

菊陽町との連携を行なった。毎年 11 月に開催される「すぎなみフェスタ」に参加し、尚絅食育研究センターのブースを設置して参加体験型の食育活動を実施している。「野菜のスタンプ」や「食育カルタ」「菊陽町特産のつり堀」等、地域住民が楽しく食べ物や栄養について学べる機会を提供しており、毎年食育コーナーへの参加を楽しみしているファミリー層も多い。また、菊陽町の広報誌の「恋する野菜」コーナーに学生が考案したレシピを掲載している。広報誌は購読者も多く、上記フェスタの参加者から直接声をかけられることも多くなってきた。天草地区漁業士会との連携活動では、令和元(2019)年 6 月 19 日に尚絅食育の日（おさかなの日）を開催した。目的は、食育活動のさらなる充実と魚食普及の充実、熊本の水産物の魅力の再発見である。天草地区漁業士会の協力により、九品寺キャンパス食堂では特別メニュー（鯛の天丼・あおさ汁）の提供と「女子大生の魚の摂取状況・漁業のイメージに関する調査」結果パネルの展示や天草地区漁業士会の活動紹介等を行った。また、1 号館 10 階大ホールでは、くまモン隊の協力による「熊本の水産物の再発見」イベント及び尚絅食育研究センターの活動紹介を行った。さらには、「学食レシピコンテスト」では「魚」をテーマに、学生にレシピを募集したところ、229 点（昨年度 196 点）の応募があった。その中から審査により優秀作品を選出して上位 4 点を実際に学食で提供したが、これは魚食を見直す良い機会となった。加えて、平成 30(2018)年 7 月に、東海大学九州キャンパスと『食』と『農』という 2 つのキーワードでの地域貢献することを目的にした「東海大学九州キャンパスと尚絅大学・尚絅大学短期大学部との交流及び連携に関する包括協定」が締結された。その事業の一環として、「食と健康」で熊本を元気にすること、学生に実践的教育の場を提供すること及び地域住民に大学の知を還元することを主たる目的として、アカデミックな観点から地域創生型の弁当を開発するプロジェクトに取り組んだ。まず、食材は東海大学九州キャンパスで栽培や加工をしているものや熊本県産品にこだわり、各々の大学でメニュー作りと試作会を複数回実施した。最終的に両校のメニューの栄養価計算を行い、分量や内容の調整を行い、エネルギー 700 kcal、食塩相当量 3.0 g 未満の「尚絅大学×東海大学 野菜たっぷりヘルシー弁当～熊本の魅力詰め込んだばい！～」を完成させた。そして、1 品ずつ食材の機能性や料理の PR を掲載したリーフレットを学生らが中心となり作成した。弁当の販売は、1 日限定 100 食（リーフレット付き、1 食税込み 980 円）を鶴屋百貨店で 2 日間[令和元(2019)年 11 月 30 日・12 月 1 日]実施した。事前の新聞やテレビでの広報活動もあり、両日共に大凡 90 分で完売するなど大変好評だったことから、本イベントは両大学の知的財産を大いに地域に還元できる場となったと考える。また、尚絅子育て研究センターと協働で、第 2 回尚絅食育シンポジウム（テーマ「子どもの噛む力・飲み込む力を育む」）を開催した。尚絅食育推進プロジェクトとしてこれまで取り組んできた乳幼児期の食嗜好・食生活の課題分析の研究結果を発表するとともに、歯科医である増山千絵氏による講演や 2 園の食育の取組み事例の発表があり、充実したシンポジウムとなった。参加者も 120 名を超えるアンケート結果からも好評だったことが見て取れた。総合的に考えて、本学の幼児教育及び食育の専門性を県内の保育現場に還元するよい機会となったと考えられる。

### (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

尚絅ボランティア支援センターでは、平成 26(2014)年に開設されて以来、学生と学部の特徴を生かしたボランティア活動を支援している。地域社会への貢献を目的としたボランティア活動としては、各団体が主催する各種イベント（あいぽーと FESTIVAL、こども食堂、小規模保育園、障害者の就労支援等）や市町村が行う行事（菊陽町野外体験活動、江津湖花火大会、黒髪小学校総合学習、2019 女子ハンドボール世

界大会等)の運営サポート等を行うことで地域社会への貢献を行っている。

### 3. 課題

尚絅公開講座では、前年度と比較し受講者実数、延べ受講者数がいずれも減少した。要因としては、昨年度が学園創立 130 周年という記念すべき年でもあり、また、初めての受講者が 48% (本年度は 21.3%) を占めており、その受講者が継続的な受講につながらなかつたために減少したと思われる。ある程度の減少を予測し、早めに準備し、同窓会への協力依頼も強化したが、残念な結果となってしまった。

総合生活学科では、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業やリカレント教育への取り組みについて全教員に積極的に取り組むように啓発しているが、その取り組み方には偏りがあり、改善が必要である。

食物栄養学科では、卒後研修会終了時に実施するアンケート調査の集計結果によれば、研修会に対する受講者の評価は概ね高いが、近年は受講者数が低迷している（平成 30 年度の参加者は 5 名）という問題点がある。上述のように、本年度はこれまでの平日 1 日での開催を平日・土曜日の 2 日間開催に変更して実施し、受講者数が増加に転じた。受講者減少の背景には、勤務先の多忙な日常業務により国家試験受験のための勉強時間の確保が困難な状況にあることや、学力不足のため受験を躊躇っている卒業生が増えつつあることなどが原因と考えられる。卒業時に夏期研修会について詳細に説明し、本研修会を通じて国家試験受験を支援していることを告知しているが、今後更なる周知の徹底が必要である。2 年生の校外実習時の実習先訪問の際に、訪問先の栄養士の方々に夏期研修会及び管理栄養士国家試験模擬試験の告知を行う取り組みを開始したが、国家試験受験を目指す卒業生への研修会案内状の送付、電話での勧誘や電子メール等での告知を継続して行なうなど、新規の取り組みのみならず従来から行っている取り組みも一層強化することも必要である。

幼稚教育学科では、サマーセミナーと公開シンポジウムの同時開催を始めて 6 年が経過した。継続的努力により毎年、在学生、卒業生、保育者や保育行政担当者等、多数の参加者がある。令和 2 年度は残念ながら新型コロナウイルス感染予防対策の観点から開催は中止となったが、今後もこれまで同様、地域連携に向けて多くの保育関係者が求めるテーマ設定を行い、さらに地域に開かれた公開講座にすることが課題である。

尚絅地域連携推進センターでは、平成 31(2019)年度は、昨年度の改善計画を受けて協定を結んでいる自治体（熊本市、菊陽町、合志市）との情報交換を行い、今後の連携のありかたについて議論を行った。本年度は、昨年の協定先との議論をふまえ、着実に連携事業を実施しながら、熊本県との連携事業となる「くまモン学」講座開講構想など連携のあり方も含め今後の課題を洗い出すことが課題である。

尚絅子育て研究センターでは、令和 2(2020)年度より 3~5 歳児の保育も含めた「乳幼児保育研究会」を毎月定例で開催し、熊本県内の保育・教育の質保障に取り組む。保育・教育に関する実践カンファレンスに加えて、保育・教育技術の向上も視野にいれた専門家による実践演習も行う。引き続き、熊本県地域型保育連絡協議会と連携し、保育現場の課題に即した研修や講演会を企画・開催する。保育者の早期離職予防の一環として、引き続き令和 2(2020)年度も「保育 café」を開催する。また、離職予防にむけた課題や 5 年間実施してきた乳児保育研究会で挙げられた保育課題を整理し、今後、研究論文としてまとめていく。地域の子育て支援については、地域の未就園児親子やひとり親世帯の親子などにも広げ、附属こども園子育て支援室とも連携しながら、「子育て café」を開催する。さらに、困難を抱えやすいひとり親世帯の「子育て交流会及び相談会」も開催していく。

尚絅食育研究センターでは、マンパワー不足による人的課題が 1 番である。しかし、限られた人員で協

力しながら、大学・短期大学部の尚絅食育研究センターとして地域貢献をしていきたい。

尚絅ボランティア支援センターでは、外部から依頼のあったボランティア募集について、学生支援課の掲示板に募集ポスターを随時掲示すると共に、本学ホームページに開設している尚絅ボランティア支援センターのウェブサイトにボランティア募集内容をアップロードしているが、さらに周知を徹底させる必要がある。また、地域社会が必要とするボランティア活動を幅広く実施する必要がある。ボランティア保険加入については、毎年、予算計上を行うと共に、学生に保険制度の説明会を行い、介入を周知しているが、さらに情報発信と介入の周知を徹底させる必要がある。

#### 4. 改善計画

尚絅公開講座では、受講者の増加策として、講座の認知方法として効果的な新聞を通しての広報や、学園関係者や受講体験者からの紹介、新規受講者への呼びかけ、チラシの早期作成と同窓会への配布と協力依頼等を通して広報活動に積極的に取り組む。

総合生活学科では、前年度の活動実績を示しながら、学科会議等で、全教員に積極的に公開講座、生涯学習事業、リカレント教育へ取り組むように啓発していく。

食物栄養学科では、従来から2年生の校外実習時の実習先訪問の際に訪問先の栄養士の方々に夏期研修会及び管理栄養士国家試験模擬試験の告知を行う取り組みを行なってきたが、これに加えて、卒業時に登録していただいた電子メールアドレスを夏期研修会及び管理栄養士国家試験模擬試験の告知に利用する取り組みを開始した。これに加えて、これまで平日1日の開催だった夏期研修会を、令和元年度は試験的に金曜日と土曜日の2日間で開催し、受講者の増加という結果が得られた。この結果を一過性のものにしないためにも、上記の諸対策の効果については結果（参加者数の推移）を学科会議で継続的に検証して、次年度以降の実施計画に反映させていく。

幼児教育学科では、サマーセミナー参加者アンケートを分析することによりテーマ設定を行い、学科会議において検討を行い次のテーマを設定していく。令和2年度は中止となったが、令和3年度開催に向けて早めに準備を行い、講座担当者は専任教員と専任教員以外のバランスを考えながら決定する。

尚絅地域連携推進センターでは、昨年度の議論を踏まえ、着実に連携事業に取り組むとともに、今年度後半には今後の課題の洗い出しを行う計画である。

尚絅子育て研究センターでは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「乳幼児保育研究会」を令和2(2020)年10月～令和3(2021)年3月までの6回開催し、参加者とテーマを決め、月1回水曜日の14～16時に開催する。また、熊本県地域型保育事業連絡協議会と連携し、令和2(2020)年10月以降の日程で、保育現場の課題に沿った講演会、実践研修、現任者研修会を計画し開催する。「保育café」については、同年7月から5名程度の参加者により実施することを検討し、月1回火曜日夕刻に開催し、実践経験豊富な保育アドバイザーを配置する。さらに、同年7月以降、附属こども園子育て支援室と調整・検討を行い、令和3(2021)年3月までの期間で、未就園児親子を対象とした「子育てcafé」を開催する。ひとり親世帯を対象とした「子育て交流会及び相談会」については、少人数制にし、7月以降の実施を検討し開催していく。

尚絅食育研究センターでは、マンパワー不足を教職員間での協働と作業の効率化等で克服しつつ、「研究力向上と活動の活性化」及び「地域連携と地域貢献」の2点を重点施策として取り組む。「研究力向上と活動の活性化」については、特に尚絅子育て研究センターや尚絅認定子ども園と連携し、幼児期の食生

活の課題分析及び食育プログラム作成の研究を継続して実施し、保育現場に還元していく。「地域連携と地域貢献」に関しては、菊陽町、熊本市との連携活動を継続発展させるとともに、天草地区漁業士会との連携し、魚介類を通した食育推進活動を充実させていく。東海大学九州キャンパスとの連携活動では、地域連携センターの取組みに協力していく。

尚絅ボランティア支援センターでは、外部から依頼のあったボランティア募集について、引き続き学生支援課の掲示板に募集ポスターを随時掲示すると共に、ウェブサイトにボランティア募集内容をアップロードする。また、近隣の市町村に働きかけ、地域社会が必要とするボランティア活動を推進していく。ボランティア保険加入についてはボランティア説明会を開催して介入を周知するほか、「ボランティア支援センター活動報告書」をウェブページに掲載し、教員を通じた情報発信を通じて介入の周知を徹底させる。

## 5. 事業計画への反映

- ・尚絅大学地域連携推進センターにおける地域連携と地域貢献への取組み
- ・尚絅食育研究センターにおける天草地区漁業士会と連携した「尚絅食育の日（おさかなの日）」の実施や交流活動の充実、尚絅食育シンポジウムの開催及び熊本市と連携活動の一環としての野菜レシピの提供やエコクッキングレシピの提供等
- ・尚絅ボランティア支援センターにおけるボランティア支援の充実

**基準 I-B-1 教育の効果**

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-B	教育の効果
区 分	基準 I-B-1	教育目的・目標を確立している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、短期大学部教務委員会	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。 (学習成果の点検については、基準II-A-6)

**2. 現状****(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。**

尚絅学園では、平成28(2016)年度に全学グランドデザインが策定され、その一環として学園の「建学の精神」「教育理念」の再確認が行なわれた。これに基づき、本学の目的及び使命について、学則第1条において、次のとおり規定しており、学科の教育目的・目標は建学の精神に基づいて確立している。

## (目的及び使命)

第1条 尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、専門的知識と実践的技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

上記の目的及び使命に基づき、学則第4条において、総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科は各学科の教育目的・目標を次の通り規定している。

総合生活学科は、情報・福祉・衣食住などを基礎的総合的に学び、現代生活への理解を深め、より良い家庭や地域を創造する能力と実践的技能を身につけた人材を育成することを目的としている。

食物栄養学科は、食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的とする。

幼児教育学科は、子どもの心、遊び、発達、健康などについて基礎的総合的な理解を深め、健やかな生活、遊びを導く実践的な保育者の技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭・保育士・保育教諭を養成し、地域社会の保育の発展に寄与することを目的とする。

**(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。**

各学科の教育目的・目標は、学生便覧等に明記しているほか、大学ホームページの情報公表のページ「教育研究活動等の状況についての情報公表（短大）」においても公開されている。この他、入学前スクーリ

ングや入学時オリエンテーションの際にも、入学（予定）者や保護者等に周知している。

**(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準II-A-6）**

総合生活学科では、「学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか」について、学科会議や就職懇談会等で定期的に点検している。

食物栄養学科では、2年生の校外実習（6, 8及び9月）の際の実習先訪問の機会を利用して、学校・保育所、病院や事業所の現場で働く栄養士・管理栄養士の方々から本学科の教育・人材養成についての意見を収集している。収集したデータは実習担当者が整理・点検している。従来の取り組みに加えて、本年度は病院と事業所でのアンケート調査を実施した。アンケート結果は集計した後、学科教員間で回覧し、今後の学生教育への参考とした。この他、学科全体での教育目的・目標に基づく人材養成において重要と思われる案件については、学科会議で検討することとしているが、近年は個々の学生の問題に帰する事案のみである。

幼児教育学科では、県内幼稚園・保育園・認定こども園等の保育現場との懇談会を実施し人材養成についての意見を収集することにしており学科会議等で定期的に点検を行っている。

### 3. 課題

総合生活学科では、「学科の教育目的・目標に基づく人材養成」が社会的認知を得られてきており、引き続き、認知向上を図る必要がある。

食物栄養学科では、本学科卒の栄養士の評価も含めて、多様な意見を収集するために、学科の教育目的・目標に基づく人材養成に関する意見の収集先の拡大が今後も課題となる。今後、栄養士以外の職種への就職が増えた場合、状況に応じた対策が必要になる可能性がある。

幼児教育学科では保育現場との懇談会だけでなく、今後も学内外で学科の教育目的・目標の定着を図り、社会の認知を得ていく必要がある。

### 4. 改善計画

総合生活学科では、学科会議で「学科の教育目的・目標に基づく人材養成」が社会的認知を得られるような取り組みを検討する。

食物栄養学科では、今年度の就職者に占める栄養士の割合は90%を優に超え、来年度の卒業予定者の希望も例年通り「栄養士としての就職」が大多数を占めるので、当面引き続き栄養士を中心に本学科の教育・人材養成についての意見を収集していく。令和元年度は、病院と事業所でのアンケート調査を行ったが、次年度以降はその対象を拡大することも検討している。加えて、平成30年度末に県栄養士会との包括協定が締結されたので、これをを利用して学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成に対する意見の収集先の拡大と本学科卒の栄養士が地域・社会の要請に応えているかどうかの定期的点検に繋げることも検討している。その場合、本学生活科学部とも協力していく。

幼児教育学科では、保育現場との懇談会以外に実習巡回等の機会を利用してアンケート調査を実施するなど、今後もさらに社会の認知を得ていく。

5. 事業計画への反映

なし。

**基準 I-B-2**

<b>基 準</b>	<b>基準 I</b>	<b>建学の精神と教育の効果</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 I-B</b>	<b>教育の効果</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 I-B-2</b>	<b>学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、短期大学部教務委員会、</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。 (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**2. 現状****(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。**

本学の学生が在学中に修得すべきことが期待される学習成果については、各学科の学位授与方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）において明確化している。またディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び各学科の教育目的・目標のもと体系的に位置づけられている。

**(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。**

本学では、以下に示すように、各学科の教育目的・目標に基づき学習成果を定めている。

総合生活学科では、学生が在学中に習得すべきことや期待される学習成果については、学科のディプロマ・ポリシーにおいて明確化しており、学科のディプロマ・ポリシーは、学園の建学の精神、学科の教育目的・目標に基づき、体系的に定められている。

食物栄養学科の学習成果は、当該学科の教育目的・目標に基づき定めている。食物栄養学科では、食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的としている（学則第4条2項）。この目的に基づき、学科の学習成果はディプロマ・ポリシーとして定められている。

幼児教育学科では、学生が在学中に修得すべきことが期待される学習成果については、学科のディプロマ・ポリシーにおいて明確化している。またディプロマ・ポリシーは、学園の建学の精神、学科の教育目的・目標のもと体系的に定められている。

**(3) 学習成果を学内外に表明している。**

短期大学部では、学期終了時に「成績通知書」及び「学修評価表」で学生に通知し、到達度を確認できるようにしている。また学習成果はディプロマ・ポリシーとして、学生便覧や各学科が独自に作成する新入生向けガイドブック等に記載して新入生に配布をしたり、新入生オリエンテーション等で説明している

ほか、大学ホームページで公表するとともに、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）においても公表している。また、学習成果としての資格取得状況についても、大学ポートレート（私学版）において公表しており、食物栄養学科では、栄養士実力認定試験の結果も大学ホームページ上で公開している。

#### (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

総合生活学科では、学習成果について、学期終了時に「成績通知書」及び「学修評価表」で学生に知らせ、到達度を確認できるようにしている。また、学習成果は学校教育法の短期大学の規定が改定された場合、学科会議や教務委員会等で点検し、法令順守に努めている。

食物栄養学科では、学校教育法の短期大学の規定をはじめ、栄養士法など学科教育に関連する各種法令に照らし、毎年、学科会議、教務連絡協議会及び教授会においてシラバス作成や時間割編成等を通して学習成果の確認、点検を行っている。

幼児教育学科では、学校教育法、短期大学設置基準、教職課程再課程認定等の関係法令の改正があった場合は、幼児教育学科教務委員会、学科会議、短期大学部教務委員会、短期大学部教授会、評議会等で改正内容に対応し法令順守に努めており、教務連絡協議会、教授会において学習成果の確認、点検を行っている。

### 3. 課題

本学の課題として学生自身が「学修評価表」の内容を理解するとともに、それを活用し履修計画に反映できるような通知の仕方を継続的に検討していくことが課題である。

### 4. 改善計画

各学科の意見を集約し短期大学部教務委員会において「学修評価表」の内容を学生が理解できるような通知の仕方を検討する。

### 5. 事業計画への反映

なし。

**基準 I-B-3**

<b>基 準</b>	<b>基準 I</b>	<b>建学の精神と教育の効果</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 I-B</b>	<b>教育の効果</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 I-B-3</b>	<b>卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、短期大学部教務委員会</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**2. 現状****(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。**

総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科では、本学の目的及び使命に基づき、学科の教育目的・目標が規定され、それに則り、学科のディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーに掲げている素養・能力を修得させるために、学科のカリキュラム・ポリシーを定め、その方針に従って、カリキュラムを編成している。そして、この教育課程の編成・実施方針に基づき教育を受けるために必要な資質を有する人材を表したものが、アドミッション・ポリシーである。このように、三つの方針は、関連付けて一体的に定めており、整合性がとれている。

**(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。**

各学科では三つの方針を、学科会議、教務委員会、教授会、教務連絡協議会そして大学・短期大学部評議会（以下、「評議会」という）において組織的に論議を重ね、整合性がとれているか確認しながら策定している。

**(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。**

各学科の三つの方針は、進学説明会、オープンキャンパス、オリエンテーション、基礎セミナー等で詳細な説明がなされている。シラバスには授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連についての記載があり、習得した学習成果とディプロマ・ポリシーとの関連を可視化した評価マトリックスや履修カルテを学生にフィードバックすることにより、三つの方針を踏まえた教育活動の効率を高めている。

**(4) 三つの方針を学内外に表明している。**

各学科では、全学共通の表明方法（ホームページ等）に加え、進学説明会、入学式オリエンテーション

【I-B-3】三つの方針

及び基礎セミナー等で三つの方針についての詳細な説明が為されている。

**3. 課題**

現状において課題があるとは認識していない。

**4. 改善計画**

なし。

**5. 事業計画への反映**

なし。

**基準 I-C 内部質保証****基準 I-C-1**

<b>基 準</b>	<b>基準 I</b>	<b>建学の精神と教育の効果</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 I-C</b>	<b>内部質保証</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 I-C-1</b>	<b>自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。</b>
<b>担 当</b>	<b>自己点検・評価委員会、大学企画室</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

**2. 現状****(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。**

本学での自己点検・評価は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）及び尚絅大学短期大学部実施部会規程（平成 23(2010)年 4 月 1 日制定）に基づいて設置されている自己点検・評価委員会及び短期大学部実施部会において遂行されている。なお、平成 30（2018）年 4 月 1 日より、尚絅大学短期大学部実施部会規程は尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会短期大学部実施部会規程に改められた。

**(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。**

毎年度、評価基準、テーマ、区分に基づき、観点に従って自己点検・評価を行っている。自己点検・評価は、区分毎の担当者及び責任者を決め、担当者が作成し、責任者が作成の取り纏めを行った後、自己点検・評価委員会の下部組織である短期大学部実施部会、自己点検・評価委員会及び評議会において、点検を行い、課題を抽出し、課題に対する改善計画を立て、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。自己点検・評価の結果は、学内の教職員に配布し、結果を共有している。

**(3) 定定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。**

自己点検・評価の結果については、報告書を作成して学内外に公表している。平成29(2017)年度の自己点検・評価の結果を取りまとめた「平成29(2017)年度自己点検・評価報告書」については、認証評価機関である短期大学基準協会より「適格」認定を得ており、これを大学ホームページにて公表している。加えて、本学が独自に実施した平成26(2014)年度、同28(2016)年度、同30(2018)年度、令和元(2019)年度の自己点検・評価報告書も同様に大学ホームページにて公表している。

**(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。**

本学における自己点検・評価は、各種委員会及び各部局に割り当てられた自己点検・評価シートに記載された点検・評価項目に基づいて実施されている。自己点検・評価シートの作成に際しては、全教職員が何らかの委員会または部局に所属していることから、自己点検・評価活動にも全教職員が関与している。

**(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。**

令和元(2019)年度から開催している外部評価委員会に高等学校の校長が参加し、本学の教育・研究活動について様々な提言があっており、次年度の事業計画に反映している。

**(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。**

各種委員会及び各部局が作成した自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会及び評議会の議を経て、自己点検・評価委員長名で各種委員会及び各部局に確定版を配布している。各種委員会及び各部局は、この確定版及び外部評価報告書を改革・改善に活用している。また、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書を大学ホームページにて公開することにより、改革・改善への活用に資するよう図っている。

**3. 課題**

今後も、定期的な自己点検・評価を実施し、外部評価委員会を開催することで、本学の教育・研究活動の改善を図っていく。

**4. 改善計画**

なし。

**5. 事業計画への反映**

なし。

**基準 I-C-2**

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-C	教育の効果
区 分	基準 I-C-2	教育の質を保証している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、短期大学部教務委員会	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
<p>(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>(2) 査定の手法を定期的に点検している。</p> <p>(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。</p> <p>(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。</p>

**2. 現状****(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。**

学習成果の査定（アセスメント）の手法に関しては、先ず各教員がシラバスに担当科目の到達目標を明示するとともに、学習成果を高めるために事前・事後の学習を具体的に指示している。授業はシラバスに沿って進められ、シラバスに記載された評価基準、定期試験や授業中の小テストおよび受講態度等に従つて成績評価が行われている。また、学生個人の成績が集積された「成績評価マトリックス」「履修カルテ」は、オリエンテーションや授業で個々の学生に通知され、学生自身が自らの成績を自己分析・評価することにより、学習成果を適切に理解・把握できる仕組みを整えている。加えて、各授業の 6~9 回目(必須)および終了時(任意)には、学生による授業改善アンケートを実施し、学生からの意見や要望等を把握することとしている。

**(2) 査定の手法を定期的に点検している。**

各科目における評価方法に関しては、毎年度シラバスを作成する際に、教務連絡協議会より発出される「シラバス作成要領」をもとに点検している。平成 29(2017)年度認証評価における指摘(学生の成績評価の平準化について)に関しては、各学科会議や教務連絡協議会において、本年度も議論を重ねて共通理解を促した。また、「授業改善アンケート」の内容に関しても、FD 推進部会において毎年度議論しており、必要に応じて改定を行っている。

**(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。**

教育の向上・充実のための PDCA サイクルに関しては、迅速に授業改善が図られることを目的として、平成 30(2018)年度に引き続き、中間授業改善アンケートを実施した。「授業改善アンケート」の結果については、担当教員の改善報告書の提出を義務付けているとともに、評価結果の概要および改善報告書は、学内専用サイトにおいて、教職員および学生に公開されている。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正があった場合は、学科会議、短期大学部教務委員会、短期大学部教授会、教務連絡協議会及び評議会等で改正内容に迅速に対応し、法令順守に努めている。

### 3. 課題

成績評価の平準化については教員の間で理解が深まりつつあり、各教員が真摯に対応しているが、各学科における厳密な運用は困難である。

### 4. 改善計画

成績の平準化については今後も学科会議、教務連絡協議会で検討を進める。

### 5. 事業計画への反映

- ・学修成果の計測・評価・情報公表への取組み

**基準Ⅱ教育課程と学生支援****基準Ⅱ-A 教育課程****基準Ⅱ-A-1**

<b>基 準</b>	<b>基準Ⅱ</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準Ⅱ-A</b>	<b>教育課程</b>
<b>区 分</b>	<b>基準Ⅱ-A-1</b>	<b>短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
<p>(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。          ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。</p>

**2. 現状**

<p>(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。          ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。</p> <p>学科の卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシーという。）は、平成25(2013)年度に総合教育センター運営委員会（現在の教務連絡協議会）において策定された。その後、平成28(2016)年度に全学グランドデザインが制定され、その一環として学園の「建学の精神」「教育理念」の再確認が行なわれたことに伴い、全学科のディプロマ・ポリシーの見直しが行われた。各学科のディプロマ・ポリシーは、以下の通り定められている。これらを反映して、学則第4章「試験、単位の認定、卒業の認定、短期大学士の学位、免許状及び資格」の第23条から第35条にかけて、本学における、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件が定められている。</p> <p>＜総合生活学科のディプロマ・ポリシー＞</p> <p>総合生活学科は、建学の精神のもと、講義、演習、実技および実験・実習を通して以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（生活学）」の学位を授与します。</p> <p>(1) 文化・社会や自然に関する知識を体系的に理解するとともに、主体的な学びを通して豊かな人間性を培い、良識のある社会人としての教養や態度を身に附けている。</p> <p>(2) 生活に関連する情報、福祉・健康、アパレル・インテリアの領域において専門的知識・実践的技能を身につけ、実生活に活かし役立てることができる。</p> <p>(3) 自らの倫理観・職業観を確立し、現代社会の諸問題に対して主体的に考え、行動することができる。</p> <p>(4) 様々な手法による情報活用能力を身につけ、様々な人々とコミュニケーションをとりながら、自らの意見を適切に表現し、良好な人間関係を発展させることができる。</p>
---

(5) 多様な立場の人々を理解するとともに協力しあい、地域社会に貢献することができる。

<食物栄養学科のディプロマ・ポリシー>

食物栄養学科は、建学の精神のもと、講義、演習、実技および実験・実習を通して以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（食物栄養学）」の学位を授与します。

- (1) 文化・社会や自然・生命に関する広い知識を身につけている。
- (2) 食物、栄養および健康に関する深い専門的知識を身につけている。
- (3) 食物、栄養および健康に関する諸問題に対して興味・関心を持ち、自ら分析・解決するための思考・判断力を身につけている。
- (4) 食を通じて人々の健康の増進・疾病の予防に貢献するための実践的技能を身につけている。
- (5) 多様化する社会の要求に柔軟に対応するための豊かな表現力とコミュニケーション力を身につけている。
- (6) 知識を基にさまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な意欲・態度を身につけている。

<幼児教育学科のディプロマ・ポリシー>

幼児教育学科では、建学の精神のもと、講義、演習、実技および実験・実習を通して以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（幼児教育学）」の学位を授与します。

- (1) 保育・教育に関する基本的な理解ができている。
- (2) 子どもの権利、福祉についての見識、問題意識が備わっている。
- (3) 子どもの成長、発達、健康、保健、食などについて、生活や活動を発展・充実させるための総合的な理解ができている。
- (4) 子どもの表現や遊び、生活・活動等を豊かにする保育・教育の実践的な技量が備わっている。
- (5) 子どもの発達や子どもを取り巻く環境などを理解し、適切に対応しようとする態度が備わっている。
- (6) 保育についての実践と省察を重ね、保育者としての資質・能力が備わっている。
- (7) 保育の世界や地域社会に関わる態度と意欲が備わっている。

**(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。**

上記(1)に記載の通り、各学科ではディプロマ・ポリシーを定めており、卒業認定の要件、学位授与の方針を明確に示している。

**(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。**

総合生活学科のディプロマ・ポリシーは、介護職員初任者研修課程研修や情報処理士資格取得、秘書士及び上級秘書士資格取得に関する規定に基づき作成されており、社会的に一定の通用性があるものと判断している。

食物栄養学科のディプロマ・ポリシーは、栄養士法等の法令に基づき作成されており、社会的に通用性がある。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーは保育者養成（幼稚園教諭二種免許・保育士）の要件等を基本に作成されており、社会的・国際的に一定の通用性がある。

#### 【II-A-1】卒業認定・学位授与の方針

また、短期大学士の学位は、海外では Associate Degree (準学士) に該当することから、各学科のディプロマ・ポリシーは国際的にも通用性がある。

#### (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

学科のディプロマ・ポリシーに関しては、平成 28(2016)年度に全学グランドデザインが制定され、その一環として学園の建学の精神及び教育理念の再確認が行われたことに伴い、ディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーの見直しを行っており、各学科とも学科会議等において定期的に点検している。

### 3. 課題

今後も課題抽出のため、ディプロマ・ポリシーの定期的な点検を継続する。

### 4. 改善計画

今後も継続して、学科会議等においてディプロマ・ポリシーの点検を実施する。

### 5. 事業計画への反映

- ・三つのポリシーの運用状況を全学的に点検・評価

**基準II-A-2**

基 準	基準II	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準II-A	教育課程
区 分	基準II-A-2	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
<p>(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。</li> <li>②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。</li> <li>③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。</li> <li>④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。</li> <li>⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。</li> </ul> <p>(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。</p>

**2. 現状****(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。**

各学科の教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシーという。）は、平成28(2016)年度の全学グランドデザイン策定に伴い見直した。各学科のカリキュラム・ポリシーは、以下の通りである。各学科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに定める素養・能力の修得を目的に編成しており、ディプロマ・ポリシーに対応している。

**<総合生活学科のカリキュラム・ポリシー>**

総合生活学科のカリキュラム・ポリシーは、卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）に提示した修得すべき各素養・能力を学科の教育課程を通して身に付けることを念頭に置いて、策定しており、ディプロマ・ポリシーに対応している。平成30年(2018)年度に、これを点検し、以下のように改編した。

総合生活学科は、学則に掲げる目的及び使命に基づき、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に定める素養・能力を修得させるために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 基礎的能力及び幅広く深い教養を身に付ける教養科目と、専門の学芸を身に付ける専門教育科目によりカリキュラムを編成します。
- (2) 教養科目は、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うために、「教養基礎」「外国語」「自然と社会」「自然と生命」の4領域により編成します。
- (3) 初年次に基礎的素養を身に付けるための授業科目を置き、その上に専門的知識と技能を積み上げられるよう授業科目を系統的に配置します。
- (4) 専門教科目は、キャリア教育を含め、ビジネス社会に必要な知識・技術を身に付ける「医療事務・情報ビジネス」、福祉現場等で必要な知識・技術を身に付ける「福祉ウェルネス」、ファンション・イ

ンテリア業界等で求められる知識・技術を習得する「生活デザイン」の3つの領域に区分します。これらの3つの領域の専門知識を習得するとともに技術を身に付けるため、講義の他に演習や実習科目を配置します。

- (5) 実践力及び応用力を伸ばすために「インターンシップ」「卒業演習」「女性と社会」「ボランティア実習」等の科目を配置します。

#### <食物栄養学科のカリキュラム・ポリシー>

食物栄養学科は、学則に掲げる目的及び使命に基づき、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に定める素養・能力を修得させるために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 基礎的能力及び幅広く深い教養を身に付ける教養科目と、専門の学芸を身に付ける専門教育科目によりカリキュラムを編成します。

- (2) 教養科目は、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うために、「教養基礎」「外国語」「人間と社会」「自然と生命」の4領域により編成します。

- (3) 初年次に基礎的素養を身に付けるための授業科目を置き、その上に専門的知識と技能を積み上げられるよう授業科目を系統的に配置します。

- (4) 栄養士法施行規則に基づき、専門教育科目を「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」

「栄養と健康」「栄養の指導」および「給食の運営」の6領域に区分します。さらに、質の高い栄養士の育成を目的として「その他関連項目」を配置します。

- (5) 専門教育科目のうち、栄養学的専門知識とその理論を習得する上で必須と位置づけられる科目を必修科目とします。さらに、選択科目の中でも特に栄養士業務を遂行する上で習得が必須となる科目を「栄養士免許必修科目」として設置します。栄養士免許必修科目は卒業要件とはならないが、栄養士免許取得には必須となる科目です。

- (6) 専門教育科目の中に、栄養学の理論と知識を基礎とし、さらに栄養士としての実践能力および技術を身に付けるための実験・実習科目を設置します。具体的な到達目標は、「食品、調理素材の特性や

地域性を生かした献立作成能力と調理技術の修得」「疾病の予防と治療のための食事療法の理解と実

践能力の育成」「成長期の子どもから高齢者までのライフステージ別の特徴に応じた栄養管理法の修

得」および「大量調理における衛生管理や対象者の嗜好に配慮した給食の運営方法の修得」です。

また、2年次には実践活動の場として3箇所（学校・保育所、事業所および病院）での校外実習を行います。これらの専門教育科目は学生の能動的学修の充実を図るものであり、同時にキャリア教育の一環としても位置づけます。

#### <幼児教育学科のカリキュラム・ポリシー>

幼児教育学科は、学則に掲げる目的及び使命に基づき、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に定める素養・能力を修得させるために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 基礎的能力及び幅広く深い教養を身に付ける教養科目と、専門の学芸を身に付ける専門教育科目によりカリキュラムを編成します。

- (2) 教養科目は、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うために、「教養基礎」「外国語」「人間と社会」「自然と生命」の4領域により編成します。

- (3) 初年次に基礎的素養を身に付けるための授業科目を置き、その上に専門的知識と技能を積み上げられるよう授業科目を系統的に配置します。

- (4) 専門教育科目では、教職に関する法令及び「指定保育士養成施設の指定及び運営に関する基準」に基づき、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得を目指し、必要とされる知識・技能を、各分野において基礎から系統的に深めるとともに、保育実習や教育実習での実践とも関連づけて学ぶことがで

きるよう科目を配置します。

- (5)個性ある保育者を養成するために、保育に必要とされる各領域の専門性を高める選択科目を設置します。また各自が特に専門領域について学びを深めるための必修科目として小グループのゼミ形式で行われる専門研究を配置します。
- (6)保育者としての知識・技能を深め、理論と実践の融合を図るために、附属こども園及び学外の認定こども園、幼稚園、保育所、児童福祉施設等での実習を、法令等に基づき、適切な時期に配置します。
- (7)2年次後期には、2年間の学修成果を統合するとともに、各自が履修カルテにより学修状況を振り返り、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得するにあたっての長所を確認し、課題を克服することができるよう「保育・教職実践演習」を設置します。

**(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。**

**①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。**

「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」「履修カルテ」により、授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を明確にし、学習成果に対応するよう、授業科目が編成されている。

**②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。**

学則第14条において、「学科は、学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学年に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」としており、本学短期大学部履修規定第7条の2により、「学期ごとに履修科目として登録できる単位数は、28単位を上限とする」と定めている。

**③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。**

成績評価の基準は短期大学設置基準等にのっとり、シラバスに明示され、「成績評価マトリックス」「履修カルテ」により学習成果の獲得を判定している。

**④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。**

シラバスに、「到達目標」「授業概要」「事前・事後学修および期間中の学修」「授業計画」「課題と評価の方法」「教科書」「参考資料」等、明示されている。

**⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っていている。**

各学科では、通信による教育を実施していない。

**(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。**

各学科の教員は経歴・業績を基に、短期大学設置基準第20条第1項に基づき授業科目と担当教員の専門分野との適合性やカリキュラム編成上の科目の重要性に応じて適切に配置されている。採用時には、採用に係る規定に基づいた経歴や業績の厳格な審査を経て、選考委員会において適格者を選考している。

**(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。**

教育課程の定期的な見直しについては毎年、学科会議、短期大学部教務委員会、短期大学部教授会で定期的に検討・見直しを行っている。各学科特有の免許、資格等に関する法改正等が行われれば、それに対応した教育課程の見直しを行っている。食物栄養学科では令和元(2019)年度は、本学認定の新たな資格（栄養製菓マスター）を取得できるコースの開設に向けて、必要な科目の新設（「製菓理論」と「製菓実習」）

を学科会議及び学内の審議を経て、令和2(2020)年度より開講することが決まっている。

また、各学科では平成30(2018)年度より、学科会議等において三つのポリシーの定期点検を実施している。

### 3. 課題

学生のニーズや社会情勢等を隨時把握し、教育課程の定期的な点検を継続する。

### 4. 改善計画

教育課程について、各学科の学科会議等において定期的に点検する。その上で必要に応じて教務連絡協議会、教授会において見直しや改正を行う。

### 5. 事業計画への反映

- ・三つのポリシーの運用状況を全学的に点検・評価

**基準II-A-3**

<b>基 準</b>	<b>基準II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準II-A</b>	<b>教育課程</b>
<b>区 分</b>	<b>基準II-A-3</b>	<b>教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**2. 現状****(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。**

本学の教養教育においては、建学の精神および教育理念に則り、学則第1条に基づき、「専門的知識と実践的技能」を修得し、「智と徳を兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性」の育成を図るため、その教育課程について「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮」（学則第9条の2）して、カリキュラムを編成するものとしている。具体的には、社会人として求められる汎用的能力と専門の学修に必要不可欠な基礎学力を確実に身につけ、さまざまな思考様式や価値観があることを理解して、個々の人間性を重んじることができる人材となるための幅広く深い教養の学びを核とすることを方針としている。

平成31(2019)年度より「全学共通開講科目」として「熊本学」と「日本伝統文化入門」の2科目を全学科に新設し、既存の教養科目を「教養基礎」「外国語」「人間と社会」「自然と生命」の4領域に区分した。また、これまで各学科個別に開講していた教養科目のうち、合同開講が可能な科目に関しては担当者間で時間割を調整し、実施体制の改善を図った。

総合生活学科では、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに基づいて教養教育の内容を設定している。平成30(2018)年度に教務連絡協議会で教養科目の改善について検討された。その結果、平成31(2019)年度から、全学科に①地域社会の現状や特性を学ぶ科目「熊本学」②日本伝統文化への理解を深める科目「日本伝統文化入門」を新設し、学科の枠を越えて合同開講とすることが決定された。総合生活学科では、教養科目は、「全学共通開講科目」「教養基礎」「外国語」「人間と社会」「自然と生命」の5区分に13科目を設置することとした。

食物栄養学科ではカリキュラム・ポリシーに示す通り、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うために教養科目を編成し、その内容と実施体制が確立している。

幼児教育学科では、カリキュラム・ポリシーに示す通り1年次に本学科における学修を効率的に進めるための「基礎セミナー」や「キャリアデザイン」を配置するとともに、2年間で専門職としての保育職や実際の社会生活に必要な判断力、人間力、基礎的教養を高めるように科目を配置しており教養科目の内容と実施体制が確立している。

**(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。**

各学科では教養科目と専門教育科目を、段階的に基礎を固め、その上に専門的知識を積み上げられるよう、初年次教育をも念頭に置いて系統的に配置している。

**(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。**

教養教育の効果は、各科目のシラバスに明示されている評価方法により測定・評価され、学則第23条に定められた5段階評価で学生に通知される。

各学科では「成績評価マトリックス」「履修カルテ」により教養科目の学習成果を測定するとともに、卒業時アンケートにて教養科目の授業満足度を調査し、評価・改善の判断材料としている。また、GPAによる成績評価制度を用いて、学生・教員ともに学期間や学年間の成績比較を行うことができ、その結果を基に改善に取り組んでいる。

**3. 課題**

合同開講科目に関して、補講を実施する際の学科間の時間調整が困難であることが課題である。

食物栄養学科では、「日本語表現」の選択から卒業必修への変更、2年次前期の就職指導の単位化（「キャリア教育Ⅱ」の新設）に伴い、教養科目の卒業必修単位数がさらに増え、学生の選択の余地が狭まるという課題がある。

**4. 改善計画**

合同開講科目の補講の時間調整に関しては、学科間（特に担当者間）の連携・協力を密に行う。

食物栄養学科では、教養科目の卒業必修から選択への変更について学科会議等で検討し、必要に応じて学内・学外での手続きを進める。

**5. 事業計画への反映**

- ・全学的な教養教育科目や初年次教育の検証と改善

**基準II-A-4**

<b>基 準</b>	<b>基準 II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 II-A</b>	<b>教育課程</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 II-A-4</b>	<b>教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児養育学科</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**2. 現状**

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

本学の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は以下に示す通り、各学科において明確である。

総合生活学科では、職業への接続を図る職業教育科目として、教養科目では「トータルビューティー論」「実用観光韓国語」「地域住居論」「くらしと人権」「くらしと憲法」を開講している。専門教育科目では「インターンシップ」「秘書実務」「オフィススタディ」「医療事務総論」「医療事務実務」「ビジネスコミュニケーション・企画力」「マーケティング論」「介護概論」「介護技術」「福祉住環境論」「インテリアコーディネート論」「インテリア計画」「インテリア演習」「アパレル材料学」「アパレルデザイン論」「ファッション販売論」「ファッションビジネス論」「プライダル入門」「プライダル演習」を職業への接続を図る職業教育科目として開講している。

食物栄養学科では、職業への接続を図る職業教育科目として、教養科目に「基礎セミナー」や「キャリア教育」を開講し、科目以外に2年次に「就職指導」を開設している。専門教育科目には、栄養士業務を遂行する上で習得が必須となる科目を「栄養士免許必修科目」として33科目、52単位開設し、栄養学の理論と知識を基礎に、栄養士としての実践的能力および技術を身に付けるための実験・実習科目を設置している。2年次開講の「給食管理実習Ⅱ（校外実習）」では実践活動の場として3箇所（学校・保育所、病院、事業所）での校外実習を行い、キャリア教育の一環としても位置づけている。

幼児教育学科では、ディプロマ・ポリシーが学則第4条の「学科の目的」と対応させて定められており保育者養成の要件に基づき作成されている。専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確であり、保育者としての力を身につけさせるものとなっている。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

総合生活学科では、取得できる資格への積極的な挑戦を学生に促し、資格取得実績を通して、職業教育の効果を測定・評価を行うとともに、学科会議等で取り組みの点検を行い、改善に取り組んでいる。令和元(2019)年度の資格取得実績は、上級秘書士30人、秘書士51人、情報処理士22人、介護職員初任者研修課程資格21人、レクリエーションインストラクター7人であった。

食物栄養学科では、栄養士免許取得率や就職率、就職先および実習先からの評価により、職業教育の効果を測定・評価している。平成31(2019)年度卒業生の栄養士免許取得率は96%、就職率は100%で、専門

職（栄養士・調理員）に就職した学生は 97.5%であった。その他、フードサイエンティストの資格を 29 名が取得した。就職先に行ったアンケートの結果では、本学の卒業生が「身に付けていた」「ある程度身に付けていた」能力として、80%以上の事業所がコミュニケーション能力やチームワーク力と回答しており、その次に多かったのが、専門的知識・技能、一般的知識・幅広い教養（60%台）であった。50%台の回答だった能力が、問題解決力、主体的行動力、パソコン技能で、最も少なかったのはプレゼンテーション能力（41.7%）であった。実習先に行ったアンケートでは、本学科卒業の栄養士が地域社会（もしくは貴事業所）の要請に応えているかという質問に対し、81%が「応えている」「ある程度応えている」と回答していた。これらの結果を踏まえて、アクティブ・ラーニングの授業への導入、「卒業セミナー」の新規開講、「基礎セミナー」の内容充実等の改善に取り組んでいる。

幼児教育学科では、成績評価、GPA、履修カルテ、実習先からの評価などにより職業教育の効果を適切に測定・評価している。職業教育の効果は、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格といった免許・資格の取得により具現化され、それを基にして改善に取り組んでいる。令和元（2019）年度卒業生の就職率は 99.3%、専門職（幼稚園・保育所・認定こども園・施設）への就職率は 98.5%であった。また幼稚園教諭二種免許状取得率は 100%、保育士資格取得率は 100%であった。これらの結果を踏まえて「基礎セミナー」「キャリアデザイン」「キャリアトレーニング」の内容検討など、改善に取り組んでいる。

### 3. 課題

総合生活学科では、職業教育の効果を測定・評価できるようなシステムの構築が必要である。

食物栄養学科では、2 年次に実施している「就職指導」の授業科目化や、就職先アンケートで身に付けている者が少なかった能力の習得を考慮した教育内容の見直しについて検討が必要である。

幼児教育学科では、教職課程の再課程認定、保育士養成課程の見直しに対応するため開講科目、開講時期、単位数の見直しを平成 30（2018）年度に行ったところであり、新カリキュラムにおける職業教育の再編について今後も継続して検討することが課題である。

### 4. 改善計画

総合生活学科では、学科の教務担当教員及び就職支援担当教員が中心となり、「職業教育効果の測定・評価システム」の構築に取り組む。

食物栄養学科では、2 年次前期の「就職指導」を授業科目（「キャリア教育Ⅱ」）として新設することを学科会議で話し合い、学内の審議を経て、令和 2(2020)年度入学生から開講することとなっている。大学で身に付けておくべき能力の習得に関しては、「基礎セミナー」や「卒業セミナー」といった演習の授業を中心に、各教員が担当する授業科目での教育内容の見直しを検討する。

幼児教育学科では、幼児教育学科教務委員会、学科会議において職業教育の見直しを進める。

### 5. 事業計画への反映

なし。

**基準II-A-5**

<b>基 準</b>	<b>基準II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準II-A</b>	<b>教育課程</b>
<b>区 分</b>	<b>基準II-A-5</b>	<b>入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</b>
<b>担 当</b>	<b>入試委員会、入試課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。 (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (7) アドミッション・オフィス等を整備している。 (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**2. 現状****(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。**

アドミッション・ポリシーは平成21(2009)年に策定後、必要に応じて見直しを行い、令和3(2021)年度入学者向けアドミッション・ポリシーまでの編成を終了している。アドミッション・ポリシーにおいては入学者に求める意欲や学力、また各入試区分にて志願者に求められる能力と評価方法までを明記しており、志願者の持つ学力や能力を多面的・総合的に評価する方針を示すものとし学修成果に明確に対応している。

**(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。**

学生募集要項に学科のアドミッション・ポリシーを明確に示して、一般入試、大学入試センター試験利用入試、推薦入試、自己推薦入試、AO入試、編入学試験、社会人入試、外国人留学生入試において、能力や資質を多面的・総合的に評価選抜している。

**(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。**

総合生活学科においては「高等学校等において基礎学力を習得し、多様な活動を通じて豊かな表現力を身につけていきたい」ということを望みます。これらに関する能力は、「入学後の講義、演習、実習等を通じて、様々な分野で主体的に協働できる能力を身につけるために必要となります」と入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

食物栄養学科においては「高等学校等において、栄養学の基礎となる生物学や化学などの理数系科目の基礎知識と思考力を習得し、また、他者とのコミュニケーションを円滑に行うための能力を身につけていきたい」ということを望みます。これらの学力・能力は、「入学後の授業等において専門性の高い問題に対する自己解決能力の基礎となることは勿論、他の学生と協働して様々な課題を探求・解決するための能力を育成するためにも必要となります」と入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

幼稚教育学科においては、「高等学校等において集団的な活動、社会的な活動を通じた主体性・協働性

を身に付つけ、国語を中心とした思考力とコミュニケーション力の基礎を身につけていることを望みます。これらに関する能力は、入学後の講義、演習、実習等において、様々な世代や環境において、他者と協働できる能力を育成するために必要となります」と入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

**(4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。**

総合生活学科の入学者選抜の方法は、「推薦入試、自己推薦入試、一般入試、AO入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試を採用し、能力や資質を多面的・総合的に評価する」と明示している。

食物栄養学科の入学者選抜の方法は、前掲の通り、「推薦入試、自己推薦入試、一般入試、AO入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試を採用し、上記のような能力や資質を多面的・総合的に評価する」と明示している。

幼児教育学科の入学者選抜の方法は、前掲の通り、「推薦入試、一般入試、AO入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試を採用し、上記のような能力や資質を多面的・総合的に評価する」と明示している。

**(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。**

総合生活学科・食物栄養学科・幼児教育学科ともに、学生募集要項や本学ホームページにおいてアドミッション・ポリシーを明示するとともに、入試説明会、進路ガイダンスや高校訪問の機会等を通じて周知に努めている。入学者選抜については、それぞれの選考基準を明確に設定しており、公正かつ適正に実施している。

**(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。**

授業料、その他入学に必要な経費については、募集要項や本学ホームページに明示している。また、本学主催の入試説明会、進学相談会や高校訪問の機会等を通じて周知に努めている。

**(7) アドミッション・オフィス等を整備している。**

本学において入試業務を統括し、アドミッション・オフィスとしての機能を有している部署が「入試センター」であり、大学事務局に「入試センター事務室」を置き、両事務部に入試課を置いている。入試センター事務室は入試課長1名及び課員3名にて構成されており、各学部学科と共同して、志願者募集や選抜に係る一切の業務を遂行している。

**(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。**

受験の問い合わせについては志願者個人からの直接の問い合わせ、高校からの問い合わせ、及び各種ガイダンス会場での問い合わせなどに対し、入試課員により正確にかつ適切に対応している。また、必要に応じて各学部学科の教員とも連携して対応にあたっている。更に学校行事等によりガイダンス、オープンキャンパス等に参加できない希望者・保護者等に対しては個別での対応を図るなど適切に対応している。

**(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。**

アドミッション・ポリシーは、平成21(2009)年度に策定後、教育課程の変更や改正、新たな「短期大学評価基準」、中央教育審議会答申にある（短期）大学教育の質保証の観点等から、平成25(2013)年度に点検し見直した。以降も高校訪問やガイダンス、入試説明会等の機会を利用して高等学校関係者の意見を聴取して点検を行っている。近年においては平成28(2016)年度、平成29(2017)年度、同30(2018)年度及び令和元(2019)年度にも点検・見直しを行っており、各学科では、平成30(2018)年度より学科会議におい

て、三つのポリシーの定期点検を行う場を設けている。

### 3. 課題

高大接続の観点により、志願者の持つ知識・技能、文化・スポーツ活動・ボランティア活動等のより具体的な情報を適切に評価し、総合的・多面的な評価を可能とする入学者選抜の方策を検討している。さらに社会的な動向（人口推移等）を反映した広報活動の在り方についても継続的な検討が必要である。

### 4. 改善計画

- ・高校生及び社会のニーズの調査と分析・・・動向調査（アンケートの実施）
- ・入試方法の改善・・・入試制度改革に則した多面的、総合的判断を可能とする入試方法の検討
- ・広報活動の活性化・・・広報ツールの検証とオープンキャンパスの実施時期・内容の検討
- ・高大連携の推進・・・入学前授業・出前授業・高大連携授業等の積極的展開と内部進学率の向上
- ・同窓会との連携強化・・・情報の収集・提供等の拡大

### 5. 事業計画への反映

- ・三つのポリシーの運用状況を全学的に点検・評価
- ・大学入学者選抜改革の趣旨を踏まえた対応策の検討と実施。
- ・アドミッション・ポリシーに則した多様な入学者選抜方法の実施
- ・長期的・全学的視点からの入試戦略の策定と実施。
- ・高大連携を踏まえた情報提供型の広報イベントの充実拡大。
- ・入試広報戦略の強化のために高校生及びニーズの調査と分析の実施。
- ・社会人入学生受入の強化の具体策の策定と実施。
- ・高大連携の推進と内部進学率の向上のための連携事業の継続実施。

**基準II-A-6**

<b>基 準</b>	<b>基準 II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 II-A</b>	<b>教育課程</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 II-A-6</b>	<b>短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 学習成果に具体性がある。 (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3) 学習成果は測定可能である。

**2. 現状****(1) 学習成果に具体性がある。**

本学の教育課程は以下に示す通り、各学科において明確であり具体性がある。

総合生活学科の専門教育科目のなかの重要領域である①医療事務・情報ビジネス、②福祉ウェルネス、③生活デザインの3つの領域に関して、指定科目の単位取得としての学習成果として、認定資格や任用資格、公的資格の取得が設定されている。それは、情報処理士、秘書士、上級秘書士（メディカル秘書士）、介護職員初任者研修課程、社会福祉主事、レクリエーションインストラクターの6つの資格である。

また、医療事務検定、医療事務認定実務者、2級医療事務実務者、メンタルヘルスマネジメント検定Ⅲ種、インテリアコーディネーター、福祉住環境コーディネーター、ファッショングビジネス能力検定、ファッショング販売能力検定といった検定資格に対応した授業も実施しており、学習成果として、それら検定資格の取得に反映されている。

食物栄養学科の教育課程は、栄養士法施行規則（第9条）に基づいて構成されている「社会生活と環境」・「人体構造と機能」・「食品と衛生」・「栄養と健康」・「栄養の指導」・「給食の運営」の専門教育科目6分野と教養科目を通じて、栄養士に必要な専門的知識及び技術を修得できるよう編成されている教育課程となっているため、提示された学習成果には具体性がある。

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や栄養士免許に関わる法令に基づくものであり、社会的通用性があり、栄養士免許取得に向けた実際的な価値を有するものである。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーには「所定の単位を修得した学生に卒業を認定」することを明記し、ディプロマ・ポリシーに対応した成績評価基準により単位認定を行っているほか、「カリキュラムマップ」「履修カルテ」に示される関連科目レベルでも学習成果を適切に把握しており、具体性がある。

**(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。**

総合生活学科の6つの認定資格や任用資格、公的資格の取得は、短期大学卒業時に取得可能である。また、検定資格の挑戦に関しても、授業の履修期間及び履修修了後に挑戦・獲得が可能である。

食物栄養学科の各科目はカリキュラムマップ（履修系統図）に示されているように、在学期間に体系的に学習できるよう配置されており、シラバスにも到達目標が明記されているので、学習成果は十分達成可能であり、在学期間内で獲得可能である。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーにおいて明示される学習成果は、在学期間内の学習で達成・獲得が可能となるようにカリキュラム上に配置されており、シラバスにも到達目標が明記されているので、学

習成果は十分達成可能である。

**(3) 学習成果は測定可能である。**

総合生活学科については、資格の取得をはじめ、成績評価やGPA、成績評価マトリックスなど、多角的に学習成果の測定を図っており、測定可能である。

食物栄養学科については、学習成果は、通常の成績評価に加え、学科独自に作成した「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」などで明示されているため、各科目の到達目標や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連や達成度が明確に把握できるように工夫してある。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーに明示された学習効果は幼稚園教諭二種免許・保育士の免許・資格取得により具現化されるとともに、シラバスに示す成績評価方法やGPA、カリキュラムマップや履修ルート等により測定が可能である。

**3. 課題**

現状、課題は把握していないが、定期的な点検を通して課題の抽出に取り組む。

**4. 改善計画**

なし。

**5. 事業計画への反映**

なし。

**基準 II-A-7**

<b>基 準</b>	<b>基準 II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 II-A</b>	<b>教育課程</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 II-A-7</b>	<b>学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。 (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**2. 現状**

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。

本学は学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを以下に示す通り各学科において持っており、それを活用している。

総合生活学科では、学期始めのオリエンテーションにおいて、前学期分の成績一覧表及び単位取得状況、GPA 分布、ポートフォリオのデータを各学生に、学科教員が個別面談を通して配布している。これらの資料により、学生はこれまでの学習状況や成果の見直しをはかるとともに、その後の履修計画の再構成を行っている。また、教員もこれらの資料を活用して履修指導を行っている。

食物栄養学科では、学習成果の獲得状況を、科目平均点、GPA、単位取得率、学位取得率、栄養士免許取得率、各種資格取得率、成績評価マトリックス、栄養士実力認定試験結果及び授業改善アンケート等により測定している。

幼児教育学科では、教務課が作成した GPA 分布、単位取得率、学位取得率、幼稚園教授二種免許取得率、保育士資格取得率は幼児教育学科教務委員会、学科会議にて報告され、今後の指導のために活用されている。学生の業績の集積は履修カルテに示され教員は指導の参考にするための資料として活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

総合生活学科では、1年後期必修科目の「キャリアサポート」において、卒業生を招き「職種や業種の特徴、就職活動で工夫したこと、学生時代に取り組むべきこと」などの体験講話の時間を設けている。また、「インターンシップ」を1年必修科目としており、職場体験を通して就職活動へのスムーズな流れを作りだしている。

食物栄養学科では、学習成果の測定には、就職先に対するアンケート、インターンシップへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率及び就職率等に加えて、学生生活における実態調査結果や校外実習評価票も活用している。

幼児教育学科では、学生による自己評価（履修カルテ）や個人面談において学生の学習成果の獲得状況を測定している。同窓生や雇用者に対しては卒業生の就職先に対するアンケート、実習先訪問、実習連絡

協議会、保育現場との懇談会等を利用して調査を行っている。就職課、教務課が作成した個別実習への参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などは学科教員にも報告され、今後の指導の参考資料として活用されている。

### (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

総合生活学科では、学習成果の質的データとしては、成績一覧表及び単位取得状況、GPA分布、ポートフォリオとして、学生に配布している。就職率といった学科全体としての学習成果の量的データは学科ホームページ及び情報公開のページにて公表している。また、質的な評価に関しては、インターンシップの成果報告といった外部にもオープンにできるような報告会の実施をもって公表している。

食物栄養学科では、各教科における学習成果は授業改善アンケートにおける量的・質的データを統計処理し、公表することにより学生へのフィードバックを図っている。また、学生が獲得した学習成果は、科目平均点、GPA、評価マトリックス及び栄養士実力試験結果を必要に応じてクラス担任や学科教員が共有している。一方、本学科は栄養士の養成を目的としていることから、就職率に加えて栄養士実力認定試験の結果および卒業生の栄養士としての就職割合も学習成果の量的データとしてホームページ等で公表している。これらに加え、その他の資格取得者数についても付加的な学習成果として本年度より公表することとした。

幼児教育学科では、学期終了時に「成績通知書」及び「学修評価表」で学生に通知し、到達度を確認できるようにしている。また学習成果はディプロマ・ポリシーとして、学生便覧や各学科が独自に作成する新入生向けガイドブック等に記載し、新入生に配布しているほか、新入生オリエンテーション等で説明している。またディプロマ・ポリシーは大学ホームページで公表するとともに、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）においても公表している。

就職率はキャンパスガイド、大学ホームページ、大学ポートレート（私学版）において公表している。

### 3. 課題

総合生活学科では、インターンシップの成果報告会が形式的になっているので、成果報告会の内容改善が必要である。

食物栄養学科、幼児教育学科では現状、課題は把握していないが、定期的な点検を通して課題の抽出に取り組む。

### 4. 改善計画

総合生活学科では、学科の就職支援担当教員を中心に、インターンシップの成果報告会が充実したものになるよう検討し、内容を改善する。

### 5. 事業計画への反映

なし。

**基準II-A-8**

<b>基 準</b>	<b>基準 II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準 II-A</b>	<b>教育課程</b>
<b>区 分</b>	<b>基準 II-A-8</b>	<b>学生の卒業後評価への取り組みを行っている。</b>
<b>担 当</b>	<b>大学企画委員会、大学企画室</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
(2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

**2. 現状****(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。**

令和元(2019)年11月上旬から11月末にかけて、大学企画室において「平成29年度卒業生の就職先に対するアンケート調査を実施した。その目的は「採用にあたり重視した能力や採用後の本学卒業生の能力を調査することで、本学における教育の質の向上を図る」ためである。令和2(2020)年2月に「卒業生の就職先に対するアンケート2019調査結果」としてまとめ、評議会、教授会、学科会議において報告し教育活動等に役立てている。調査対象は、平成30(2018)年3月に本学を卒業した学生を採用した事業所278社であり、当該人事・採用担当者宛てアンケート用紙を郵送し、返信用封筒にて回収する方法で実施、143社から回答(回収率51.4%)を得た。調査結果は別添報告として分析し整理を行っている。なお、アンケート調査は、毎年度実施することとしている。

食物栄養学科や幼児教育学科では、さらに校外実習先に卒業生が就職している場合は、実習先訪問の際に卒業生の評価を聴取しているほか、就職懇談会において多くの卒業生に関する評価を聴取している。

**(2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。**

「卒業生の就職先に対するアンケート」では、「採用にあたり重視していたこと」の他、「本学卒業生の能力に対する評価」、「その他の意見・要望(自由記述)」について質問を行い、その調査結果を報告書として学部・学科毎に分析・整理し、大学企画委員会において、大学企画室より報告を行った。その後、同委員会委員でもある学部長及び学科長はそれぞれ教授会・学科会議において調査結果を報告したうえで学習成果の点検を行い、改善が必要な事項を整理し、今後の学生に対する教育指導に活かしている。特にアンケートに記載された否定的な意見に対する改善策については学科会議、教務委員会等で取り組んでいく。

総合生活学科と食物栄養学科における活用例は以下のとおりである。

総合生活学科の場合、卒業生の採用の際に重視した点では、「コミュニケーション能力」「チームワーク力」「主体的行動力」「問題解決能力」「一般的知識・幅広い教養」「プレゼンテーション能力」を挙げる事業所が多かった。卒業生が身に付けていた能力では、「チームワーク力」「コミュニケーション力」「パソコン技能力」を挙げた事業所が多かった。加えて、「基礎学力をしっかりと身に付けさせてほしい」「積極性・協調性をのばしてほしい」「卒業前に、コミュニケーション能力・社会人としてのモラル・社会人としての責任について教育してほしい」などの要望が挙げられていた。

これらの指摘事項を踏まえ、学習効果の点検に活用した結果、「基礎セミナー」「キャリアサポート」「キャリアサポート応用」「卒業演習」のゼミ形式の授業では、学生にパワーポイント作成の課題を出し、

全体の前で発表する機会を設け、「創意工夫や積極性の向上」に取り組むこととした。また、月1回の教員との学生面談を通して、体調管理、社会人マナーについても、指導することとした。「ビジネスマナー」「オフィススタディ」「秘書実務」を必修化して、コミュニケーション能力やマナー向上にも取り組むこととした。さらに、令和2(2020)年度からは、本学現代文化学部と連携した合同授業の教養科目を3科目増やし、教養力の向上を目指すこととした。

食物栄養学科では、アンケートや懇談会等で聴取した意見を元に、本学科の卒業生に求められている学習成果を検討している。その学習成果に関連する科目の強化や既存科目への学習成果の取り入れ等を検討し、毎年、成績評価マトリックスの改訂を行っている。

### 3. 課題

平成29(2017)年度第三者評価機関別評価結果において、「卒業後評価の取り組みとして、卒業時アンケート、卒業生アンケート、卒業生の就職先に対するアンケートが実施されているが、それらのアンケートの結果を教職員間で共有し、教育の質向上に向けてより一層活用することが望まれる」との指摘を受け、平成30(2018)年度からは、教授会、学科会議などでの情報共有を図っており、令和元(2019)年度より情報共有に加え、アンケートに記載された否定的な意見に対する改善策にも取り組んでいる。

### 4. 改善計画

卒業後評価の取り組みとしての各種アンケートの調査結果に関しては、教授会や学科会議において情報共有化し、その情報を教育の質向上に役立てる他、その課題を次年度の事業計画に取り込むこととしている。

### 5. 事業計画への反映

- ・各種アンケートに関する企画・実施・分析・公開

**基準II-B 学生支援****基準II-B-1**

基 準	基準II	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準II-B	学生支援
区 分	基準II-B-1	学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。
担 当		総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、図書館運営委員会、IT化推進支援室、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
<p>(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。</li> <li>②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。</li> <li>③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</li> <li>④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</li> <li>⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</li> <li>⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。</li> </ul> <p>(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。</li> <li>②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。</li> <li>③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。</li> <li>④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。</li> </ul> <p>(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</li> <li>②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。</li> <li>③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。</li> <li>④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。</li> <li>⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</li> </ul>

**2. 現状**

<p>(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。</li> </ul> <p>教員は、自身が予めシラバスにて提示した定期試験やレポート等といった成績評価基準に従って学習成果の獲得状況を評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。</li> </ul> <p>教員はシラバスに示した成績評価基準に基づいて決定した成績に加え、総合生活学科及び食物栄養学科では「成績評価マトリックス」、幼児教育学科では「履修カルテ」をそれぞれ活用して学習成果の獲得状況を把握する一方、学習成果の獲得状況や関連科目との関係についても適切に把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</li> </ul> <p>前後期にそれぞれ少なくとも1回の学生の評価による授業改善アンケートを実施している。アンケートの結果は、担当教員に返却され、教員はそれに基づいた改善報告書を提出している。改善報告書は学内専用サイトで公開されることにより学生にフィードバックされており、授業の改善に寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</li> </ul>
--

3 学科ともに、前後期に各 1 回のオープンクラス・ウィークを実施している。そこでは、授業を参観した教員に対し参観レポートの提出を義務付けており、授業担当者間での意思の疎通や協力・調整を図っている。食物栄養学科では、関連性が強い科目間での担当者同士による打ち合わせの場を設けることを学科会議で決定し、シラバス作成の前までに実行した。

**⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。**

教員は、個別の科目についてシラバスに示した成績評価基準に基づいて決定した成績や成績評価マトリックスまたは履修カルテに示される関連科目において、教育目的・目標の達成状況を適切に把握・評価している。これに加えて、食物栄養学科では、毎年 2 年次 12 月に行われる全国栄養士養成施設協会主催の「栄養士実力認定試験」を通して、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

**⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。**

3 学科共通の取り組みとして、学生への適切な教育・指導を行なうためにクラス担任を配置しており、履修及び卒業に至る指導を行なっている。加えて、毎学期の始めと終わりにオリエンテーションを実施して、学修への心得、履修システム、卒業に必要な単位数や学生便覧・シラバスによる科目の授業内容等の説明を行なっている。また、全教員が各週に 2 回以上のオフィスアワーを設定し、その時間帯に指導を行っている。

総合生活学科では、1 年前期の「基礎セミナー」同後期の「キャリアサポート」、2 年前期の「キャリアサポート応用」や同後期の「卒業演習」を必修科目として、学科全教員がこれらの科目を分担で担当し、月 1 回の個人面談を通じた履修指導を行なながら、卒業に至る指導に取り組んでいる。

食物栄養学科では、殆どの学生が栄養士免許の取得を目指しており、担任教員及び授業担当教員はその目標を見据えた指導を「学生便覧」や「フレッシャーズガイド」を基に行なっている。さらに、4 年制大学への編入学を希望する学生には、それに向けた履修指導（編入学に必要な科目の履修の指導）を行っている。栄養士免許取得を何らかの事情で断念した学生に対しても、卒業後の進路を念頭において履修及び卒業に至る指導を行っている。

幼稚教育学科では、学科の教務委員が「学生便覧」や「幼教ノススメ」に基づいて学修への心得、履修上のシステム、卒業に必要な単位数及びシラバスによる科目の授業内容の説明等を行っている。

**(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。**

**①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。**

教員からの採点結果（成績管理）は教務システムにて管理している。履修登録期間の前後には単位修得状況と履修状況を教職員が相互チェックしつつ学生の学修状況をチェックしており、必要に応じ関係部署と情報を共有している。全学科においては、学生の学修成果を示した「成績評価マトリックス」を作成のうえ配付するなど前学期の振り返りと次学期の課題、目標について学生自身が考える機会を与えていている。このほか、授業改善アンケートを授業期間の中間（必須）及び終盤（任意）に実施し、当該結果を教員にフィードバックするなど授業改善に役立てている。

**②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。**

学生の履修状況及び成績は前述の教務システムにて管理されており、当該システムを利用した卒業判定や免許・資格の取得（見込み）判定など各種の判定を行い、学生の学修力及び到達度を量る各種資料を教授会や学科会議等へ提供する過程で教育目的・目標の達成状況を把握している。

平成 30(2018)年度より、教員向けのシラバス作成方法、授業の運営や成績評価に係る手引書として、「シラバス作成から授業実施に関する手引き」を作成し、専任教員、非常勤講師に配付しているほか、シラバスに関する説明会を実施し授業運営の円滑化を図っている。

**③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。**

平成 30(2018)年度入学生より、初年次教育テキスト「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS」を作成、配布している。同テキストには、学びの羅針盤として、履修方法、シラバスの活用、試験、単位認定のほ

か、各学科のカリキュラムマップ等を掲載するなど新入生が入学後に就学のイメージが持てるよう工夫している。

また、平成29(2017)年度に学修支援センターを立ち上げ、基礎学力に不安のある学生の学修サポートを教員の担当授業時間以外に実施しており、令和元年度は全学で延べ388名が利用（前年度から82名増加）している。

**④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。**

学生の修得科目の管理、成績の管理及び学籍の管理等、入学（入口）から卒業（出口）まで退学・除籍を含めた全ての入学・出学に関する事項を教務システムにより一括管理し、卒業後には学籍簿及び成績原簿を金庫にて厳格に保管している。

**(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。**

**①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。**

**②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。**

本学図書館は九品寺キャンパスに本館、武藏ヶ丘キャンパスに分館をそれぞれ設置しており、併設の大学と共に用いている。本館は九品寺キャンパス中高校2号館1階に、また分館は武藏ヶ丘キャンパス大学5号館及び6号館の2階に位置している。各館とも適切な面積を確保しているが、分館が位置する武藏ヶ丘キャンパス大学5号館及び6号館にはエレベーター等の設置がなく、バリアフリー対応の点で課題がある。また、令和元（2019）年に図書館システムを更新するとともに、同年4月に旧システムのデータをクラウドサーバーへ移行し、システムの更新を行っている。

図書館の運営については、運営に関する事項の審議を行うため、図書館運営委員会を設置し、本館部会、分館部会にて各館の運用を行っている。

各館とも利用者の利便性を考慮して資料を配置している。各館には専任職員を配置し、年間を通じて図書館資料の収集や閲覧、個人貸出のほか、学生の質問や相談に応じており、個人やグループでの学習支援にも対応している。また、図書館職員は、教職員への資料の提供や施設の利用の呼びかけ、学生への挨拶や声かけ等コミュニケーションを図ることで、学生の学習向上の一助になるよう努力しているほか、利用者教育として、新入生オリエンテーションを中心に図書館利用案内の配布や見学を実施している。

本館では、閲覧席（64席）のほか、グループ学習室（3室）及びラーニング・コモンズスペースを設置し、グループでの学習支援に対応しているほか、一部の授業に活用している。個人で利用できるコンピューター（10台）を配置し、レポート作成等に利用できるようにしている。また、学生に対する利用教育及び学習支援の一環としてサポートデスクを設置している。分館では、閲覧席（100席）や奥の開架室に学習コーナー（10席）を設けているほか、蔵書検索機と共に用のコンピューター（10台）の配置、ノートパソコンの貸出や授業に関連した参考図書の展示等学生の学習向上のための支援を行っている。また、幼児教育学科関連の雑誌の一部を大学2号館1階の雑誌閲覧室に配架し、幼児教育学科学生・教職員の閲覧の利便を図っている。

開館時間は、本館が9時から19時まで、分館が9時から18時までとしている。なお、夏季休業期間などの長期休業期間中は、本館、分館とも9時から16時半までとしている。

利用者へのサービスとして、図書館資料の館外貸出、利用者からの参考調査や文献検索、図書館ウェブサイトから蔵書検索が行えるほか、本館分館間での資料の相互貸借、学外から文献を取寄せるなどのサービスを行っており、学生の学習向上のための支援に努めている。また、新聞記事検索データベースの提供も行い、図書・雑誌等の印刷資料に留まらず、多様な情報資源の提供に努め、利便性の向上を図っている。なお、新聞記事検索データベースについては、その充実を図るため、令和2(2020)年1月に「ビジュアル版」へバージョンアップを行った。さらに、本学卒業生や地域住民、公開講座受講生といった社会人を対象とした図書館の地域開放を行っており、図書館資料の館内閲覧及び館外貸出を行っている。

図書の選定については、本館部会、分館部会により、専門領域を考慮し実施されている。

**③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。**

九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスの短期大学部の教職員は、学内業務を効率的な事務教育作業のために、電子メールやOfficeソフトを含めた色々なソフトウェアを利用して各自1台以上のパソコンを使用して業務運用を連携して行なっている。また、両キャンパスにはそれぞれ2つの情報処理教室が設置され、情報処理教室が空いているときには、学生及び教職員は自由に利用することができる。また学内には各種サーバー、ネットワーク機器が学内LANに接続されており、教職員はこれらの機器を直接的あるいは間接的に利用して大学運営の業務を行っている。また、オリエンテーションやオープンキャンパスなどの諸行事でも情報処理教室等のパソコンを利用した大学運営を行っている。

**④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。**

両キャンパスの全ての建物、体育館、教室、各教職員室及び情報処理教室に設置されたパソコンは全て学内LANに接続され、ファイアウォールを経由してSINETへ接続されている。教職員および学生には、最初にID、パスワードや電子メールアドレスが付与され、授業や各種業務に利用している。教職員はオリエンテーション等で学生に対して電子メールの利用設定方法や注意事項の指導を行い、授業に限らず学生間や学生と教職員間の連絡に活用され、適切に管理運用がなされている。本学園のメールシステムはGmailを基盤としたシステムを採用しているため、学内外や端末を問わず利用でき、授業や学業のみならず台風などの非常変災についても活用されている。また、教職員は学園より配布された電子メールアドレスを利用して、授業及び教職員間の業務連絡を含めて各種業務を行い、適切に活用している。

情報システム委員会で無線LANシステム構築について複数回の検討や業者選定発注作業を行い、平成30(2018)年度末に無線LANシステムが完了し、令和元年(2019)年5月より無線LANシステムが本運用された。その時に無線LAN管理システムの運用が開始され、有線無線を問わずネットワーク機器および無線クライアントの管理ができるようになった。これにより、ノートパソコンやスマートフォンなどが安全に無線LANを利用できる環境が実現でき、トラブル時もクライアントが特定でき適切な管理運用ができるようになっている。

**⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。**

教育課程及び学生支援充実のため、情報リテラシー(パソコンの基本操作、電子メール、セキュリティ、ワープロ・表計算・プレゼンテーション等)について、授業やCAMPUS LIFE GUIDE COMPASSなどの資料作成し学生へ配布し、学生へ指導し情報活用技術の向上を図っている。教員が学習活動を支援するためのシステムを構築するなどして技術向上を図っており、それを用いて学生支援の充実を図っている。

また令和元(2019)年2月19日に開催されたFD研修会では、教職員を対象に「より良い授業を行うために～ICT教育の実践～」のタイトルで実施され、2人の学内講師の発表および1人の学外講師の公演が実施され有意義な質疑応答がなされ、教職員が授業で活用するためのコンピュータ利用技術の向上を図っている。

### 3. 課題

総合生活学科では、学修支援センターに学力不足の学生を誘導する仕組みが不十分である。また、障害を有する学生等への対応についても検討する必要がある。

食物栄養学科では、現状、殆どの学生が栄養士免許を取得している。さらに、例年80%以上の卒業生が栄養士として就職しているが、さらに本年度は90%を優に超え、教員は学習成果の獲得に向けた責任をしっかりと果たしていると考えている。しかしながら、今後は少子化などの理由により意欲や能力に乏しい学生が多数入学してくることが予想される。さらに、AO入試の導入により、これまでとは異なる状況が発生してくる可能性もある。様々な背景を有する学生に対して、これまでのように学習成果の獲得に向けた責任をしっかりと果たしていくことが課題となる。クラス担任制度に加えて、学修支援センター、基礎セミ

ナー及び卒業セミナーの有効な活用とその検証が大きな鍵を握ると認識している。

幼児教育学科では、学力的に厳しい学生や学習意欲の乏しい学生が例年みられることから、そのような学生の学習成果の獲得に向けてどのような方法が有効であるのか、引き続き検討を行うことが課題である。

教務課の課題としては、平成29(2017)年度認証評価で指摘を受けた「学修支援センターの全学的取り組みへの展開」への対応として、学修支援センターへの学力不足の学生を誘導する仕組みが挙げられる。この対策として、令和元(2019)年度に実施した学生代表者が参画する全学組織の教務連絡協議会等を継続的に実施して、学修支援の一層の強化を図る必要がある。また、障害を有する学生等への対応についても、現行の補助的な学修では対応が困難であることから、新たな対応を検討する必要がある。また、成績評価では成績評価マトリックスを活用しているが、これは科目群の得手不得手を相対的に評価する仕組みとなっており、これに加えて「学生がどの部分が理解できていないか」を抽出しうる評価システムの構築を別途検討する。教務系の事務職員は特に教員の事務的支援、学生の履修支援や教務システムの運用などの重要な業務に従事しているが、後進の育成及び人員が不足している実情がある。

図書館では、ラーニング・コモンズといった能動的な学習の支援を行う環境の整備とともに、データベースや電子ジャーナル、電子書籍などの新たな情報源の提供を進める必要がある。また、分館については、障害者の利用が困難であり、バリアフリー化の対応が必要である。

IT推進化支援室では、現状、課題を認識していない。

なお、平成29(2017)年度認証評価での「シラバスでの資格、評価方法やオフィスアワー等に適性を欠く記述や欠落が認められる」との指摘については、短期大学部の教職員全体で改善を図り概ね改善されている。しかしながら、毎年出現する新任教職員や新規の非常勤講師への周知が十分には徹底しておらず、今後も全学的な点検の強化に努める必要がある。

#### 4. 改善計画

総合生活学科では、学科会議で学力不足の学生を学修支援センターに誘導する取り組みを検討し、実践につなげる。また、障害を有する学生への対応についても、学修支援センターと共に取り組める対策について検討する。

食物栄養学科では、意欲や能力に乏しい学生も含めた全学生に対して、学習成果の獲得に向けた責任を果たすこと等を目的として、学修支援センターへの誘導システムの構築、基礎セミナーの拡大と卒業セミナーの導入を行ったが、その効果の検証を数年かけて確り行なっていく。基礎セミナーの拡大により導入教育の充実が図れたが、今後に向けた課題抽出を学科会議で行っていく。加えて、入学前教育との連携も模索していく。また、卒業セミナーは、令和元年に初めて開講したが、その成果と問題点について継続的に検証していく。

幼児教育学科では、学力的に厳しい学生や学習意欲の乏しい学生に対して学科の教務委員会や学科会議において学習支援の在り方を検討し学習支援計画を立て支援を実行している。今後は、これをさらに充実させて学習支援を進めていく。

教務課では、学力不足の学生に対する学修支援について、各学科から特定の学生を学修支援センターに誘導する取り組みを進めている。学修支援センターの取り組みのなかで、障害を有する学生等の対応について、学内で実態を調査して現状把握に努める。成績評価の仕組みについては、学内での検討を進める。加えて、教務系事務職員の育成のため、短期的な人事異動のサイクル(2~3年)を10年以上とするなど教育組織と一体となるような教務系人事も検討する。

図書館では、学生自らが自発的に学習を行う教育環境の充実を図るために、ラーニング・コモンズの整備と充実を継続的に進めていくとともに、専門資料や免許資格等取得のための資料の充実を図る。分館のバリアフリー化については、武蔵ヶ丘キャンパス全体の改修に合わせて段階的に対応することを計画している。また、新聞記事検索データベースの充実について、平成30(2018)年度の試行実施の状況を踏まえ、令和2(2020)年1月に「ビジュアル版」への移行を行ったが、その効果等について今後検討する。

平成29(2017)年度認証評価での「シラバスでの資格、評価方法やオフィスアワー等に適性を欠く記述や欠落が認められる」との指摘への対応を完全なものとするため、毎年出現する新任教職員や新規の非常勤講師への周知を徹底して点検の強化にも努める。

## 5. 事業計画への反映

- ・学修支援の強化及び学修成果の向上
- ・図書館の整備と図書館活用の推進

**基準II-B-2**

<b>基 準</b>	<b>基準II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準II-B</b>	<b>学生支援</b>
<b>区 分</b>	<b>基準II-B-2</b>	<b>学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</b>
<b>担 当</b>	<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。 (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。 (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。 (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

**2. 現状****(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。**

総合生活学科では、入学手続き者に対して、4月からの大学生活をイメージさせるために、入学前に、大学での授業の受け方や時間割の立て方、学生生活について留意すべきことを解説する機会を設けている。具体的には、12月の「課題レポート」の提出と2月と3月に各1回実施する「入学前スクーリング」である。これらは、平成28(2017)年から継続して行っているが、令和元(2019)年度はコロナ感染防止対策のために3月の「入学前スクーリング」は中止した。

食物栄養学科では、AO入試および推薦入試の入学手続き者を対象とした「入学前スクーリング」を2月に実施している。そのなかで、大学での授業や時間割の立て方、学生生活について情報を提供し、入学前に準備・学習しておくべき内容について説明している。AO入試合格者に対しては、入学前教育用のテキストや資料を配布し、郵送による課題の提出および学科教員による添削を実施している。また、AO入試以外（推薦入試、一般入試、センター利用入試、自己推薦入試）の合格者にも、入学前教育のための課題を配布している。

幼児教育学科では、AO入試及び推薦入試の合格者（入学手続き者）を対象とした、入学前スクーリングを12月から3月にかけて実施している。そのなかで、大学での授業や時間割の立て方、学生生活について情報を提供し、入学前に準備・学習しておくべき内容について説明している。

**(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。**

総合生活学科では、入学者に対して4月当初に2日間の入学時オリエンテーションを実施している。その内容は、学科教員や教務課・学生支援課の事務職員が、「学生便覧」や新入生ガイドブック「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS」を利用して、シラバスの見方、履修方法や時間割の立て方、学生生活のため

の様々な手続き方法などについて説明し、学生一人一人がスムーズな大学生活のスタートを切られるよう支援するものである。

食物栄養学科では、入学者に対して入学式当日の入科式及び4月当初に2日間の新入生オリエンテーションを実施している。学生便覧や新入生ガイドブック「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS」を利用して、「学生生活の手引き」「履修の手引き」や在学証明書等の「証明書の交付手続き」に基づいて、学科教員や教務課の事務職員から、学生生活、履修、事務手続き及び校舎・掲示板案内等の全体的な説明が行われている。加えて、1年次前期開講の「基礎セミナー」において、フレッシャーズガイドを用い履修方法等を詳細に説明している。

幼児教育学科では、入学者に対して入学式当日の入科式及び4月当初に2日間の新入生オリエンテーションを実施している。学生便覧や新入生ガイドを利用して、「学生生活の手引き」「履修の手引き」、在学証明書などの「証明書の交付手続き」に基づいて、学科教員や教務課の事務職員から、学生生活、履修、事務手続き、校舎・掲示板案内などの全体的な説明が行われている。また、オリエンテーションの他に、1年次前期開講の「基礎セミナー」において、新入生ガイドブック「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS」や幼教ノススメ等を用いて履修方法等を詳細に説明している。

**(3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。**

総合生活学科では、学期初めと終わりにオリエンテーションを実施して、学科の教務を担当している教員を中心に、学生便覧や諸印刷物に基づいて、修学への心得、履修システム、卒業に必要な単位数、資格取得の方法、シラバスによる科目の授業内容の説明など、学生の履修計画のためのガイダンスを行っている。資格取得や進路の目標を見通した学習方法や科目選択のための支援や指導にも繋がっている。

食物栄養学科では、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法についてフレッシャーズガイドに詳しく記載し、1年次前期開講の「基礎セミナー」においてフレッシャーズガイドを用いて説明している。その他、クラス担任を主とした個別面談やグループ面談等で学習指導を随時行っている。科目の選択のためのガイダンスとしては、新学期開始時のオリエンテーションで学科の教務委員より履修指導を行っている。

幼児教育学科では、学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法の周知や、授業科目の選択のために、教員の指導によるオリエンテーションやガイダンスを行っている。学科教務委員は、学生便覧や諸印刷物に基づいて、修学への心得、履修上のシステム、卒業に必要な単位数、講義概要（シラバス）による科目の授業内容の説明など、学生の履修計画における科目選択のためのガイダンスを行っている。また、これらは資格取得や実習の在り方に合わせて学生の進路の目標に見合った学習方法や科目選択を周知するためのガイダンスとしても機能している。オリエンテーションの他に、1年次前期開講の「基礎セミナー」において幼教ノススメ等を用いて学習の動機付けを行っている。

**(4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。**

全学科共通で、学修成果の獲得に向けて発行している印刷物は、学生便覧、新入生ガイドブック「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS」、シラバス及び時間割である。また、本学の公式ホームページ等でも学習支援のための新情報を適宜掲載している。

総合生活学科では、学生の重要な学習の指針と学生生活の情報源となる新入生ガイドブックと学生便覧を4月中は常に持参するように指導している。

食物栄養学科では、学生便覧、各種新入生ガイドブック（CAMPASS LIFE GUIDE COMPASS、フレッシャーズガイド）や時間割を学生に配布し、常時携帯するよう指導している。

幼児教育学科では、学生便覧、新入生ガイドブック（CAMPASS LIFE GUIDE COMPASS）、幼教ノススメ、シラバス及び時間割を学生に配布している。特に、新入生ガイドブックと学生便覧は、4月中は

常に携帯を心掛けるように指導している。

**(5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。**

全学科共通で、基礎学力が不足する学生に対し、実情に応じて多様な方法（個別指導や補習授業）で学習支援を行っている。教員はオフィスアワー等を利用して補習教育を行うほか、特別課題等を課すなど、学生への個別指導を隨時実施して対応している。平成29(2017)年4月に基礎学力の不足している学生への指導等を行うため、大学と合同で開設した「学修支援センター」では、数学、化学、生物等の専門教員が放課後センターに待機し（週に1回程度）、学生からの質問を自由に受け付けられる体制を整えている。

総合生活学科では、入学時の個人の学力格差を是正するための特別な支援については、正規のカリキュラムとしては組み込んではいない。しかし、「入学前スクーリング」での基礎学力テストや「入学時オリエンテーション」での英語テスト等を実施して、個々の学生の学習成果の獲得状況を十分に把握しているので、「基礎学力が不足している」などの学生については、実情に応じて多様な個別指導や補習授業に当たったり、学習支援センターへの仲介を行ったりして、学習支援を行っている。加えて、学科教員は、補習教育が必要な学生に対しては、オフィスアワー等を利用して指導を行うほか、特別課題等を課すなどして対応している。

食物栄養学科では、入学後早期に基礎学力を確認するためのテストを実施し、基礎学力が不足する学生をスクリーニングし、学修支援センターの利用を促している。「調理学実習Ⅰ」や「調理学実習Ⅱ」等の調理実習では、調理技術が未熟な学生に対して一定基準に達するまで授業時間外に実技補習を行っている。また、1年次後期の2月に「特別講義」を開催し、2年次の校外実習に向けた準備と復習のための補習授業を実施している。さらに、2年次の「給食管理実習Ⅱ（校外実習）」では、成績不良等により校外実習保留となった学生を対象に、漢字テスト、計算問題、専門用語の理解度テストや包丁の実技テスト等の補習を実施し、基礎学力・技術不足の学生に対する支援を行っている。

幼児教育学科では、基礎学力が不足する学生に対しては個々の教員による個人レッスンによる補習、実習記録等の添削指導、教務委員による個別指導や補習授業を行っている。

**(6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。**

全学科共通の指導助言の体制として全教員が週2回以上のオフィスアワーを設定し、学習上の不安や悩みを抱える学生の相談の場を設けている。学修支援センターでは、教務課職員が学修相談、履修相談にする時間を設けている。その他必要に応じて保健室の教員や心理カウンセラー、学生支援課等と連携して学生対応を行っている。また、定期的に実施される疲労蓄積度調査の専門家による分析結果が、学科にフィードバックされて指導に活かされている。

総合生活学科では、学期毎に「基礎セミナー」、「キャリアサポート」、「キャリアサポート応用」、「卒業演習」というゼミ形式の必修科目を設置し、月1回程度の個人面談を実施しているほか、学習上の不安や悩みを抱える学生が相談できるよう全教員がオフィスアワーを設定し、学習内容の疑問点、学習方法、課題作成などについて細やかな指導助言を行っている。学力の不足が学習意欲を低下させ、ひいては就学意欲の減退につながる場合や福祉的配慮が必要な場合もあり、クラス担任の教員のみの対応では困難な場合も増えていることから、学科独自の「退学防止対策班」を設けており、必要に応じて保健室の養護教諭や心理カウンセラー、教務課、庶務会計課、学生支援課などと連携しながら対応を協議し、対応に当たっている。場合によっては、保護者や外部（高校時代の担任等）との連携も図っている。必修科目においては、学科の教務担当教員と助手が学生の出席状況を常時把握し、2回の欠席で担任教員が本人に確認を行い、3回目には保護者に通知し、適切な指導助言を実施して、単位の取りこぼしがないように取り組んでいる。

食物栄養学科では、クラス担任が学生の学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を与えるシス

テムを構築している。これに加えて、オフィスアワーや各授業の開始前後に学生が気軽に質問できる時間を設ける等の対応を行っている。

幼児教育学科では、定期試験前に希望の学生を集め試験準備の相談会を開くと共に、再試験を2科目以上抱えた学生に対し、個別に面談を行い、その相談指導に当たっている。

**(7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。**

本学では、通信による教育を実施していない。

**(8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。**

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援の方策は、学科共通の施策は存在せず、各学科の特性を反映した個別の対応となっている。

総合生活学科では、進度の速い学生や優秀な学生に対して、難関合格である「公務員試験」や「日本情報処理検定1級」等への挑戦のための自主学習を勧める他、特別補講などの学習支援を行なっている。

食物栄養学科では、専門教育科目に9科目の選択科目を開講して、優秀な学生に対して高度な教育内容を提供している。学生はそれぞれ取得を希望する資格（食品衛生監視員・管理者、フードサイエンティスト）や興味や関心に応じて選択科目を受講し、一定の学習成果を獲得している。この他、希望する学生へ「食育指導士」の資格取得の支援を行っている。

幼児教育学科では、得意な専門分野を持つ個性豊かな保育者を養成するために、特定の教科や分野について深く専門的に学ぶピーカー制を採用しており、ゼミ形式の「専門研究Ⅰ」「専門研究Ⅱ」において学生たちは自分の得意な分野のゼミを選択し、それぞれの興味関心に基づき、知識・技能を伸ばすことができるよう指導している。速度の速い学生や優秀な学生に対しても、それぞれの能力に応じて課題を与え、さらに能力を高める指導を個人差に応じて行っている。

**(9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。**

全学的な組織として令和2（2020）年2月グローバル化推進センターを設置し、本学のグローバル教育の推進、提携機関との交流活動の推進等を行っており、3学科ともに、協定に基づく慈済大学（台湾）及びSouthern University College（マレーシア）への海外相互研修旅行を実施している。令和元（2019）年度は、両大学への海外相互研修旅行に、食物栄養学科3名及び幼児教育学科2名の計5名が本学から参加した。留学生の受け入れについては、学則第10条第2項において、「外国人留学生に対して日本語科目を開設する」旨定めるとともに、第11条第2項別表第4により、外国人留学生の特別履修科目として「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」「日本語Ⅲ」「日本語Ⅳ」を設けているが、これまでのところ実績はない。

**(10) 学習成果の獲得状況の量的・質的数据に基づき学習支援方策を点検している。**

学習成果の獲得状況の量的・質的数据に基づいた学修支援方策として、平成29（2017）年4月に「学修支援センター」を開設して、基礎学力が不足する学生への学習支援に取り組んでいる。

総合生活学科では、「基礎セミナー」「キャリアサポート」「キャリアサポート応用」のゼミ形式の必修科目において、基礎学力の向上のための授業内容を取り入れ、学科教員が工夫を凝らして学習支援に取り組むと共に、学習支援方策についても、定期的に学科会議に諮って点検している。

食物栄養学科では、GPA、成績評価マトリックス、就職率、大学編入学率、卒業率、栄養士免許取得率や栄養士実力認定試験等の量的・質的数据に基づいて学習成果の獲得状況を把握し、学科会議等で学習支援方策の点検を行っている。

幼児教育学科では、学生の授業への出席状況や単位修得状況を定期的に調査・集計し、その情報は担任、副担任、教務委員会及び学科会議等に報告される。学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、教務委員会等で学修支援計画を作成し実施している。学習支援方策については定期的に点検を行い、改善に努めている。

### 3. 課題

平成29(2017)年度認証評価で指摘を受けた「学修支援センターの全学的取り組みへの展開」への対応として、学修支援センターの効果的な運用が大きな課題である。まず、学修支援センター利用率の向上を図ることが先決であり、以下に記すように学科ごとの学科の実情に見合った形での取り組みが必要である。また、AO入試や自己推薦入試での入学者に対する入学前教育の時期や内容についても継続的な見直しや検討が必要である。入学後も、基礎学力が不足する学生や校外実習に向けてコミュニケーション等の面で課題を抱える学生を対象とした補習授業等についても、一層の充実に向けた持続的な改善が不可欠である。加えて、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援方策についても、各学科会議等での定期的な点検が重要である。これらの課題は一朝一夕に解決するものではなく、教職員、学科会議、短期大学部教務委員会、教務連絡協議会、学修支援センターや教務課等で協議及び実践を重ねて、解決に向けた継続的で着実な対応を行なっていく必要がある。

総合生活学科では、学修支援センター利用が低調であり、何らかの対策が必要である。

食物栄養学科では、平成29(2017)年度認証評価で指摘を受けた「学修支援センターの全学的取り組みへの展開」への対応として、平成31(2019)年度入学者より、入学後早期に基礎学力の確認テストを実施し、基準に達しなかった学生に対して学修支援センターの受講を勧めている。学修支援センター利用者数は昨年度に比べて倍増したものの、受講が必要な学生数に比して出席率の低さが課題として挙げられている。

幼児教育学科では、平成31(2019)年度入試よりAO入試を導入し、AO入試合格者を対象とした入学前セミナーを実施している。今後は入学前セミナーの教育効果の検証とそれに伴う教育内容の検討が必要である。

### 4. 改善計画

各学科及び教務連絡協議会等が中心となって、学修支援センターのより効果的な運用方法を検討し、そこで定められた施策を実行に移す。

総合生活学科では、学生が効果的に「学修支援センター」を活用できるよう学科の教務委員会が中心となって、その方策を検討する。

食物栄養学科では、学修支援センターのより一層の積極的な活用に向けた学生指導の方法について学科会議等で検討する。また、入学前教育に関して、教育効果の検証とそれに伴う教育内容の検討を継続して行う。現在行なっている種々のリメディアル教育についても、今後も継続して行なっていく。学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援方策について、引き続き学科会議で定期的に点検する。

幼児教育学科では、学科入試委員会、学科教務委員会及び学科会議等で入学前教育の時期や内容の検討を進める。

### 5. 事業計画への反映

- ・学修支援の強化及び学修成果の向上

**基準II-B-3**

<b>基 準</b>	<b>基準II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準II-B</b>	<b>学生支援</b>
<b>区 分</b>	<b>基準II-B-3</b>	<b>学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。</b>
<b>担 当</b>	<b>学生支援委員会、九品寺キャンパス学生支援課、武藏ヶ丘キャンパス学生支援課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。 (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。 (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。 (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**2. 現状****(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。**

学生の生活支援組織として、大学と短期大学部の教職員から構成される学生支援委員会を設置し、その下部組織として各キャンパスに部会（九品寺キャンパス部会、武藏ヶ丘キャンパス部会）を設置している。各キャンパス部会、両キャンパス合同部会、そして全学の委員会は、適宜開催され（基本的には毎月開催）、種々の問題について審議・検討を重ね、学生支援にあたっている。

また、各キャンパスの事務部には、学生支援課を配置し、教職協働による学生生活の支援体制を整備している。

**(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。**

学生の自治組織である学生会がキャンパスごとに組織されている。各キャンパスで学生会が主催する新入生歓迎会、学園祭、スポーツ大会等の行事については、学生の主体性を尊重しながらも、各種行事に教職員も参加し、その運営等に関する助言を行っている。その数は多くはないが、学科の特性を生かしたクラブ・同好会が、教職員の助言及び指導を受けながら活動している。クラブ・同好会に対する尚絅学園後援会からの課外活動支援金及び学生会によるクラブ活動費については、学生支援委員会が関与することにより、適切に申請・配分・使用し、円滑なクラブ活動等の推進が行われるよう支援している。

**(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。**

九品寺キャンパスでは、1号館1階に学生食堂及びコンビニエンスストアを設置している。また、4号館1

階には尚絅サポートセンターと学生ホールを設置しており、教科書や実習用品等、コンビニエンスストアでは販売していない物品の取り扱いを尚絅サポートセンターが行っている。学生ホールには、談話用のテーブル、椅子を設置するとともに、自習用の個人机、パソコン（10台）、給湯器、電子レンジ等も設置している。5号館地下1階には、学生ロッカ室を設置し、学生1人につき1台を貸与している。

武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学と共に学生ホールに学生食堂を、短大1号館にコンビニエンスストアを設置している。学生ホールには自由に使えるパソコン（2台）、給湯器、電子レンジ等も設置している。さらに、短大3号館に短期大学部専用の学生ホールを設置し、談話用テーブル、椅子、電子レンジ（2台）、電気ポット（2台）等も設置している。短大2号館の横には、学生ロッカ室も設置し、学生1人につき1台を貸与している。

#### **(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。**

学生寮に関しては、武蔵ヶ丘キャンパスに隣接した場所に如蘭学寮を設置している。学生寮には、武蔵ヶ丘キャンパスの学生以外に九品寺キャンパスの学生の入寮も認めている。寮費は月額20,000円で、食費は月額30,000円（1日3食）である。この他に冷暖房費が年額4,000円必要となる。なお、寮費に対しては免除制度も設けている。その他、熊本地震に際しては、自宅に居住することができない等の学生に対して特別に入寮を許可し、特別入寮生には入寮日から3ヶ月間、入寮費・寮費の免除を行った。

その他にも、九品寺キャンパス近隣に民間会社が運営する食事付きマンションを、セキュリティ面を配慮する形で本法人がフロアごと借り上げ斡旋している。使用料は月額65,000円（朝夕2食、日祝日除く）であり、学園の補助により一般の利用者の半額程度での利用が可能となっている。

#### **(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。**

通学バスについては、平成30(2018)年度より尚絅学園シャトルバスを武蔵塚駅、武蔵ヶ丘キャンパス、九品寺キャンパス、熊本駅間において運行を開始した。さらに、武蔵ヶ丘キャンパスについては、日照時間が短い11月～2月にかけて、学生の下校時の安全確保のため、予約者のみ最寄りの駅までのタクシーによる送迎を行っている。タクシーの運行は、最寄り駅の運行ダイヤに合わせて設定しており、予約も学生のニーズに合わせ、メール等でも受け付けている。

両キャンパスとも、学生数に見合った駐輪場を学内に整備しているが、学生向けの駐車場を学内に整備はしていない。ただし、公共交通機関による通学が困難な学生に対しては敷地外の駐車場を契約することを条件に自家用車通学を認めている。また、身体上の理由により自家用車以外での通学が困難と判断される学生については学内の駐車場利用を認めるなど個別に配慮を行っている。

#### **(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。**

在学中に家計の急変等により授業料の納付が困難となった学生は、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部授業料免除規程」に基づき、授業料の免除が受けられる制度がある。

#### **(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。**

各キャンパスに保健室を設置し、養護教諭一種免許状取得者を配置することで、学生の健康相談、心的支援等を行っている。また、各キャンパスともにカウンセリング室を設置し、臨床心理士の有資格者によるカウンセリングの機会を毎週木曜日の11時から13時に設けている。

#### **(8) 学生生活に関する意見や要望の聴取に努めている。**

学生生活に関する意見や要望を聴取するために、毎年8月、「学生生活に関する実態調査」を大学と短期大学部の学生全員を対象に実施している。集計結果については、分析結果とともに、学生及び教職員に公表している。特に自由記述における学生からの意見や要望については、その全てについて、該当

する学科又は事務担当課が回答を行っている。

このほかにも、意見箱を学生ホール及び学生食堂に設置して、学生の意見や要望の聴取に努めている。意見箱に投書された意見等については、毎月開催される学生支援委員会の各キャンパス部会において対応が検討され、その結果は掲示板において公表している。

**(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。**

留学生の学習（日本語教育等）については、学則第10条第2項において、「外国人留学生に対して日本語科目を開設」する旨定めるとともに、学則第11条第2項別表第4において、外国人留学生の特別履修科目として、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」を設けているが、近年、外国人留学生の入学者の受け入れはない。

**(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。**

社会人学生の学習を支援する体制については、社会人入試により社会人を受け入れるとともに、入学前の既修得単位の認定を行っているほか、科目等履修生及び聴講生に関する規程を定めるなど、社会人に對し学習の機会を提供している。また、平成30(2018)年1月から「専門実践教育訓練講座」の指定を受け、一定の就労経験のある入学生に対して経済的支援をおこなっている。

**(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。**

障がい者の受け入れにあたっては、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」を定め、身体や聴覚に障害を持った学生を受け入れている。また、施設設備の全面バリアフリー化は多額の費用を要するので、障がいを持った学生が入学する都度、障がいの度合いに応じて必要な措置を講じている。

**(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。**

長期にわたる教育課程の履修として、学則第21条第1項において、「学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、短期大学部部長は、その長期にわたる計画的な履修を許可することがある。」と規定するとともに、同条第2項において「長期にわたる教育課程の履修に関する規程は、別に定める。」と規定し、「尚絅大学短期大学部における長期履修に関する規程」において長期履修学生の取扱いに關し必要な事項を定めている。

**(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。**

学生の社会活動については、ボランティア活動に関する調査・研究及び情報の収集・発信を行うとともに、学生のボランティア活動の支援を行い、地域社会へ貢献することを目的に、平成26(2014)年度に尚絅ボランティアセンターが設立された。ボランティアに関する情報は、大学ホームページに設けられた尚絅ボランティア支援センターの専用ページから、隨時発信されている。総合生活学科では、学生の積極的な地域活動・地域貢献を目指して、「ボランティア実習」（選択）を開講している。

### 3. 課題

クラブ・同好会活動については、学生の主体的活動は活発であるとは言えないため、その活動の活性化が課題である。

また、メンタル面等でサポートが必要な学生が年々増加傾向にあり、教職員への負担が増している。今後のサポート体制の再検討が課題である。

#### 4. 改善計画

サークル活動及びメンタル面等のサポートが必要な学生へのサポート体制については、各キャンパスの現状に応じて、学生支援各キャンパス部会及び学生支援委員会において検討を行う。

#### 5. 事業計画への反映

- ・学生の心身の健康維持・向上及び特別支援を要する学生への支援
- ・中途退学防止への取組み
- ・サークル活動活性化の支援
- ・ボランティア活動の支援

**基準II-B-4**

<b>基 準</b>	<b>基準II</b>	<b>教育課程と学生支援</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準II-B</b>	<b>学生支援</b>
<b>区 分</b>	<b>基準II-B-4</b>	<b>進路支援を行っている。</b>
<b>担 当</b>	<b>就職支援委員会、就職課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

**2. 現状****(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。**

本学では就職支援のために、併設の大学と短期大学部の合同による就職支援委員会を設置するとともに、その下部組織として大学就職支援部会と短期大学部就職支援部会を設置している。また、教職協働のハブ組織として就職・進路支援センターを開設し、一層の支援体制の強化に努めている。

就職支援委員会及び部会は就職・進路支援センターと協力のもと、夏季と春季の年2回開催される「キャリアガイダンス」、事業所の人事担当者と大学側との交流を目的とした「就職懇談会」、就職対策講座の企画・実施、『就職のてびき』の作成等、就職支援のための様々な活動を行っている。

また、各学科においても就職支援のための様々な活動が行われている。総合生活学科では、全教員がゼミ形式科目の「キャリアサポート応用」を担当し、毎月1回の学生面談を実施して就職支援や生活指導に取り組んでいる。この他、2年生の就職活動状況一覧表を定期的に作成し、学科内での情報共有を行い、就職・進路支援センターとも連携を図りながら、就職支援の強化にあたっている。

食物栄養学科では、就職支援委員2人が卒業年次の担任2人や管理栄養士資格を持つ教員とともに、学科に直接寄せられる求人案内なども含めて情報共有をしながら随時就職支援を行っている。前期は必要に応じて適宜、後期は毎月末に学科会議やメール等で状況報告をしている。

幼児教育学科では、学科内で5人の教員と就職課員からなる就職支援委員会を組織し、卒業年次の主担任4人と実習委員1人の教員を交えて、月1回の幼児教育学科就職支援委員会を開催している。この中で、学生個々の就職活動状況について情報を共有し、指導方針についての検討を行うことで、教員間の共通理解を基盤にした個人指導につなげている。

**(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。**

本学では、就職支援体制の拡充を目的に、平成29(2017)年度から新たに九品寺キャンパスに就職・進路支援センターを開設した。その下で各キャンパスに就職課を置き、令和元年(2019)年度は九品寺キャンパスに2人(内1人は学生支援課兼務)、武蔵ヶ丘キャンパスに1人(内1人は学生支援課兼務)の人員を配置し、支援に当たっている。なお、就職課長と就職課長補佐は両キャンパスを兼務し、就職課長は就職・進路支援センター事務室長を兼務している。

**(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。**

食物栄養学科では、就職支援を目的とした正課外の「就職指導」を2年次前期・後期に、幼児教育学科では2年次前期に実施した。また、就職・進路支援センターでは、昨年度から引き続き、有料の「就職支援対策講座・公務員対策講座」・「日商簿記検定3級講座」を九品寺キャンパスで開講した。

**(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。**

総合生活学科では、卒業演習ゼミの担当教員が年間を通して学生の動向把握に努め、2年生全員の就職状況一覧を作成した上で、就職未内定者への個別支援に重点的に取り組んでいる。また、卒業後も、就職・進路支援センターと情報を共有しながら、未就職者への有効な就職支援を行っている。

食物栄養学科では、2年生全員の就職活動が把握できるよう受験先や結果に関するデータを作成し、学科で共有している。特に就職活動が活発になる2年次後期より、就職支援委員から学科長及び卒業年次の担任へ就職活動状況を1ヶ月ごとにメール配信し、就職支援に活用している。また、このデータは集計分析を行い、1年次後期開講の「キャリア教育」と2年次前期開講の「就職指導」において、就職活動を行う際の参考資料として、在学生に提供している。

幼児教育学科では、2年生全員の就職活動が把握できるよう、希望状況、受験先や結果に関するデータを作成し、幼児教育学科教員及び就職課職員が情報を共有して支援に活用するとともに、在学生の就職活動の参考資料として、1年次後期開講の「キャリアデザイン」及び2年次前期開講の「就職指導」において、前年度の就職情報統計資料を提供している。また、卒業後の就労状況についても把握に努め、卒業生の相談にも隨時応じることによって早期離職防止に取り組んでいる。

**(5) 進学、留学に対する支援を行っている。**

総合生活学科では、令和元年(2019)年度は最終的に進学または留学をした学生はいなかったが、進学等の希望に対しては個別面談等により支援を重ねた。

食物栄養学科においては、毎年10人前後の学生が進学を希望することから、進学支援として、正課外で行われる「就職指導」の中に試験対策や面談対策を組み込んでいる。また編入した卒業生と、編入を希望する在学生の座談会も実施している。令和元(2019)年度は、併設大学へ8人の編入学が決定した。

幼児教育学科では、4年制大学等への進学・編入を希望する学生に対して、前期後半の「就職指導」における支援や個別対応による支援を行っている。(令和元年(2019)年度の進学者は、1名)。

本学における令和元(2019)年3月卒業生の進学状況は以下のとおりである。なお、進学先として海外へ留学した学生はいなかった。

**令和2年3月卒業生の進学状況**

学科	進学者数
総合生活学科	0人
食物栄養学科	9人(内併設大学編入8人)
幼児教育学科	1人

**3. 課題**

総合生活学科の課題は、学生の希望に沿った業種や職種の中から、ワークライフバランスの実現が可能な事業所と学生を結び付けること、引いては、早期退職の防止に繋げることである。

食物栄養学科では、現状課題を認識していない。

幼児教育学科では、2年次に正課外で開講される「就職指導」の出席率が回を重ねるに従って低下して

おり、その向上が課題である。

#### 4. 改善計画

総合生活学科では、課題解決に向け、学科会議で学生一人ひとりの希望と受験先等の現況を確認し、就職・進路支援センターと連携して必要に応じて個別面談を行ない、新たな受験先の提案や受験先変更のアドバイスを行う。

幼児教育学科では、平成31(2019)年度より、2年次前期に開講される「就職指導」を、これまでの正課外から、必修科目へと扱いを変更し、名称を「キャリアトレーニング」とすることになっており、これによって出席率と学習成果の向上を図る。

#### 5. 事業計画への反映

- ・就職指導計画の立案と運用
- ・就職対策講座の安定的開講による筆記試験対策の強化
- ・夏季及び春季のキャリアガイダンスの充実

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源****基準Ⅲ-A 教育の効果****基準Ⅲ-A-1**

<b>基 準</b>	<b>基準Ⅲ</b>	<b>教育資源と財的資源</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準Ⅲ-A</b>	<b>人的資源</b>
<b>区 分</b>	<b>基準Ⅲ-A-1</b>	<b>学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。</b>
<b>担 当</b>	<b>評議会、総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、短期大学部教務委員会</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。 (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。 (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

**2. 現状****(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。**

本学は総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の三学科で構成されており、各学科の教育目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員組織を編成している。

**(2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。**

学校教育法第92条第1項に基づき、学長、教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。

令和2(2020)年5月1日現在における専任教員数は、【表III-A-1-1】に示すとおり、短期大学設置基準第22条に定めるところの必要専任教員数及び必要専任教授数を十分に満たしている。

【表III-A-1-1】教員組織の概要（令和2年5月1日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計				
総合生活学科	2	2	1	2	7	4		2	
食物栄養学科	3	2	1	1	6	4		2	
幼児教育学科	5	8	0	2	15	10		3	
(小計)	10	12	2	5	29	18		7	
〔その他の組織等〕	—	—	—	—	—				
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							5	2	
(合計)	10	12	2	5	29		23	9	

(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

専任教員の職位については、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」及び「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」に教授、准教授、講師、助教の資格要件が定められている。採用にあたっては、これらの資格要件を有すると認められる者のうちから、短期大学部教授会及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会の議を経て学長が選考し、理事長が採用を決定する。また、昇任にあたっては、これらの資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会の議を経て候補者を選考し、理事長が昇任を決定する。以上のことから、専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それらはホームページにおいて公表している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

総合生活学科と幼児教育学科では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、体系的に教育課程を編成するとともに、主要な授業科目については可能な限り、学科の教授、准教授、講師、助教が担当している。それ以外の授業科目については、兼任教員や兼務教員などの非常勤教員を担当とした方が教育効果を望める場合を除き学科の専任教員が担当となるよう配慮している。

食物栄養学科では、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針及び厚生労働省発布の栄養士養成施設指導要領に基づいて、専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。すなわち、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成された体系的な教育課程のもと、主要な授業科目については可能な限り学科所属の専任教員が担当している。それ以外の授業科目についても、栄養士養成施設指導要領に特に定めのある場合や非常勤教員（兼任・兼担）が担当した方がより一層の教育効果を望める場合を除いて、学科の専任教員が担当するよう配慮している。加えて、栄養士養成施設指導要領第6の4項「社会生活と健康、人体

の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、「それぞれ1名以上が専任であること」、同5項「施行規則別表第1に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、3人以上であり、そのうち2人以上は管理栄養士であること」及び同8項「栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること」に基づいた専任教員の配置を行っている。また、栄養士養成施設指導要領第6の7項「人体の構造と機能を担当する教員のうち1人以上は、医師であること」に基づき、「病理学」の授業は医師免許を有する非常勤講師が担当している。

**(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。**

非常勤教員の採用は学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守して非常勤講師委嘱計画を作成し短期大学部教授会にて承認している。

**(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。**

総合生活学科では、補助教員として実習助手1人を配置している。実習助手は、実験実習や演習授業の準備や後片付け、実習・演習の指導補助、クラス指導主任（担任）の補佐、資料等の準備や整理に従事するほか、学科の事務的処理や学内行事における業務の分担などの重要な役割を担っている。

食物栄養学科では、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、実習助手3名を配置している。実習助手は、実験・実習の準備・後片付け、指導補助、クラス担任の補佐、学科会議等での資料の準備・整理、校務の補助や学生に対する個別相談等、学科運営に係る多くの業務に従事している。

幼児教育学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて実習助手2名を配置している。実習助手は授業の準備、補助、後片づけ、実習関係の資料等の準備や整理、事務的処理に従事するほか、学科の事務的処理や学内行事における業務分担、学生の相談支援等を行い、学科の教学運営の重要な役割を担っている。

**(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。**

教員の採用については、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」（以下、「教員採用選考規程」という。）に基づき、適正に行われている。選考方法及び手順については、同規程第8条に以下のとおり詳細に定められている。

**(選考方法及び手順)**

第8条 教員の採用の必要が生じた場合は、学長は学科の現状及び将来計画に基づき、教育研究領域、職位、採用予定年月日等の基本方針について理事長と協議の上、評議会の議を経て短期大学部部長（以下「短大部長」という。）に教員の選考を指示する。

2 選考に当たっては公募制を採用する。但し、特別な事由がある場合はこれによらず選考を行うことができる。

3 短大部長は、学長と協議の上、前々項の選考の基本方針に基づいて次の各号に関する選考基準及び選考方針を定め、教授会に教員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（1）選考する教員の職位

（2）教育研究分野及び担当する授業科目

（3）採用予定年月日

（4）募集方法等の選考方法

## (5) 選考日程

## (6) その他必要な事項

4 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

## (1) 短大部長

## (2) 学科長

## (3) 選考する教育研究分野と同じ、又は関連する分野の教授 2 名

## (4) 選考する教育研究分野と関連しない分野の教授 1 名又は 2 名

## (5) 大学事務局長

(6) その他学長が必要と認めた者で、尚絅大学の教授又は学外の専門家 5 委員会に委員長を置き、短大部長が指名する。

6 委員会は、委員以外の教員を出席させて意見を聞くことができる。

7 委員会は、教授会の決定に従い公募要領等を作成し、応募者の学歴、教育研究歴、教育研究業績等に関する書類審査を経て、原則として複数の応募者について面接等を行い、候補者 1 名を選考し、履歴書及び教育研究業績表を添えて選考結果報告書を教授会に提出する。

8 教授会は、教授のみの出席により委員会の選考結果報告書等に基づき審議し、その可否を決定する。委員会報告に対し、異議又は疑義が提出されたときは、委員会による再審査とその報告に基づき再審議し候補者を決定する。

9 短大部長は、教授会の選考結果を学長に報告する。

10 学長は、教授会が選考した候補者に対して他の理事 1 名以上とともに面接を行い、評議会の議を経て最終候補者を選考し、理事長に上申する。

11 理事長は、学長の選考結果報告及び面接を行った理事の報告に基づき採用の可否を決定し、学長に通知する。

教員の昇任については、「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」に基づき、適正に行なわれている。教員の昇任が必要であると認められた場合は、学長は短期大学部評議会の議に附し、短期大学部部長に昇任選考を指示する。選考方法については同規程第 7 条に以下のとおり詳細に定められている。

## (選考方法)

第 7 条 学長は、短期大学部部長（以下「短大部長」という。）と協議の上、教員の昇任が必要と判断した場合は、理事長との協議を経て、評議会に附議し、短大部長に昇任選考を指示する。

2 教授会は、昇任選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

## (1) 短大部長

## (2) 尚絅大学短期大学部及び尚絅大学の教授 4 名

## (3) キャンパス事務部長 1 名

## (4) その他学長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、短大部長が指名する。

5 委員会は、候補者の履歴書、教育・研究業績書及び「尚絅学園大学教員人事評価規程」の評価結果を用いて選考を行い、教授のみが出席する教授会に選考結果を報告する。

6 教授会は、委員会の選考結果報告書、候補者の履歴書及び教育・研究業績書に基づき昇任の適否を審議決定する。委員会報告に異議又は疑義が提出されたときは、委員会による再審査とその報告を受け再審議し、適否を決定する。

7 短大部長は、学長に選考結果を報告する。

8 学長は、評議会の議を経て、昇任最終候補者を選考し、理事長に上申する。

**3. 課題**

食物栄養学科では、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針及び厚生労働省発布の栄養士養成施設指導要領に鑑みて、現状重大な課題は存在しない。今後、新たな取得可能資格の導入等を検討する際に、教員の配置や担当科目を再検討する必要が生じる可能性はある。

**4. 改善計画**

なし。

**5. 事業計画への反映**

なし。

**基準III-A-2**

<b>基 準</b>	<b>基準III</b>	<b>教育資源と財的資源</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準III-A</b>	<b>人的資源</b>
<b>区 分</b>	<b>基準III-A-2</b>	<b>専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。</b>
<b>担 当</b>		<b>総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、SD・FD委員会、研究推進委員会、九品寺キャンパス庶務会計課、武藏ヶ丘キャンパス庶務会計課、大学企画室</b>

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
<p>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p>(2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。</p> <p>(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</p> <p>(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</p> <p>(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。</p> <p>(6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。</p> <p>(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。</p> <p>(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</p> <p>(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</p> <p>(10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p>(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。</p>

**2. 現状**

<p>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p>本学の各学科には、それぞれの学科の教育目的を達成するために専任教員を配置しているが、なかには他の学科及び併設の尚絅大学の授業を兼担する教員も含まれる。</p> <p>各教員はそれぞれ教育研究分野に関係のある学会の会員となり、それぞれの学会に出席し、学会での発表や学会誌での論文発表を行っている。各教員の研究成果は、所属学科及び大学全体の教育目的の達成や授業の質の向上に寄与している。したがって、専任教員の研究活動は、学科の教育課程・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p>
<p>(2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。</p> <p>大学ホームページの「教育情報及び財務情報の公表について（短大）」の中に、「修学上の情報等」として「教員組織、各教員が有する学位及び業績」を各学科ホームページにリンクさせて公表している。また、本学ホームページの各学部学科紹介のページに「教員一覧」を設け、各教員の研究業績を公表している。</p>
<p>(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</p> <p>令和元(2019)年4月1日現在の科研費等外部研究資金の申請・獲得状況は「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 外部研究資金申請・獲得状況」のとおりである。</p>

短期大学部 3 学科の令和元(2019)年度の申請及び獲得状況は、次のとおりである。

総合生活学科	科研費	申請 3 件	採択 1 件	現在獲得 1 件
	その他	申請 0 件	採択一件	現在獲得 0 件
食物栄養学科	科研費	申請 5 件	採択 2 件	現在獲得 3 件
	その他	申請 2 件	採択 0 件	現在獲得 0 件
幼児教育学科	科研費	申請 4 件	採択 0 件	現在獲得 3 件
	その他	申請 0 件	採択一件	現在獲得 0 件

(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等に関する不正防止計画
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程
- 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等に係る間接経費の取扱要項
- コンプライアンス教育実施要領
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等に関する規程に基づく責任体制
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等の取扱要項
- 通報窓口
- 相談窓口
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程
- 研究倫理教育実施要領
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程
- 研究活動の不正行為不正使用通報窓口対応者一覧
- 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部共同研究規程
- 尚絅大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部動物実験規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部遺伝子組換え実験安全管理規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部生命倫理規程

(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

本学は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会規程を制定し、その第 3 条に委員会の審議事項を定め、第 1 項に「「研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること」を掲げている。

また、尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程第 4 条にコンプライアンス推進責任者の配置を定め、「不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること」としている。

これに基づき、「コンプライアンス教育実施要領」及び「研究倫理教育実施要領」を策定し、これらの要領に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施している。

(6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

本学は併設の尚絅大学とともに「尚絅大学研究紀要」を毎年度 1 冊刊行している。また、尚絅子育て研究センターは、毎年度「児やらい」を幼児教育に関する研究成果及び同センターの事業報告を掲載し、研究活動と研究成果を公表している。

(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

助教以上の専任教員には全員個室の研究室を整備し、助手については助手室を整備している。

**(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。**

専任教員は、勤務時間のうち授業、会議、入試・オープンキャンパス等の校務やオフィスアワー等の学生の指導に当たる時間のほかは、教員みずからの裁量によって授業の準備または研究のいずれかにも充てることができる。また、研究費として、基盤研究費・特別研究費が措置されている。これにより学外での調査研究や学会への出席等が可能で、教員の研究・研修等の時間は保証されている。

**(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。**

専任教員の留学に関する規程としては、職員就業規則第51条の休職事由において「在職のまま理事長から留学を命ぜられたとき」の項目があり、専任教員が留学を希望する場合は、申請により理事長が留学を命ずることとなっている。

専任教員の海外派遣及び国際会議出席に特化した規程は制定していないが、尚絅学園旅費規程に則り海外出張の場合は、同規程第6条第1項第1号に規定する日当、宿泊料を支給し、海外研修の場合は、同規程第6条第1項第3号に規定する日当、宿泊料を支給することとしている。

**(10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。****①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。**

併設大学と合同でSD・FD委員会及びFD推進部会を設置し、授業・教育方法の改善に取組んでいる。具体的なFD活動として、(1)学生による授業改善アンケート、(2)オープンクラス・ウィーク、(3)FD研修会を実施している。

**(1) 授業改善アンケート**

令和元(2019)年度の授業改善アンケートは、前期及び後期の中間期での実施に加え、終了時期にも任意で実施した。それらの結果を各担当教員へフィードバックし、改善報告書の提出を義務づけ、アンケート結果とともに、一定期間、学内Webにて全教員・学生に公開している。

**(2) オープンクラス・ウィーク**

教員が相互に授業を参観し授業方法を学び合う目的で、オープンクラス・ウィークとして前・後期に公開授業の期間を設けて授業の公開を行った。参観レポートの各授業担当者へのフィードバックだけでなく、大学企画室作成による報告書の教員への公表によって、他の授業公開者から学ぶべき事項についても周知することができ、教授能力の向上と組織的教育の確立に役立てられている。

**(3) FD研修会**

第1回FD研修会では、「良い授業を創るために～授業の中で工夫していること～」をテーマにした専任教員2人による発表とグループ・ディスカッションを実施した。第2回FD研修会では、「より良い授業を行うために～ICT教育の実践～」をテーマに、専任職員による発表及び外部講師による研修を行なった。

**(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。**

総合生活学科では、教員は学生の学習効果の獲得が向上するように学科教務担当や教務課が提供する学生の成績データや授業出席データなどを効果的に活用して、学生指導を行っている。また、学生支援課が提供する学生の心身面に関するデータなども活用して、学習成果の向上に努めており、常に学内の関係部署と連携している。

食物栄養学科では、教員は入学時または学期開始時のオリエンテーションやガイダンスでの各種説明、クラス編成、シラバス作成及び資格の導入に係る調査・手続きとそれに伴う学則の変更等において教務課と連携して学生の学習成果向上を目指している。また、数学、化学や生物が苦手な学生を基礎セミナーの際の基礎力テストで抽出し、個別指導を通して学修支援センターの利用を強く促している。加えて、学生

支援課が提供する学生の心身面に関するデータなども活用して、学習成果の向上に努めている。

幼稚教育学科では、教員は教務課が提供する学生の成績データや出席データ又は学生支援課が提供する学生の心身面に関するデータ等を通して学生の学習成果の獲得が向上するように努めるなど学内の各部署との連携を図っている。

### 3. 課題

平成 29(2017)年度認証評価では、学園ウェブサイト上での教育研究活動に関する情報公開を行なっていない専任教員が存在する旨指摘を受け、改善を要求された。現状、学園ウェブサイト上の「教員一覧」に教育研究業績をリンクすることにより、全専任教員が教育研究活動に関する情報公開を行なっている。新任教員が着任した際等に記入漏れが生じないよう、今後も注視していく。

科学研究費補助金等の外部研究費獲得に関しては、科学研究費補助金への申請が為されていない教員があることが課題である。

FD 活動におけるそれぞれの取組みは定着しつつあるが、さらなる改善を求める意見も踏まえて今後も工夫を継続する。

専任教員は、教務課や学生支援課等の学内関連部署から提供されるデータ等を活用して学生の学習成果獲得向上に向けて努力をしているが、さらなる学習成果向上のためには関連部署とのより高いレベルでの連携が必要である。学修支援センターの利用については、各学生に苦手な科目を中心とした利用を促してはいるが、実際には授業以外の学習に消極的な学生が多いのが現状である。そのような学生を如何にして学修支援センターに赴かせるかが今後も課題である。

### 4. 改善計画

専任教員の教育研究活動に関する情報公開については、引き続きその実施状況や内容を点検する体制を整え、特に新学期開始時等に情報公開に不備が生じないように注意する。

科学研究費補助金等の外部研究費の獲得に関しては、獲得経験のある教員を中心とした申請への取り組みを各学科単位で実行する。

FD 活動については、学生の要望やアンケートの結果を踏まえ、令和 2 (2020) 年度は前期・後期、それぞれの中間期と期末での実施に向けた検討を授業改善ワーキンググループが中心となって行う。オープンクラス・ウィーク及び FD 研修会の実施についても、参加者からのアンケート結果も参考にしながら、FD 推進部会委員が構成員となっているオープンクラス・ウィークワーキンググループ及び企画・広報ワーキンググループが主体となり効果的な実施計画の策定を行い、今後も効果的な FD 活動を推進させていく。

学生の学習成果獲得の向上については、従前から引き続き各学科の教務委員、学生支援委員、実習委員や特別支援委員等が中心となり、さらなる学内関連部署との連携強化に努める。加えて、学修支援センター利用状況を踏まえて、各学科会議等で利用率向上に向けた対策を検討する。食物栄養学科では、数学、化学や生物が苦手な学生を基礎セミナーの際の基礎力テストで抽出し、個別指導を通して学修支援センターの利用を強く促す取り組みを継続実施する。

### 5. 事業計画への反映

- ・外部資金獲得の支援
- ・FD 及び SD 活動の推進
- ・学修成果の計測・評価・情報公表
- ・学修支援の強化及び学修成果の向上

**基準III-A-3**

基 準	基準III	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準III-A	人的資源
区 分	基準III-A-3	学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
担 当	SD・FD 委員会、学園事務局総務課、九品寺キャンパス庶務会計課、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス教務課、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、大学企画室	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
<p>(1) 事務組織の責任体制が明確である。</p> <p>(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。</p> <p>(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。</p> <p>(4) 事務関係諸規程を整備している。</p> <p>(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。</p> <p>(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。</p> <p>(7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</p> <p>①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ教育研究活動の支援を図っている。</p> <p>(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。</p> <p>(9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。</p>

**2. 現状****(1) 事務組織の責任体制が明確である。**

事務組織については、「尚絅学園事務組織規程」において、事務組織、事務分掌及び職制について詳細に規定し、「決裁権限規程」において、それぞれの職位ごとの権限を限定しており、責任体制は明確である。法人に学園事務局を置き、大学及び短期大学部に大学事務局を、併設の高等学校及び中学校並びに短期大学部附属こども園に事務室を置いている。学園事務局には総務部を置き、その下に総務課及び経理課を置いている。大学事務局には、各キャンパス事務部に庶務会計課、教務課、学生支援課、就職課、入試課及び図書館をそれぞれ設置している。また、IR機能を備えた大学企画室のほか、学修支援センター事務室、就職・進路支援センター事務室、入試センター事務室、グローバル化推進センター事務室には、それぞれに事務所管を定め、責任の明確化を図っている。

**(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。**

大学事務局は、大学と短期大学部共通の事務組織を有するが、事務職員は、学校教育法、大学設置基準、短期大学設置基準等、担当業務に関連する関連法規及び周辺法規を把握し業務を遂行しているほか、学内外の各種研修会・勉強会等に積極的に参加し、専門性を高めている。

**(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。**

適切な事務組織の下、上長に対し意見具申が可能な風土の醸成に加え、事務部門会議等で課題や問題点等を協議検討するほか、毎年度「自己申告書」を提出させ、その能力・適性を見極めつつ、人事異動等に活用している。

**(4) 事務関係諸規程を整備している。**

事務関連諸規程については、以下の規程を整備し、業務を遂行している。

- ・職員就業規則
- ・事務組織規程
- ・決裁権限規程
- ・事務部門会議規程
- ・経理規程
- ・経理規程施行細則
- ・固定資産及び物品調達規程
- ・固定資産及び物品管理規程
- ・資金運用管理規程
- ・旅費規程
- ・旅費規程取扱要領
- ・職員等の自家用車等による出張取扱要綱
- ・在勤地内出張旅費規程
- ・赴任旅費規程
- ・文書取扱管理規程
- ・公印取扱規程
- ・個人情報保護規程
- ・公益通報に関する規程

**(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。**

学園事務局、大学事務局等のいずれかも、執務に必要かつ十分なスペースを確保し、パソコンも一人一台を配備し、全ての建物に学内 LAN を敷設、インターネットに接続可能な環境を構築している。また、業務上必要な事務機器についても、効率性・有効性を判断し必要に応じて配備している。

**(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。**

本学園において発生する様々な事象に伴う危機の発生防止に対しては、危機管理に関する諸規程を制定し、危機管理委員会を設置するなど危機管理体制を整備している。また、防災・減災の観点から災害用備蓄、施設設備の拡充についても計画的に取り組んでいることに加え、緊急時連絡態勢として、学生へは教務システムの活用、教職員へは「安心・安全メール」を導入し適切に対応している。更に、防災面では、法令に従い消防設備等点検を行い、両キャンパスにおいて避難訓練を少なくとも年1回行っており、令和元(2019)年度は全学の学生・生徒・園児・教職員参加による地震発生後の火災を想定した避難訓練やシェイクアウト訓練も実施している。防犯面では、教職員の顔写真登録による守衛室での認証の徹底などの対策を講じている。

情報セキュリティ対策については、学内ネットワークと外部ネットワークとの境界に、ファイアウォールを設置し、外部ネットワークからの攻撃を防御するとともに、教職員が有する全てのパソコンにウイルス対策ソフトをインストールしている。また、情報システムについては、ハード・ソフト両面において情報システムに関する基本方針や規程等を整備し、本学園の情報システム態勢を構築している。

**(7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。**

①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ教育研究活動の支援を図っている。

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28(2016)年3月31日に公布され、平成29(2017)年4月1日から施行されたことに伴い、本学では、平成30年(2018)年4月1日より従来のFD評価委員会をSD・FD委員会及び自己点検・評価委員会に組織変更し、SD・FD委員会の下部組織としてSD推進部会及びFD推進部会を設置し、各々委員会規程、部会規程を整備した。

SD推進部会規程では、（1）SDの実施計画の策定に関すること、（2）大学運営に必要な知識及び技能

を身に付け、能力及び資質を向上させるための諸施策の企画及び実施に関するここと、(3)その他SDの推進に必要なことを審議事項とし、平成31(2019)年3月12日開催SD・FD委員会において当年度年間計画(案)について審議し承認を得た。令和元(2019)年5月22日開催SD推進部会においては、当年度の活動計画(案)を審議した。その後、活動計画に基づき、学外研修会に取組み、研修会に参加した職員はその成果を自らの職務に活かし、教育研究活動等の支援に繋げている。

#### (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、平成26(2014)年度から「提案制度」を導入し活用している。本制度は、年度内2回の応募期間を設け、業務の見直しや事務処理の改善を実施しているほか、事務職員のモチベーションの向上につながっている。

#### (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

事務職員は、学生の成績データや出席データ又は学生の心身面に関するデータなどを教員や関係部署に提供するなど、学修成果の向上に努めている。各教授会には大学事務局長をはじめ課長以上の事務職員が陪席者として出席し、学修成果に関する情報を得ている。また、大学事務局長、両キャンパス事務部長及び課長で構成される部会長会議を毎月1回開催するなど、各部署間及び各キャンパス間との連絡を密にし学生に関する情報の共有に努めている。

授業で得られた学修成果をより向上しやすくするため、授業以外で質問・疑問などを受けられるように全学科において、オフィスアワーを設定し、シラバスに連絡先を記載することとしており、対面形式ではなくメール等での対応も可能な学修の向上に取り組みやすい環境を整えている。

基礎学力等の向上の為、平成29(2017)年度より学修支援センターを設置しており、毎月本学webページに学修支援センターにおいて対応する科目を掲載し、学習成果の獲得が向上するよう取り組んでいる。

### 3. 課題

提案数が減少化傾向にある提案制度については、インセンティブも含め、提案数増加等を検討する。

SD活動については、学内研修会はテーマ別研修会と階層別研修会に大別されるが、階層別研修会の開催が少なく、数少ない階層別研修会も全て新入職員向けであるため、今後は中間管理層への研修会の機会を検討する。また、テーマ別研修会についてもテーマが偏ることなく、職員の要望を取り入れ、広範囲のテーマを採用する。

事務職員の連携に関しては、オフィスアワーに関して全教員(非常勤講師も含む)がシラバスに記載しているが、学生の利用は十分とはいえない。また、学修支援センターは基礎学力向上を目的として設置したが、学力不足の学生が活用しているとは限らないため、オフィスアワーを利用する学生及び学力不足の学生を事務職員が誘導する仕組みが必要である。

### 4. 改善計画

令和2(2020)年度SD推進部会において、学内研修会のテーマ等について協議を行い、課題として掲げている中間管理職以上の研修会及びテーマ別研修会のテーマについて決定し、当年度年間計画に織り込むこととする。

オフィスアワー及び学修支援センターの積極活用を誘導するために、オリエンテーション等で学生に対してよりいっそう周知する。

### 5. 事業計画への反映

- ・中間管理層への研修会開催

**基準III-A-4**

<b>基 準</b>	<b>基準III</b>	<b>教育資源と財的資源</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準III-A</b>	<b>人的資源</b>
<b>区 分</b>	<b>基準III-A-4</b>	<b>労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。</b>
<b>担 当</b>	<b>学園事務局総務課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**2. 現状****(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。**

教職員の就業に関する規程としては、「職員就業規則」を基本に、雇用形態により「尚絅大学の教員の任期に関する規程」、「尚絅学園契約教員に関する規程」、「尚絅学園契約職員に関する規程」、「尚絅学園教職員再雇用規程」「非常勤講師・非常勤職員規程」、給与等に関しては「尚絅学園給与規程」「尚絅学園退職金規程」「任期制教員の給与に関する規程」、そのほか「尚絅学園育児休業規程」、「尚絅学園介護休業規程」、「尚絅学園教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程」、「大学・短大教員の他大学等への出講等に関する内規」等を整備し、これらの諸規程は、法令等の改正や実態との乖離が生じた場合は適宜見直し改正している。

**(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。**

これらの諸規程は、規程集としてまとめ、紙ベースで各キャンパス事務部に備え置くとともに、学内専用 Web サイトで常時閲覧できるほか、規程等の制定や改正等があった場合には、その都度通知文書を発出し可及的速やかに周知している。また、新規採用者に対しては、採用時に就業に関する諸規程の説明を含む研修を行うことで周知している。更に、役員及び教職員が遵守すべき行動の基準・指針として「学校法人尚絅学園行動規範」を制定し公表するとともに、教職員はじめ学生・生徒にも目に触れる主要箇所に掲示し周知徹底を図っている。

**(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。**

教職員の就業は、職員就業規則のほか諸規程等に則って行われており、諸規程に基づく管理も適正に実施している。人事評価に関しては、平成 24(2012)年度に運用を開始した「人事評価制度」に基づき運用され、その評価結果は昇任、昇給、異動に反映されている。また、平成 25(2013)年度から職場実態調査を開始し、職場環境の改善と合わせて職員配置の過不足を検証するなど、人事異動に反映させる仕組みを構築した。更に、「自己申告制度」を導入したことにより、本人の退職動向や配置転換要望を吸い上げることで適切な人事管理の一助となっている。また、契約事務職員 B に関しては 3 年契約で雇用解除としていた制度についても、本人の適性や能力を総合的に評価し、継続雇用も可能とするルールの見直しを行ったことで有用な人材の確保を実現した。その他、時間管理については、業務の効率化・合理化の追求と合わせて、職場環境改善の一環として導入した毎週水曜日の「ノー残業デイ」の定着による残業圧縮や、「バー

「スデイ休暇」・「リフレッシュ休暇」の設定による有給休暇取得の向上、事務職員による「提案制度」、優れた教育成果を挙げた教職員に対する「尚綱学園教育優秀職員表彰制度」を制定し、教職員の就業に対するモチベーションアップにつなげている。

### 3. 課題

法令改正等に伴う諸規程改正、実態との乖離が生じた規程について適宜見直しを行い、他の規程との関連を確認しながら可及的速やかに進めていかなければならない。

人事評価制度については、評価者訓練の充実等により精度向上を図るとともに、確実なフィードバックによって納得性・公平性を担保しつつ、一層の厳格な運用に努める必要がある。

教職員の海外研修、海外派遣、国際会議等に関する規程についてはその必要性も含めて検討する。

### 4. 改善計画

労務人事に関する法改正や働き方改革等への対応と、規程等の整備を確実に実施する。人事評価は年度初めに年間スケジュールを立て、評価者訓練の実施、フィードバックの実施等が確実に行われるよう対応する。

### 5. 事業計画への反映

- コンプライアンスの観点を踏まえた法令及び働き方改革への確実な遵守

**基準III-B 物的資源****基準III-B-1**

基 準	基準III	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準III-B	物的資源
区 分	基準III-B-1	学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。
担 当		図書館運営委員会、九品寺キャンパス庶務会計課、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (10) 適切な面積の体育館を有している。

**2. 現状****(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。**

本学は、以下のとおり、二つのキャンパスを有している。

キャンパス名	所在地	設置している学校
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区 九品寺 2-6-78	尚絅大学（生活科学部） 尚絅大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚絅高等学校 尚絅中学校
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町 武蔵ヶ丘北 2-8-1	尚絅大学（現代文化学部、文化言語学部） 尚絅大学短期大学部（幼児教育学科） 尚絅大学短期大学部附属こども園

両キャンパス間の距離は約 10 kmで、車で移動した場合、約 30 分を要する。両キャンパスの校地面積は、短期大学部の専有部分 48,783.0 m<sup>2</sup>と併設の大学との共有部分 8,949.9 m<sup>2</sup>の計 57,732.9 m<sup>2</sup>である。短期大学設置基準上、必要とされる校地面積は、本学の収容定員 640 人に 10 m<sup>2</sup>を乗じた 6,400 m<sup>2</sup>であるが、本学の校地面積はそれを十分に満たしている。

**(2) 適切な面積の運動場を有している。**

武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学と共有の運動場 (3,249.9 m<sup>2</sup>) を有し、九品寺キャンパスでは、併設の中

学・高等学校との共有の運動場（4,291.0 m<sup>2</sup>）を有しており、十分な面積の運動場を有している。

**(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。**

両キャンパスの校地面積については、短期大学部の専有面積が 12,892.7 m<sup>2</sup>、併設の大学との共有部分の面積が 2,074.8 m<sup>2</sup>の計 14,967.5 m<sup>2</sup>で、短期大学設置基準上必要とされる校舎面積 6,610 m<sup>2</sup>を十分に満たしている。

**(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。**

近年建設された校舎については、障がい者用トイレや点字ブロックを設置するなどバリアフリーへの対応が行われているが、それ以外の校舎については、全面バリアフリー化は多額の費用が掛かるため、基本的には施設整備計画に基づき整備を行うこととするが、障がいを持った学生が入学する都度、その学生の障がいの度合いに応じて、バリアフリーへの対応を検討している。

**(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。**

幼児教育学科のある武蔵ヶ丘キャンパスでは、講義室、図工教室、音楽室、リトミック室、視聴覚室、調理実習室、情報処理教室に加えて、授業時間以外は自由に使用することが可能なピアノ個室（40 室）などを備えている。一方、総合生活学科と食物栄養学科のある九品寺キャンパスでは、講義室、食品加工実習室、生化学・食品化学実習室、給食経営管理実習室、情報処理教室、染色実習室、デザイン演習室、衣服実習室などを備えている。以上述べたとおり、両キャンパスとも各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な整備が行われている。

**(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。**

本学では、通信による教育は行っていない。

**(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。**

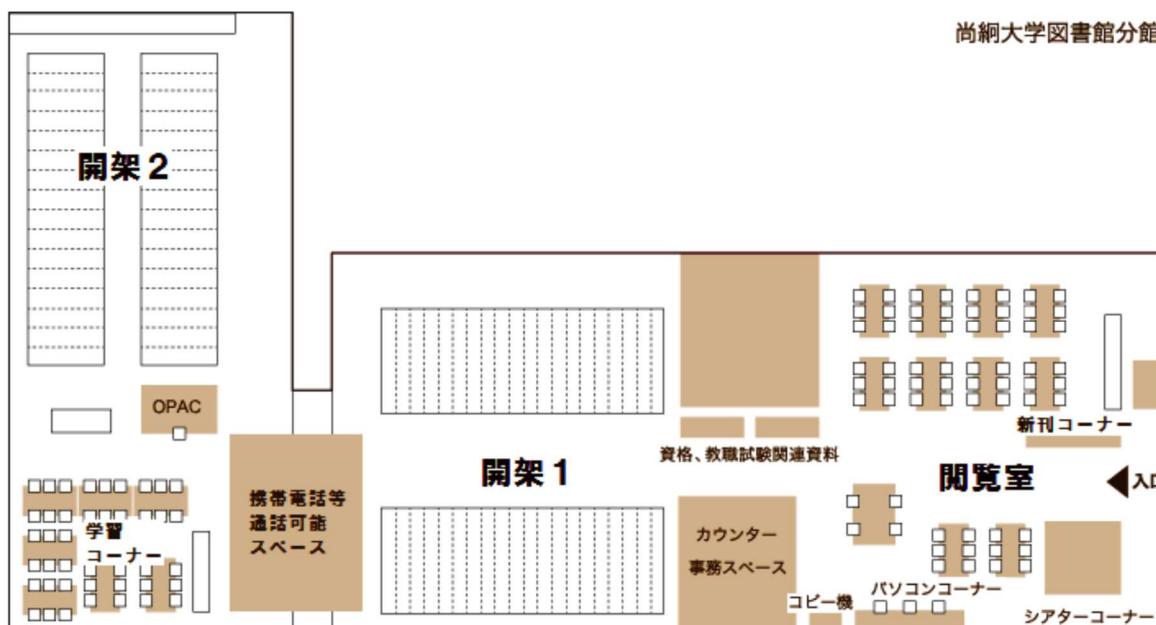
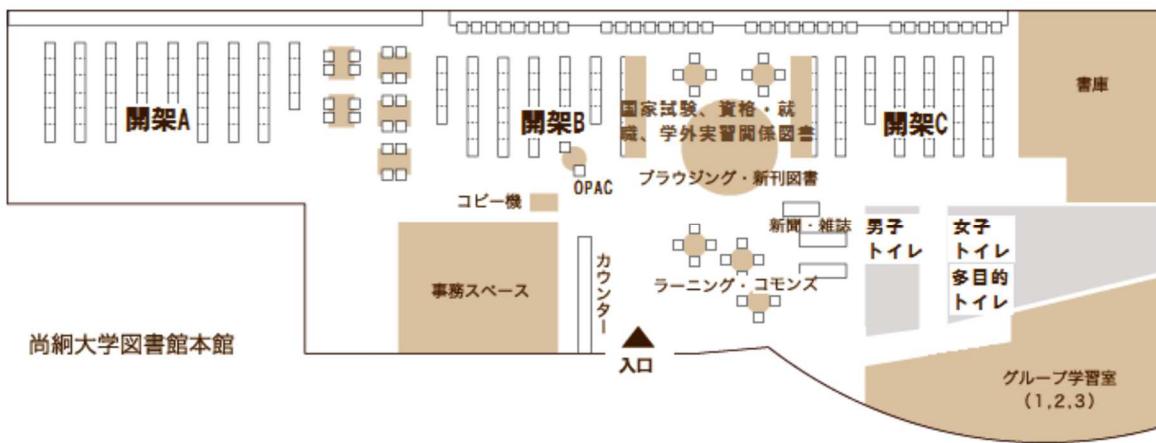
講義室、実験室、演習室などの各教室には、学習成果を高めるためのプロジェクタ、スクリーン、DVD プレーヤー等の視聴覚機器や各種実験を行うのに必要とされる実験器具など、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うのに必要な機器・備品を適宜配備している。

**(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。**

本学図書館は九品寺キャンパスに本館、武蔵ヶ丘キャンパスに分館をそれぞれ設置しており、併設の大学と共にしている。本館は九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階に位置し、床面積は 1,246.2 m<sup>2</sup>である。分館は武蔵ヶ丘キャンパス大学 5 号館及び 6 号館の 2 階に位置し、床面積は 977.0 m<sup>2</sup>である。各館とも適切な面積を確保しているが、分館が位置する武蔵ヶ丘キャンパス大学 5 号館及び 6 号館にはエレベーター等の設置がなく、バリアフリー対応の点で課題がある。

本館では開架スペースを中心として、図書のほか、新聞、雑誌及び DVD 等の視聴覚資料を配置している。館内には、新着図書、就職、資格試験関連のコーナー、利用者専用のコンピューター（10 台）を設けている。また、グループ学習室（3 部屋）に加え、ラーニング・コモンズスペースを設置している。その他、事務スペース及び館長室、書庫を設置している。分館では閲覧室及び開架スペースに、図書のほか、新聞、雑誌及び DVD 等の視聴覚資料を配置している。閲覧室内には、新着図書のコーナー、雑誌・新聞コーナー、就職・資格試験関連のコーナー、DVD 等の視聴覚資料を視聴できるシアターコーナーを設置しているほか、利用者専用のコンピューター（10 台）を配置したパソコンスペースがある。開架スペース内の学習コーナーは、個人やグループ学習用スペースとして運用している。その他、事務スペースや書庫が設置されている。各館のレイアウトは【図 3-B-1】に示すとおりである。

【図3-B-1】各館のレイアウト図



(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。

- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
- ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

令和2(2020)年3月31日現在の蔵書数、学術雑誌数、視聴覚資料数及び閲覧座席数については、「1.自己点検・評価の基礎資料」(7)の「⑦図書・設備」に示したとおりであり、いずれも適切な水準である。

資料の選定にあたっては、本館に「生活科学部・総合生活学科・食物栄養学科資料選定会」、分館に「現代文化学部・文化言語学部資料選定会」及び「幼児教育学科資料選定会」を設置し、「尚絅大学図書館資料収集方針」に基づき、各館で資料選定会の承認を得て図書・雑誌等の資料の選定を行っている。図書館に各学科から提出された購入希望や学生からのリクエストをとりまとめ、作成した選定リストにより、それぞれ年数回程度、資料選定会を開催又は回覧にて選定を行っている。図書館では、学生及び教職員に必要な資料について常に配慮しながら、カタログや書店からの図書見計らい等で隨時選定を行っており、資料の充実、迅速な資料の提供に努めている。また、資料の廃棄については「尚絅大学図書館資料除籍取扱内規」を定めており、廃棄予定リストについて図書館運営委員会の議を経て、除籍簿を作成するとともに、台帳からの削除及び会計処理を行っている。

本学図書館は、各学科の専門領域及び大学図書館として必要な資料の収集を行っており、幅広い分野で

の資料の収集、整備に努めているほか、就職、資格試験関連のコーナーを整備している。本館では栄養学及び家政学・生活科学分野に関する資料に重点を置いた収集に努めており、管理栄養士・栄養士資格取得に関する資料、臨地実習や疾病別の栄養療法等の実践的な内容の資料の収集を特徴としている。また、教育をはじめとする食に関する資料、家庭生活や社会福祉、熊本に関する資料のほか、新聞、雑誌、他大学から発行される紀要、洋書、視聴覚資料等も収集している。分館では、幼児教育・保育・児童福祉及び文学に関する資料に重点を置いた収集に努めている。また、語学や図書館情報学に関する資料のほか、児童書（特に絵本）、新聞、雑誌、他大学から発行される紀要、洋書、視聴覚資料等も収集している。

#### **(10) 適切な面積の体育館を有している。**

本学は、両キャンパスとも体育館を有している。武蔵ヶ丘キャンパスの体育館の面積は 2,472 m<sup>2</sup>で、バスケットコート 2 面がとれる 1,200 m<sup>2</sup>のアリーナに加えて、卓球等も可能な 216 m<sup>2</sup>の多目的ホールを 2 つ有する。一方、九品寺キャンパスの体育館の面積は 4,268 m<sup>2</sup>で、併設の中学校、高等学校、大学との共有である。

### **3. 課題**

図書館に関しては、今後増え続ける資料に対応しながら、資料の整理、配置を行うとともに、幅広い分野にわたりバランスの取れた蔵書構成を目指して資料の収集を進める必要がある。分館については、階段の昇降が困難な身体障がい者等の利用に課題があり、バリアフリー化の対応が必要である。

### **4. 改善計画**

図書館については、本館及び分館の施設設備に関する現状の点検を行い、所蔵スペースの狭隘の解消を図るほか、幅広い選書を実施し、専門図書や就職、資格関係の資料の充実を図る。分館のバリアフリー化については、武蔵ヶ丘キャンパス全体の改修に合わせて段階的に対応することを計画している。

### **5. 事業計画への反映**

- ・教育施設のバリアフリー化を含む整備と安全管理の実施

**基準III-B-2**

<b>基 準</b>	<b>基準III</b>	<b>教育資源と財的資源</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準III-B</b>	<b>物的資源</b>
<b>区 分</b>	<b>基準III-B-2</b>	<b>施設設備の維持管理を適切に行っている。</b>
<b>担 当</b>	<b>危機管理委員会、情報システム委員会、学園事務局総務課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

**2. 現状**

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

本学園では、「尚絅学園経理規程」「尚絅学園経理規程施行細則」のほか、「尚絅学園固定資産及び物品調達規程」「尚絅学園固定資産及び物品管理規程」等を整備している。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

「尚絅学園行動規範」において、資産・資金等の適正な管理・運営を掲げ、教職員への啓発・理解促進に努めている。また、「尚絅学園固定資産及び物品管理規程」では、固定資産及び物品に関する基準並びに適正な管理を目的に、第2条に管理の原則、第3条に分類、第6条に管理の単位、第7条に管理組織及び管理責任者の任務、第8条に管理帳簿などを明確に定め、それを遵守することで施設設備及び物品等の維持管理を適切に行っている。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

本学園の様々な危機に対し危機管理委員会を設置し、危機管理に関する上位規程として「危機管理規程」、学園全体に関する緊急時の行動基準を定めた「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」、選定した危機事象に対する代表的な行動基準や事前準備を定めた「コンティンジェンシープラン（組織別緊急時行動マニュアル、各学校・園・部署別編）」、具体的行動事例を明示した「アクションプラン」を制定している。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

施設面での防犯対策や消防法、建築基準法、耐震構造、セキュリティ等に十分配慮し、日常点検、専門業者による点検を定期的に行っている。防災面については、法令に従い消防設備等点検を行い、災害時の火災避難訓練を少なくとも年1回行っている。更に、全学の学生・生徒・園児・教職員参加による地震を想定した避難訓練やシェイクアウト訓練も実施している。

また、昨今の異常気象等による自然災害を視野に、災害備蓄用品等の調査と必要資材の調査を実施し、その結果を踏まえ計画的な備蓄に着手している。特に、災害時の飲料水確保のための自動販売機設置、災害時避難キットや備蓄食糧及びAED（自動体外式助細動器）の配備に関して充実を図ってきた。また、学

生への緊急連絡方法として教務システムの充実、教職員への緊急連絡方法は「安心・安全メール」を導入し、緊急連絡態勢の整備拡充を図っている。防犯面については、教職員の顔写真登録による守衛室での認証の徹底等により対策を講じているほか、令和2年3月には九品寺キャンパスに20台、武蔵ヶ丘キャンパスに18台の防犯カメラの増設を行った。

#### (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

本学のコンピュータシステムは、2つのキャンパス間を専用線で結び、全ての建物に学内LANを敷設している。セキュリティ対策は、教員研究室をはじめ、情報処理教室、講義室及び事務室等の学内ネットワークと外部ネットワークとの境界に、ファイアウォールを設置し、外部ネットワークからの攻撃を防御するとともに、教職員が有する全てのパソコンにウィルスソフトをインストールしており、ネットワークの出入口および各クライアントPCにおいてセキュリティ対策を施している。

ソフト面に於いては、「学校法人尚絅学園情報システム運用基本方針」を基に、インシデント対応も含めた諸規定を制定し、運用している。

#### (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

「尚絅学園行動規範」において、自然環境への配慮を掲げているほか、平成29(2017)年2月から「5R推進運動」「クリーン・アップデー」に取組み、教職員・学生・生徒等へ環境保全・資源保護に対する啓発・理解促進に努めている。また、省エネルギー・省資源対策の一環として、夏季及び冬季にクールビズ・ウォームビズの期間を設けドrescoードの緩和や冷暖房の設定温度等の環境保全対策を講じている。更に、講義室・実習室等のLED照明化、電力消費量削減のためのデマンド設置等を実施している。

### 3. 課題

老朽化や経年劣化している固定資産・物品等の把握とともに、優先順位を付けた計画的補修・購入・建替え等を行う必要がある。また、教職員・学生・生徒等に対しては、施設設備を含めた固定資産の維持管理や消耗品・物品等の使用管理の徹底のほか、省エネルギー・省資源など環境保護意識の向上を促す必要がある。

防災、防犯のための規程等は整備され、非常災害時の備えも徐々に整備が進んできているが、教職員・学生・生徒等の防災・防犯意識の向上を図りつつ、施設設備の一層の充実に取り組む必要がある。

また、令和2年1月に発生が本格化したコロナウイルス感染症に対し、各種防止対策を行ったものの、学務・業務共に広範囲の影響が出た事から、今後の感染症対策の確立が急務となっている。

Webサーバー及びMailに続き、他のシステムも抜本的に見直しすることを念頭にクラウド化の研究を進め、セキュリティにも十分配慮した将来的なシステム構築に向けての検討を推進する。また、教職員の情報セキュリティに関する理解認識とスキルアップが課題である。

### 4. 改善計画

平成29(2017)年度に策定した施設整備計画に基づき、その実施と進捗把握を行うとともに、より精緻化した実行計画書の作成に着手する。

将来構想とそれに基づく施設設備計画として、現代文化学部九品寺キャンパス移転に伴う大学7号館建設の着手・施工と武蔵ヶ丘キャンパスの建物長寿命化を考慮した、幼児教育4年制課程設置の為のインフラ整備を進めることとしている。

防災訓練・避難訓練の計画的実施と災害備蓄用品の計画的購入に加え、熊本地震時の対応も参考に、近隣自治体や地区・校区との連携・協力体制の確立に努める。更にリーフレットや大学ホームページ等を活用した災害に対する意識向上や啓発活動を促進する。さらに、年度後半に発生したコロナ感染症対策についても、早急の対応策に着手する必要がある。

ネットワーク再構築に向けた学内の体制強化と計画的な環境整備を実施する。また、情報システム関連規程を更に整備し、年度講習等による教職員への情報セキュリティの理解促進を図る。

年度後半に発生したコロナウイルス感染症の蔓延により、遠隔授業や在宅勤務が余儀なくされており、ICT教育の推進とも併せてハード面・ソフト面も含めシステム管理の一層の充実を図る必要がある。

## 5. 事業計画への反映

- ・情報システムに関する危機管理体制の整備とインシデント対応の強化

**基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源****基準III-C-1**

基 準	基準III	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準III-C	技術的資源をはじめとするその他の教育資源
区 分	基準III-C-1	短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。
担 当	IT化推進支援室	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
<p>(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。</p> <p>(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。</p> <p>(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。</p> <p>(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CAL L 教室等の特別教室を整備している。</p>

**2. 現状**

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学では、各学科のカリキュラム編成に応じた教育を実現するために、情報処理教室の更新や支援を行っている。九品寺キャンパスには総合生活学科と食物栄養学科が設置され、武藏ヶ丘キャンパスには幼児教育学科が設置されている。平成 29(2017)年に両キャンパスにそれぞれに設置された 2 つの情報処理教室パソコン等を更新した。2 つの情報処理教室の間のパーティションを取り除くことにより、1 教室へ変更でき学科や教育課程編成および学生数に応じた自由な教室形態が可能である。平成 30(2018)年に情報処理教室の外に自由に利用可能な情報処理演習環境パソコンの更新を行い設備の充実を図っている。令和元(2019)年には尚絅学園無線 LAN システムの設置が完了し 5 月より本格的に無線 LAN が運用できる環境が構築され施設設備の向上を図っている。

各キャンパスの情報処理教室では授業で使用するために必要な授業支援システム、Office ソフト（ワープロ、表計算、プレゼンテーションソフト等）、ウイルス対策ソフト、グラフィック関連ソフト等の各種ソフトウェアを導入している。情報処理教室外の情報処理演習環境パソコンでも情報処理教室とほぼ同等なシステムを構築している。また、各キャンパスの情報処理教室で授業を実施する際に、授業をサポートする職員をそれぞれ配置しており、授業時に学生への支援のみならず、授業時間外でも授業演習支援やパソコンを使用する上での専門的な各種支援を行っている。

- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学

**生及び教職員に提供している。**

学生については、学科のカリキュラム編成に基づいて必要な科目を実施しており、情報技術に関する授業も実施している。具体的には実社会で必要となるパソコンの基本操作、ワープロ、表計算、プレゼンテーションソフト等のオフィスソフト、電子メールの操作、セキュリティ等を授業時間等に指導しており、さらに各学科に応じたソフト等について授業時間やオリエンテーションなどで指導している。

教職員においては、同様な情報を学内 Web ページへ掲載したり、資料として隨時参照できるようにしたり、メールでの連絡を行っている。さらに令和 2(2020)年 2 月 19 日に開催された令和元年度第 2 回 FD 研修会では、教職員を対象に「より良い授業を行うために～ICT 教育の実践～」のタイトルで研修会が実施され、2 人の学内講師による事例発表および 1 人の学外講師の公演が実施され、有意義な質疑応答がなされ、教職員の情報技術の向上を図っている。

**(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。**

情報処理教室の機器については 4~5 年を目途として計画的に更新を行っており、平成 29(2017)年 9 月に両キャンパスに設置されている情報処理教室パソコンや関連機器及び関連サーバー、ネットワーク機器の更新を行った。平成 30(2018)年には九品寺の図書館や学生ホール、武藏ヶ丘のパソコン自習室、学生ホール等に設置された情報処理教室外の情報処理演習環境のパソコン等の追加更新を行った。さらに、令和元(2019)年に尚絅学園無線 LAN システムの設置が完了し、システム安定化作業を経て 5 月に本格的に無線 LAN が運用できる環境が整った。また Windows7 がサポート停止されることに伴い、教職員のパソコンについて Windows10 へのバージョンアップを行った。

このように計画的に維持更新され、学生のみならず教職員が適切に使用できるように整備および管理を行って適切な状態を保って教職員へ提供している。

**(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。**

九品寺キャンパスには、短大が管理する情報処理教室があり、武藏ヶ丘キャンパスでは大学が管理する情報処理教室があり、それぞれ大学と短大で共用している。両キャンパスの情報処理教室の機器を更新する際には、各学科に必要なソフトウェアや機器について問い合わせを行い、その際に学科の方針やカリキュラムに従い必要なものを検討している。その後、それらを取りまとめたうえで仕様として定め、情報処理教室の更新作業を行っている。なお、九品寺キャンパスでは、情報処理演習環境システムにおいて、栄養士・管理栄養士育成のための栄養計算ソフトウェアを追加してシステムの充実を図っている。このように、キャンパス毎に各学科の教育課程に応じてハードウェアおよびソフトウェアの資源の適時確認および見直しを行い活用している。また、カリキュラム編成が変更になった場合も状況に応じてハードウェアやソフトウェアの見直しを行っている。

**(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。**

各学科では教授会等でカリキュラム・ポリシーが定められており、それに基づいて履修規程および履修科目が定められ、教養教育科目や専門教育科目が編成されている。その科目に必要なハードウェアやソフトウェアを選定し、情報処理教室の整備を行っている。九品寺の学生ホールのパソコンは学生支援課、図書館のパソコンは図書館がそれぞれ管理し、武藏ヶ丘のパソコン自習室や学生ホール、学習支援センターのパソコンは教務課が管理しており、適切な運用ができるように整備を行っている。

**(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。**

本学は、九品寺キャンパスと武藏ヶ丘キャンパスの2つのキャンパスを有し、キャンパス間を専用線で接続している。各キャンパスの全ての建物を学内 LAN で接続し、教職員および学生が利用できるパソコンをはじめとするネットワーク機器が学内 LAN へ接続されている。両キャンパス共にサーバー室を設置し、学科等の教育課程で必要となる情報処理教室、講義室及び事務室などが学内 LAN 経由で接続されている。サーバー室には、学生の教育及び授業支援用の情報処理教室用のサーバーや e-Learning のサーバー、ウイルスバスターなど各種サーバーやネットワーク機器を設置している。さらに、九品寺キャンパスの図書館サーバー室には、図書システムのサーバーや教務システムのサーバー等を設置している。

学内 LAN はファイアウォールを介して SINET 経由でインターネットへ接続している。ファイアウォールは外部から内部ネットワークへの不正アクセス防止、ウイルス対策を行っており、同様に内部から外部へも対策を行っている。更に個別のクライアントパソコンもセキュリティ対策の為に、本学が提供しているウイルス対策ソフトを提供インストールしており、ネットワークの出入口および端末である各クライアントパソコンにおいてセキュリティ対策を施している。

また、平成 30(2018)年に情報処理演習環境システム更新を行い、情報処理教室外の情報処理演習環境のパソコンについても整備を行い、学内 LAN を使用したシンクライアントシステムでパソコンが起動するシステムとなっている。さらに、平成 31(2019)年 3 月末に学生が必要とする教室や学生ホールなどへ無線 LAN システムの設置が完了し、ノートパソコンやスマートフォンなど無線 LAN が利用できる環境を整備され 5 月から本運用がなされた。また、ウイルスバスターサーバーの更新作業を行いセキュリティ向上を図っている

#### (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

各キャンパスに情報処理教室を設置し情報処理技術を活用した効果的な授業を実施することができる。さらに、各教室には情報コンセントや無線 LAN アクセスポイント、大型モニタ、プロジェクタが設置されており、パソコンでネットワーク等を活用した授業を実施することが可能である。

また、総合生活学科と食物栄養学科の情報系科目では、学生が自宅からも予習・復習ができるように学習支援 (e ラーニング) システムを構築し、授業で活用している。

幼児教育学科の情報系科目では、学内 Web サーバーにて出席状況、課題提出状況などの学生演習状況を学生が参照できるようになっており、授業で使用する各種資料を参照することができるようになっている。

また令和 2(2020)年 2 月 19 日に開催された研修会では、教職員を対象に「より良い授業を行うために～ICT 教育の実践～」のタイトルで実施され、2 人の学内講師の発表および 1 人の学外講師の公演がなされ、活発な質疑応答がなされた。このように教員は情報技術の習得を行い実践することで効果的な授業運営となる取り組みを行っている。

#### (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

本学では、各学科のカリキュラム編成に応じて教育編成を実現するために、総合生活学科と食物栄養学科のある九品寺キャンパスでは、大学 2 号館 3 階に大学 2 号館 3 階に大学と共に情報処理教室 I ・ II を設置し、学生用として情報処理教室 I に 46 台、情報処理教室 II に 44 台のパソコンを設置している。なお、2 教室を 1 教室にまとめることにより、最大 90 台のパソコンが使用可能な設備を構築している。このため学科や教育方針および学生数に応じた自由な教室形態が可能である。さらに、学生が自由に演習できるパソコンを学生ホールに 10 台、図書館に 10 台設置し、学生へのサービス向上を図っている。

一方、幼児教育学科のある武藏ヶ丘キャンパスでは、大学 3 号館 3 階に大学と共に第 1 情報処理教室・第 2 情報処理教室を設置し、第 1 情報処理教室に 64 台、第 2 情報処理教室に 20 台の学生用パソコンを設置している。なお、学生の人数や授業形態に応じて 2 教室の間のパーティションを取り除くことにより最大 84 台のパソコンとして使える 1 つの教室として使用することが可能である。授業で使用していない場

合は学生の課題等の支援設備として自由に利用可能である。また、武蔵ヶ丘キャンパスの情報処理教室では、CALL システムを構築している。さらに、学生が自由に演習できるパソコン自習室を短大 2 号館 2 階に 25 台設置し、学生ホールへ 2 台設置し学内パソコン等の整備を図っている。

**3. 課題**

なし。

**4. 改善計画**

なし。

**5. 事業計画への反映**

なし。

**基準III-D 財的資源****基準III-D-1**

基 準	基準III	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準III-D	財的資源
区 分	基準III-D-1	財的資源を適切に管理している。
担 当	学園事務局経理課	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。 ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。 ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。 ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。 ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。 ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。 ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。 ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。  (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。 ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。 ③年度予算を適正に執行している。 ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。 ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。 ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
<b>2. 現状</b>

## (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。

- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

法人全体の資金収支及び事業活動収支について、収入面では、少子化・学生ニーズの多様化等を背景に、設置校、学部・学科によっては入学定員確保が厳しく、収容定員未充足による学生生徒等納付金が減少傾向にある。補助金についても、経常費補助金のうち一般補助における交付金が伸び悩み、特別補助の比重が増加し、交付条件が一層厳しくなってきてている。一方、支出面では、業務量の増加や多角化により、特に事務職員の人員増に伴う人件費の増加圧力に加え、教育研究の高度化・複雑化に伴い教育研究費も増加傾向にある。総じて財務環境は厳しくなりつつあり、収支バランスは不均衡で財務基盤も不安定となっているが、当面の資金繰りに不安はなく、改善計画も着実に実施している。

貸借対照関係財務比率については、外部負債が僅少で、純資産構成比率は90%程度を維持している。一方、九品寺キャンパス再開発事業や耐震化工事等に伴い、減価償却費の増加に伴う要積立額の増加、大学7号館建設計画等を踏まえ、中期財務計画を一部変更した。

短期大学部単体での部門別収支では、基本金組入前当年度収支差額は収入超過で推移しており、法人全体の財政に寄与するとともに、短期大学部の存続を可能とする財政を維持している。

退職給与引当金等の引当金については、学校法人会計基準及び経理規程等に基づき、適正に繰入を行うとともに、その相当額を特定預金として確保している。

資産運用については、「資金運用管理規程」に基づき行われており、毎年度の予算編成と同時にその年度の資金運用方針を策定し、理事会・評議員会において審議・承認を経た後に実行に移しているが、令和元年度は、施設設備引当特定資産について、大学7号館建設費一部支払いとして取り崩す変更を平成31年度予算の補正とともに行った。

教育研究経費は、令和元(2019)年度、経常収入の30%を超えており、教育研究活動の維持・充実のための施設設備及び図書等の学習資源についても十分に資金配分を行っている。特に高額となる実験機器の整備や講義室の改修、IT環境の拡充などは、当初予算編成時に優先順位を付けて計画的に取り組んでいる。

公認会計士の監査は毎年度往査計画表に基づいて適切に行われ、往査時に公認会計士から出された意見等に対しては、十分協議検討し対応している。また、公認会計士と理事者とのディスカッションも行われ、情報の共有を図っている。

寄附金に関して令和元(2019)年度は、学園創立130周年を記念した募金に加え、古本募金にも取組んだ。新たに取組む寄附金は、評議員会での諮問、理事会での審議、決定を経て適正に取り組んでいる。

短期大学部及び各学科の入学定員、入学者数、入学定員充足率【表III-D-1-1】、並びに収容定員、在籍者数、収容定員充足率【表III-D-1-2】は、少子化及び社会ニーズや学生ニーズの多様化等を背景に、平成27(2015)年度以降、低下傾向に転じている。志願者・入学者動向の調査分析やカリキュラムの見直し、奨学金制度の再構築、オープンキャンパス等の強化による定員確保を最重要課題として取り組んでいる。また、収容定員充足率に相応した財務体質にすべく、管理経費を中心に一層切りこんだ効率化を推進し、経費削減に努めている。

【表III-D-1-1】入学定員、入学者数、入学定員充足率（平成27年度～令和2年度：各年度5月1日現在）

(単位：人)

学 科	事 項	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
総合生活学科	入学定員	100	100	80	80	80	80
	入学者数	49	45	58	74	41	52
	充足率	49%	45%	73%	93%	52%	65%
食物栄養学科	入学定員	80	80	80	80	80	80
	入学者数	78	78	74	57	73	77
	充足率	97%	97%	92%	71%	91%	96%
幼児教育学科	入学定員	150	150	150	150	150	150
	入学者数	155	150	125	149	132	163
	充足率	103%	100%	83%	99%	88%	109%
短期大学部計	入学定員	330	330	310	310	310	310
	入学者数	282	273	257	280	246	292
	充足率	85%	82%	82%	90%	79%	94%

【表III-D-1-2】収容定員、在籍者数、定員充足率（平成27年度～令和2年度：各年度5月1日現在）

(単位：人)

学 科	事 項	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
総合生活学科	収容定員	200	200	180	160	160	160
	在籍者数	116	94	103	133	118	91
	充足率	58%	47%	57%	83%	74%	57%
食物栄養学科	収容定員	160	160	160	160	160	160
	在籍者数	157	157	148	128	127	145
	充足率	98%	98%	92%	80%	79%	91%
幼児教育学科	収容定員	300	300	300	300	300	300
	在籍者数	312	302	277	272	281	297
	充足率	104%	100%	92%	90%	94%	99%
短期大学部計	収容定員	660	660	640	620	620	620
	在籍者数	585	553	528	533	526	533
	充足率	88%	83%	82%	85%	85%	86%

## (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

平成 31(2019) 年 4 月に「長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の第 3 回改定を行った。これに伴い、「中期財務計画」も見直し、向こう 4 年間の計画を再策定、常勤理事会、将来計画委員会、評議員会、理事会での審議検討を経て、令和元年度より実施している。これらの諸計画に基づき、連動した年度事業計画及び予算を策定し、事業開始前の 3 月には評議員会の諮問を経て理事会で承認を受け執行している。また、平成 29(2017) 年度予算からは、事業計画の執行に当たり、資金的リソースを明確にするため、各学科・部局・委員会等で作成した「年度実施計画」に基づき、理事長及び常務理事に対するブリーフィングを実施し、関係部門間でのコンセンサスをより密にしている。決定された事業計画は、大学・短期大学部評議会、教授会、学科会議等のほか、学内 Web ページや広報誌等で周知徹底され、予算関連については、関連規程等に則り、関連部門に対し速やかに通知されている。

年度予算は、確定した予算内での執行を大原則に経理規程等に基づき適正に執行しているが、大科目で予算超過が発生する場合は、補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て理事会で審議・承認を受けている。

年度予算に基づく予算執行伝票である会計伝票は、各部署で起票され、部門や経費の区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付される。総務部経理課では、回付を受けた会計伝票と証憑書類の内容を、学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を正確に行っている。また、これらの処理を行うため、「経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品調達規程」「固定資産及び物品管理規程」「資金運用管理規程」「旅費規程」「決裁権限規程」「文書取扱・管理規程」などの諸規程を整備し、それぞれ資産等の管理台帳や資金出納簿等に記載・記録し、安全かつ適正に管理運用している。

予算の執行状況は、毎月末に月次決算を行い、当該年度の収支状況等を学園事務局で精査・検証し、経理責任者である学園事務局長から理事長に報告している。特に、9 月の中間期収支状況は年度末の決算見通しとともに理事会及び評議員会へ報告している。

### 3. 課題

平成 31(2019) 年度に再策定した 4 年間の中期財務計画に基づき、単年度計画の確実な履行による安定した財政基盤の確立に努める必要がある。特に、収入面で最大である学生生徒等納付金については、入学定員・収容定員の充足を最大課題と捉えていることから、入学者確保に関する調査・分析の精度を向上させ、具体的な施策の企画立案と強力な推進を図る必要がある。また、当初経過に対し想定外の事象が発生した場合は、速やかに収支バランス及び財政基盤の安定に努める。

### 4. 改善計画

収入面で最大である学生生徒等納付金については、令和 2(2020) 年度入学生から授業料の値上げを実施することとしている。また、入学定員確保の観点から令和元(2019) 年度に高大連携強化の一環として、学内進学の強化や入学金免除を実施したほか、大学の現代文化学部を九品寺キャンパスに移転し、中高大連携と合わせて大学、短大進学へのシナジー効果を図ることとしている。

### 5. 事業計画への反映

- ・学生生徒等の定員未充足率向上に向けた分析と施策の検討及び学生生徒等納付金の見直し後の現状把握と課題への積極的対応

**基準III-D-2**

<b>基 準</b>	<b>基準III</b>	<b>教育資源と財的資源</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準III-D</b>	<b>財的資源</b>
<b>区 分</b>	<b>基準III-D-2</b>	日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。
<b>担 当</b>	<b>学園事務局経理課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
<p>(1) 短期大学の将来像が明確になっている。</p> <p>(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。</p> <p>(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学生募集対策と学納金計画が明確である。</li> <li>②人事計画が適切である。</li> <li>③施設設備の将来計画が明瞭である。</li> <li>④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。</li> </ul> <p>(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。</p> <p>(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。</p>

**2. 現状****(1) 短期大学の将来像が明確になっている。**

「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」における大学・短期大学部の将来像については、平成29(2017)年1月の「全学グランドデザイン」の制定を機に第2回目の改定、平成31(2019)年4月には新学習指導要領や高等教育の将来像が示される中、環境変化や進捗状況も勘案し、第3回目の改定を実施した。これらの改定は教職員参画のもと、改めて見直し、学科会議、教授会、教務連絡協議会、大学・短期大学部評議会、将来計画員会、常勤理事会で協議検討し、評議員会での諮問を経て、理事会で審議決定し一層の明確化を図った。

また、これら「全学グランドデザイン」「長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」等は、学園Webページや広報誌「礎」のほか、学内Webページ等にも掲載し、学内外に対して周知を図っている。

**(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。**

平成28(2016)年度以降、各学部学科のSWOT分析を毎年実施し、平成30(2018)年度においても客観的な環境分析を行った。また、学生確保を主眼に、本学を取巻く環境変化や学生の志向変化に対し、志願者・入学者動向調査（地域別・高校別分析）やアンケート調査などの客観的な分析も同時に行っている。

**(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。**

- ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
- ②人事計画が適切である。
- ③施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

平成 27(2015)年度、平成 29(2017)年度、令和元(2019)年度に「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を計 3 回改定し、これに伴い「中期財務計画」も見直した。この「中期財務計画」は、平成 29(2017)年度をスタートに 6 年間の計画で、各学部学科の学生数や学納金計画を中心に、補助金や外部資金、寄附金等を計上するほか、新たに策定した「中期人員計画」「中長期施設整備計画」を基に算出した人件費や教育研究経費、管理経費、施設設備費等を盛込んでおり、安定した財務基盤の構築を目指している。令和元(2019)年度には、収容定員の実績や九品寺キャンパス大学 7 号館建設着工を勘案し、第 2 回改定を実施した。

また、外部資金獲得のための規程等の改正や事務職員の積極的関与・アナウンス、施設設備資金としての新たな寄付金募集にも着手している。

**(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。**

短期大学部及び各学科の収容定員は、少子化及び社会ニーズや学生ニーズの多様化等を背景に、学科によっては入学定員確保が厳しく、近年は入学定員・収容定員ともに低下傾向にあった。このことから、各学科の志願者・入学者動向の調査分析やカリキュラムの見直し、高大連携の強化、奨学金制度の再構築、資格取得の見直し、オープンキャンパス等の強化による定員確保を最優先課題として取り組んできた。平成 29(2017)年度には、特に低下傾向が顕著だった総合生活学科の入学定員・収容定員を 20 名減員し、入学定員確保のためのこれら施策を強化推進した。これらの施策を行った結果、総合生活学科については平成 30(2018)年度入学者数が増加に転じ、令和元(2019)年度は新たに食物栄養学科、幼児教育学科の入学者数に回復の兆しが見えた。また、短期大学設置基準第 22 条に定める必要専任教員数の充足及び同基準第 20 条第 1 項に基づき、学科の規模および授与する学位の分野に応じて適切な教員を配置し適正な人件費を確保していることに加え、各学科の教育研究の維持・充実に必要な施設設備費等の資金配分を行っている。更に、収容定員充足率に相応した財務体質を図るため、管理経費を中心に効率化を推進し、経費節減に努めている。

**(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができる。**

予算・決算などの財務情報をはじめ、事業計画や事業報告等の経営情報は法令及び規程等に則り、学内外に学園 Web ページや広報誌「礎」等に掲載し適切に開示し教職員の情報共有化に努めている。また、理事会・評議員会等で審議・報告された経営情報等は、理事会・評議員会開催直後の大学・短期大学部評議会で報告されるとともに、常勤理事会等で協議検討した事項については、学長・学長補佐会議で報告され、教授会等へも速やかに伝達可能な態勢を整備している。また、財務情報については、財務分析や部門別損益分岐点分析を実施し、理事会・評議員会で審議報告するほか、教職員へは、SD 研修会等を活用して危機意識の共有化を図っている。

### 3. 課題

将来像やそれを実現するための計画及び財務分析をはじめとした経営情報の共有化を図っているが、その認識や理解度には個人差が大きく、一層の浸透を図る必要がある。また、最大の課題である入学定員の確保については、多様化する学生ニーズを的確に捉え、短期大学部の強みを前面に打ち出した取り組みを展開するとともに、改組を含め各学科の見直しを早急に行い、財務上の安定を確保する必要がある。

### 4. 改善計画

志願者・入学者動向の把握や短期大学部としての強み、学生ニーズや社会からの要請などを十分精査検証し、財務分析結果等を基に、具体的な入学者確保策を更に強化する。

## 5. 事業計画への反映

- 中期財務計画に則った厳格な財務運営の実現、学生生徒等の定員未充足の解消と学生生徒等納付金の見直しによる収入の確保

**基準IV リーダーシップとガバナンス****基準IV-A 理事長のリーダーシップ****基準IV-A-1**

<b>基 準</b>	<b>基準IV</b>	<b>リーダーシップとガバナンス</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準IV-A</b>	<b>理事長のリーダーシップ</b>
<b>区 分</b>	<b>基準IV-A-1</b>	<b>理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。</b>
<b>担 当</b>	<b>学園事務局総務課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

観 点
<p>(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。</li> <li>②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</li> <li>③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。</li> </ul> <p>(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。</li> <li>②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。</li> <li>③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。</li> <li>④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。</li> <li>⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。</li> <li>⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。</li> </ul> <p>(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。</li> <li>②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。</li> <li>③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。</li> </ul>

**2. 現状****(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。**

①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標等を十分理解し学園運営にあたっている。年初に開催される全教職員が参加する年頭交流会において、その年の経営方針を明確に表明している。更に、「全学グランドデザイン」や「長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」、年度毎の「事業計画」「事業報告」などの策定を主導し、それらを学園ホームページや広報誌等を通じ周知を図るなど、全教職員が情報を共有・理解した上で的確に行動できるよう、学校法人の運営全般に対し適切にリーダーシップを発揮している。

また、決算及び事業の実績（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事監査を受け、理事会の議決を経た上で評議員会へ報告し意見を求め、監査法人監査を受けてお

り、適法に行われている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
- ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事長は、学校法人の最高意思決定機関である理事会を寄附行為の規定に基づき開催し適切に運営している。理事会は、理事長が招集し年5回の定例理事会のほか、必要に応じて臨時理事会を開催している。令和元(2019)年度は、令和元(2019)年5月28日、7月16日、10月21日、12月16日、令和2(2020)年3月23日に開催したが、これらは全て理事長が招集し議長を務めている。理事会は、健全に運営されることで第三者評価に対する役割を果たし責任を負うとともに、本学の発展のため、学内外の必要な情報を収集しており、本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。また、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程が整備されている。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

理事会を構成する理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しております、私立学校法第38条（役員の選任）及び寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。

また、学校教育法第9条に定める校長及び教員の欠格事由の規定は寄附行為第10条第2項第3号に準用されている。

### 3. 課題

理事会・理事長・理事については、法令、寄附行為等に則り、適正に機能しており、特に問題はないと認識している。令和2年4月1日施行の改正寄附行為に基づき、理事会・理事の機能、職務・責任・権限を明確化し、その役割を十分發揮できる様に徹底する。

### 4. 改善計画

なし。

### 5. 事業計画への反映

なし。

**基準IV-B 学長のリーダーシップ****基準IV-B-1**

<b>基 準</b>	<b>基準IV</b>	<b>リーダーシップとガバナンス</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準IV-B</b>	<b>学長のリーダーシップ</b>
<b>区 分</b>	<b>基準IV-B-1</b>	<b>学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。</b>
<b>担 当</b>	<b>評議会</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
<p>(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。</p> <p>②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。</p> <p>③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。</p> <p>⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。</p> <p>⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p> <p>(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>①教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。</p> <p>⑤教授会の議事録を整備している。</p> <p>⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。</p>

**2. 現状****(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。**

①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

本学学則に学長について次のように定めている。

## (学長権限)

第4条の2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

## (学長、教授その他の職員)

第59条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、学長補佐、短期大学部部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

また、本学の教授会及び評議会について、学則につきのように定めている。

## (教授会)

第62条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

## (評議会)

第63条 本学及び尚絅大学の運営上の重要事項を審議するため、尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

尚絅大学短期大学部教授会規程には、教授会と学長の関係について次のように規定している。

## (教授会の構成)

第2条 教授会は、短期大学部の教授をもって組織する。

2 学長は、教授会の議を経て、教授会の組織に准教授その他の教職員を加えることができる。

## (教授会の招集)

第3条 学長は、教授会を招集し議長の任にあたる。短期大学部部長は、原則として学長の任を代行する。ただし、短期大学部部長に支障があるときは、学長と協議の上指名した教授がこれを代行する。

教授会規程第3条に基づき、学長は短期大学部部長に教授会の運営を代行させている。ただし、短期大学部部長は事前に教授会の議題について報告を行い、必要に応じて審議内容、審議方法についても学長に打合せを行っている。教授会資料は学長に送付され、教授会終了後は教授会で確認された議事要録が学長に送付されている。

また、併設の尚絅大学とともに設置する尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会では、両大学の運営上の重要事項を審議している。審議する事案の性格ごとに議決権者を定め、両大学の独立性を保ちつつ、両大学共通の事案、各大学固有の事案ごとに審議を行う。評議会の議長は学長（本学学長が尚絅大学学長を兼務している）が務め、学長が短期大学部部長、大学の各学部長等と相談の上議題の選定を行っている。

このように、学長は教授会の意見を聴き、評議会における審議と調整を経て、大学としての最終的決定を行っている。

## ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

尚絅大学・尚絅大学短期大学部学長選考規程に次のように定められている。

## (学長の資格)

第5条学長は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者とする。

現学長は、本選考規程に定める選考基準に基づき学長選考委員会が選考を行い、最終候補者を選考して理事会に報告し、これに基づき理事会が選考し、令和2(2020)年4月1日に理事長が発令した。

## ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

本学及び併設の尚絅大学は、尚絅学園の建学の精神及び教育理念に基づき、「智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する」という理念を掲げ、このもとに本学の目的及び使命を学則第1条に定め、学則第4条に総合生活学科、食物栄養学科、幼稚教育学科の目的を定め、これらに基づいて各学科は3つのポリシーを定めている。本学はこの学則に基づき、3つのポリシー等を中心に運営されている。学長はこれらに基づく評議会、教授会、各種委員会の審議及び事務部の運営を掌握し、適正な審議運営がなされるよう管理に努めている。

## ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

本学学則第70条に懲戒について次のように定めている。

## (懲戒)

第70条 学生が本学の規則に違反し、また、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業成績不良で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 第2項に定める懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

これに基づき、尚絅大学短期大学部学生懲戒規程を制定し、この規程に基づき 尚絅大学短期大学部学生懲戒処分細則を定めている。

## ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

本学学則に、学長、教授その他の職員について次のように規定している。

## (学長、教授その他の職員)

第59条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、学長補佐、短期大学部部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

上掲第3項に基づき、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督している。

**⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。**

学長の選考については、前項②にも記載のとおりで、現学長は尚絅大学・尚絅大学短期大学部学長選考規程により選考され、令和2(2020)年4月1日に任命され、以来教学運営の職務遂行に努めている。

**(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。**

**①教授会を審議機関として適切に運営している。**

本学学則第63条に基づき教授会を設置し、教授会は尚絅大学短期大学部教授会規程によって運営されている。同規程第3条により、学長は短期大学部部長に学長の任を代行させ、教授会の運営を委ねている。ただし、短期大学部部長は事前に教授会の議題について報告を行い、必要に応じて審議内容、審議方法についても学長に打合せを行っている。教授会資料は学長に送付され、教授会終了後は教授会で確認された議事要録が学長に送付されている。

このように、学長は教授会を審議機関として適切に運営している。

**②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。**

尚絅大学短期大学部教授会規程第4条に次のように定めている。

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び規程に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 退学、転学、休学、復学及び除籍等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 人事に関する事項
- (8) 尚絅大学評議会から審議を附託された事項

教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 試験及び資格取得に関する事項
- (2) 校務分掌に関する事項
- (3) 各種委員会設置に関する事項
- (4) 教育研究上必要と認める事項
- (5) その他本学教授会において必要と認める事項

これにより、教授会が意見を述べる事項は明らかにされ、周知されている。

**③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。**

前述の尚絅大学短期大学部教授会規程第4条に定めるところに従って、(1) 学生の入学及び卒業に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項等及び教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。

**④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。**

本学は、学則第61条第2項に基づき尚絅大学短期大学部教授会規程を制定し、これに基づき原則として

毎月1回定例教授会を開催し、必要に応じて臨時教授会を開催している。また、併設の尚絅大学と、大学・短期大学部評議会を置き、両大学の教育・研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項、学則その他重要な組織の設置又は廃止及び定員に関する事項等を審議している。

**⑤教授会の議事録を整備している。**

教授会の議事要録は九品寺キャンパス事務部教務課が案を作成し、短期大学部部長が確認の後、次回教授会の開催通知と同時に構成員に電子メールで送信し、次回教授会の開催に先立ち構成員で確認して確定する。確定した議事要録は、学長、学園理事長、学園常務理事に送付されるとともに、両キャンパス事務部及び大学企画室に保管されている。

**⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。**

本学の3つのポリシーは学科ごとに作成している。各学科で案を作成し、あるいは見直しを行い教務連絡協議会で全学的な観点から調整と整理を行い、短期大学部教授会において審議し最終案を確認したうえで、尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会で審議し確認を行っている。評議会の審議及び報告連絡事項は教授会に報告される。このような審議手続きを通じて、3つの方針は教授会において認識を共有している。

**⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。**

本学学則第70条第2項に基づき、尚絅大学短期大学部部会及び委員会規程を制定している。同規定には、次のとおり部会及び委員会の設置を定めている。

(部会)

第2条 本学に下記の部会を置く。

- (1) 将来計画委員会短期大学部会
- (2) 入試管理委員会短期大学部実施部会
- (3) 学生支援委員会九品寺キャンパス部会及び榆木キャンパス部会
- (4) 図書館運営委員会本館部会及び分館部会

2 その他、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会に関する規程は別に定める。

(委員会)

第3条 本学に下記の委員会を置く。

- (1) 教務委員会

上掲第2条第2項に基づき、上記のほか必要に応じて委員会を設置している。

### 3. 課題

学則に基づく学生懲戒規程、学生懲戒処分細則については、併設の尚絅大学の規程との整合性を含めて見直しが必要である。

### 4. 改善計画

学則に基づく学生懲戒規程、学生懲戒処分細則について、併設の尚絅大学の規程との整合性を含めて見直しを行っている。

### 5. 事業計画への反映

なし。

**基準IV-C ガバナンス****基準IV-C-1**

<b>基 準</b>	<b>基準IV</b>	<b>リーダーシップとガバナンス</b>
<b>テ ー マ</b>	<b>基準IV-C</b>	<b>ガバナンス</b>
<b>区 分</b>	<b>基準IV-C-1</b>	<b>監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。</b>
<b>担当部局</b>	<b>学園事務局総務課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点**

<b>観 点</b>
(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。 (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

**2. 現状**

<b>(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。</b>  寄附行為第5条第2項で定める監事2名は、いずれも学外の非常勤監事で、それぞれ金融機関の監査役経験者と弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後は文部科学省主催の研修会に参加するなど、本学園の業務及び財産の監査に関し研鑽を積んでいる。また、財産の状況把握のため監査法人の期中監査の際には、ほぼ毎回立ち合い公認会計士との意見交換を行っているほか、「監事監査基準」「監事監査マニュアル」等を活用し、令和元(2019)年度は、年度監査計画を基に年間を通じて単独で監査業務を行うほか、理事長直轄の内部監査室との連携により、適宜適切な監査を行っている。
<b>(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。</b>  理事会及び評議員会には少なくとも1名が出席し、予算・決算などの審議のほか、中長期行動計画に関する審議、事業計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関し意見を述べている。
<b>(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。</b>  寄附行為第14条第3項に、監事は当該会計年度終了後2カ月以内に監査報告書を提出することと定めており、監事は5月の定例理事会及び評議員会において監査報告を行ない、報告書を提出している。

**3. 課題**

令和2年4月1日施行の改正寄附行為に基づき、監事の職務・責任・権限を明確化し、その役割を十分果たすこととしている。また監査体制については、内部監査室、公認会計士（監査法人）及び幹事の三様監査体制による一層の内部統制及び監事監査強化を図る。内部監査室は、監査法人往査の時の意見交換を定着させ、自信の内部監査の精度向上と併せて監事への報告を行い3者間での連携を推進する。
---

4. 改善計画

なし。

5. 事業計画への反映

なし。

**基準IV-C-2**

<b>基 準</b>	<b>基準IV</b>	リーダーシップとガバナンス
<b>テ ー マ</b>	<b>基準IV-C</b>	ガバナンス
<b>区 分</b>	<b>基準IV-C-2</b>	評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。
<b>担 当</b>	<b>学園事務局総務課</b>	

**1. 自己点検・評価のための観点****観 点**

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。  
 (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

**2. 現状**

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

寄附行為第 19 条第 2 項において「評議員会は 18 人以上 21 人以内の評議員をもって組織する。」とし、寄附行為第 5 条で「理事の定数は 7 人以上 9 人以内」と規定している。令和元(2019)年 5 月 1 日現在の評議員数は 20 人、理事は 9 人となっており、理事の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

評議員の構成は、設置校の学長・校長の職指定 2 名のほか、職員評議員 4 名、設置校の同窓会からそれぞれ 1 名の計 3 名、設置校の保護者からそれぞれ 1 名の計 4 名及び学識経験者 7 名となっている。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催され、私立学校法第 42 条に掲げる予算や事業計画などについて予め意見を聞くことに加え、寄附行為第 33 条第 2 項に定める監事の意見が附された決算及び事業の実績について報告を受け意見を述べている。また、寄附行為第 21 条に定める事項に対して多面的な見地から意見を述べるなど、経営の透明性、健全性を担保するために適切に運営されている。令和元(2019)年度の評議員会の開催状況及び出席状況は【表 1】のとおりである。なお、評議員会に欠席する評議員は、事前配布の資料等に基づき賛否を表明する「議決権行使書」を提出し全員の意見を反映している。

【表1】令和元(2019)年度評議員会開催状況及び出席状況

評議員会	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況 (名/名)
	定員	現員(a)		出席者数 (b)	出席率 (b/a)	うち意思表示者数	
第1回	18~21人	20人	令和元年5月28日	20人	100%	4人	2/2
第2回	18~21人	20人	令和元年7月16日	20人	100%	2人	1/2
第3回	18~21人	20人	令和元年10月21日	20人	100%	1人	1/2
第4回	18~21人	20人	令和元年12月16日	19人	95%	2人	1/2
第5回	18~21人	19人	令和2年3月23日	18人	94.7%	0人	2/2

### 3. 課題

評議員会は、寄附行為に則り適切に運営され、理事会の諮問機関としての役割を果たしている。令和2年4月1日施行の改正寄附行為に基づき、評議員会・評議員の機能・職務・責任・権限を明確化し、その役割を十分発揮できる様に徹底する。

### 4. 改善計画

学校教育法や私立学校法の改正や学校法人の公共性、公益性の観点から一層のガバナンス強化への弛まぬ改革を推し進める必要があると認識している。

### 5. 事業計画への反映

- ・経営力の強化、役員の責任と権限の明確化及び監事機能、評議員会機能の充実、自主行動基準であるガバナンスコードの策定等

**基準IV-C-3**

<b>基 準</b>	<b>基準IV</b>	リーダーシップとガバナンス
<b>テ ー マ</b>	<b>基準IV-C</b>	ガバナンス
<b>区 分</b>	<b>基準IV-C-3</b>	短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報報を公表・公開して説明責任を果たしている。
<b>担 当</b>		学園事務局経理課、九品寺キャンパス庶務会計課、武藏ヶ丘キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス教務課、武藏ヶ丘キャンパス教務課

**1. 自己点検・評価のための観点****観 点**

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。  
(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

**2. 現状**

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

本学の教育研究上の目的に関することをはじめとして、学校教育法施行規則の規定に基づき資料1のとおり教育情報を本学ホームページ上で公表している。

また、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレートのサイトにも本学の教育情報を掲載し公表している。

- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

私立学校法第47条の規定に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書に加え、経年比較やグラフ化による決算の概要、科目等の解説、学校法人会計と企業会計の違い、さらに、長期ビジョンと中長期行動計画、単年度の事業計画の概要などを学校法人のホームページに公表するほか、一部は学園広報誌「礎」や大学ポートレート等にも掲載し、一般に広く情報提供するなど、積極的な取組・工夫を行っている。

**3. 課題**

学校法人の公共性、公益性に鑑み、学校教育法・私立学校法等に基づき既に適宜適切かつ正確な情報公表を実施しているが、一層の社会への説明責任、ステークホルダーへの十分な情報提供の観点から、情報公開に関する規程が未整備であると認識している。

**4. 改善計画**

本学のガバナンス改革を自主的に進めるうえで、令和元(2019)年度に制定した尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンスコードに即した点検を実施するとともに、情報公開に関する規程を制定することとしている。

**5. 事業計画への反映**

- ・積極的な情報公開と経営状況の可視化を掲げ、その中に「情報公開規程」の制定とそれに伴う適切な情報開示状況のチェックと見直しを実施